

# インド標準に関する報告書

2017年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ニューデリー事務所

知的財産・イノベーション部 貿易制度課

近年、新興国においても標準・規格の策定が進んでおり、こうした国への輸出や現地での製造・販売において、それに適合することが必要となるケースが増えるなど、ビジネス上の重要性が高まっている。また、規格に適合させるだけでなく、自社に不利になるような規格を作られないように、規格策定の段階から積極的な働きかけを行うことも重要となっている。

本報告では、インドにおける標準・規格の策定プロセスについて基本的な情報を取りまとめた。本報告書がインドにおける標準・規格への対応の一助となれば幸いである。

**【免責条項】**

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

# 目次

1	標準についての概要.....	1
1.1	標準とは何か.....	1
1.2	インドの標準についての概要.....	1
1.3	インド標準局.....	2
1.4	業界ごとのインド標準の分類.....	3
1.5	標準の策定および改正の各段階.....	7
1.6	標準および技術規制を策定するその他の機関.....	8
1.7	策定または改正された各年の標準.....	18
1.7.1	産業別標準の件数.....	19
2	研修および適合性評価システム.....	35
2.1	研修.....	35
2.1.1	国立標準化研修研究所.....	35
2.1.2	標準化・試験・品質認証総局.....	36
2.1.3	国立試験・校正機関認定委員会.....	37
2.1.4	英国規格協会.....	37
2.1.5	SGS インド.....	37
2.1.6	ビューローベリタス・インド.....	38
2.2	適合性評価システム.....	38
2.2.1	認証（認定を含む）および試験サービスにかかわる機関.....	40
3	ハイテク産業における標準.....	46
3.1	冶金および冶金工学に関する標準.....	46
3.2	情報通信技術（ICT）に関する標準.....	53
3.2.1	電気通信に関する標準.....	54
3.3	自動車に関する標準.....	57
3.4	半導体に関する標準.....	59
3.5	コンピューター工学に関する標準.....	61
3.6	航空宇宙産業に関する標準.....	64
3.7	ロボット工学に関する標準.....	64

3.8	モノのインターネット .....	66
3.9	環境基準 .....	68
4	インドと国際参加 .....	70
4.1	国際標準策定におけるインドの役割 .....	70
4.2	国際協力覚書 (MoU) および国際相互承認 (MRA) .....	71
4.3	インドにおける海外の標準策定団体・機関 .....	74
5	今後の見通しと課題 .....	78
5.1	事例研究 .....	79
6	付属資料 .....	82
6.1	鉄鋼産業—環境保護規則 .....	82
6.2	自動車に関する標準 .....	86
6.3	半導体に関する標準 .....	110
6.4	コンピューター工学に関する標準 .....	126
6.5	航空宇宙産業に関する標準 .....	134
6.6	環境基準 .....	142

# 1 標準についての概要

## 1.1 標準とは何か

国際標準化機構（ISO）<sup>1</sup>によれば、「標準とは材料、製品、過程およびサービスがその目的にかなうよう一貫して用いられうる要件、仕様、ガイドラインまたは特性を提供する文書」をいう。言い換えれば、標準とは利用者が特定の製品、サービスまたは慣例について、信頼できる想定を行うことのできる一連の合意された原理または判断基準である。

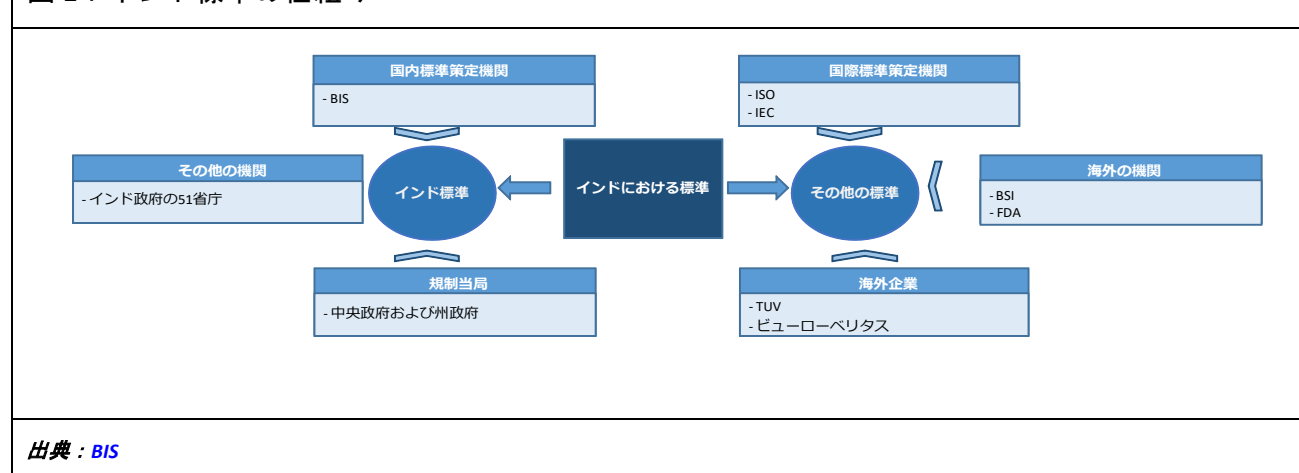
## 1.2 インドの標準についての概要

インドにおける標準は、インド標準局法（1986年）の下に設立されたインド標準局（BIS）によって策定されている。これはインド国内の標準化団体であり、農産物（格付けおよび表示）法（1937年）および医薬品化粧品法（1940年）の対象となるものを除く、すべての分野にまつわる標準を開発・策定する役割を担っている。

BISはインド政府の消費者問題・食糧・公共配給省管轄のもと機能している。BISは必要に基づいて標準を策定しており、このことはインドにおける標準の採用が性質上、おおむね自主的なものであり、その実施が関係者による採用に基づいていることを意味している。インドにおける標準は契約内に規定されるか、法律において言及されるか、あるいは中央政府または州政府の特定の命令において義務付けられた場合にのみ、法的拘束力を持つ。政府は国民の健康と安全を確保し、消費者の福祉を確保するため、飲料水または家電製品といった製品の規制を強化している。

インドにおける標準に加えて、インドではISOや国際電気標準会議（IEC）<sup>2</sup>といった国際標準の開発団体が特定したその他の標準も同様に活用されている。

図1：インド標準の仕組み



出典：BIS

出典：ISO、BIS、SESEI

<sup>1</sup> ISOは自主的に国際標準を策定する独立した非政府組織である。その会員は、加盟163か国の国内標準化団体からなる。これまでに、ほとんどの業界をカバーした21,000以上の国際標準を発行している。

<sup>2</sup> IECはあらゆる電気・電子技術および関連技術についての国際標準を策定・発行する非政府組織である。

### 1.3 インド標準局

インド標準局は 1986 年のインド標準局法の施行後に、前身であるインド標準機関 (ISI) に代わって設立された。1986 年の同法は、2016 年のインド標準局法によって取って代わられた。新法は BIS の範囲を拡大してサービスや過程、製品を含み、また世界的な成功事例に沿った多様な適合性評価を可能にしている。新法はまた BIS に対して、海外で公式にインドを代表する法的な後ろ盾を与えている。

BIS はニューデリーに本部を、またインド全土に支部や地方支部を持っており、業界に対する認証サービスを提供して、特定の地域における州政府や各業界、技術団体、消費者団体などとの間での効果的な連携をもたらしている。

#### BIS の各機能

同局の主な機能は、以下に分類されるインド標準の策定である。

- 基本標準
- 製品仕様
- 検査方法
- 実施規則、ガイドライン、その他

BIS が技術規則<sup>3</sup>を作成することはない。これらはインド政府の各省庁の管轄下にある各部署が発行するか、もしくは各州が権限を付与した各規制機関が発行する。しかし、ある特定の製品・サービスに関する技術規則については、BIS 標準に適合することが求められる。

インドにおける標準の開発・策定に加えて、BIS のその他の機能には以下のようなものがある。

- **検査・補正サービス (適合性評価)** : BIS は国内の様々な地域に一連の試験所を持っており、ライセンスの申請者が提供した認証製品やサンプルの適合性検査を行っている。
- **認証** : BIS は (海外および国内のメーカーに対して) 製品を認証し、品質マネジメントシステム (QMS) や環境マネジメントシステム (EMS) を認証する。また、貴金属類の品質証明を行い、食品業界に対しては、危害分析重要管理点 (HACCP) 方式を運用している。
- **インド標準およびその他出版物の販売** : BIS は本部および地方支部を通じて、インド標準およびその他の出版物を販売している。海外および国際標準についても取り寄せ、産業界が利用できるようにしている。しかし、海外・国際標準については、ニューデリーの販売所のみで販売されている。
- **国際的活動** : BIS は ISO の設立メンバーであり、IEC とも積極的に連携している。BIS はその主要な専門委員会の参加会員 (P メンバー) またはオブザーバー会員 (O メンバー) である。また、BIS は世界貿易機関 (WTO) の「貿易の技術的障害に関する協定 (TBT)」の正式な問い合わせ窓口としても指定されている。
- **広報活動** : BIS は産業界や大規模調達者、法的機関、大学などがインド標準を幅広く活用できるよう、様々な広報活動にも力を入れている。BIS による標準の広報活動では、

<sup>3</sup> 製品の特性またはそれに関係する過程や製品の製造方法について規定した文書であり、遵守することが義務付けられた適用可能な管理規定を含む。また、製品や過程、製造方法にそれらを適用する際の用語や記号、包装、表示、ラベル作成の要件についても、それらを含むか、独占的に取り扱う場合もある。

インド標準の法律内での利用に重点を置いており、標準の実施を改善するため部門および国家レベルの委員会を設立し、標準についての意識を改善するため報道機関や教育機関とも連携を強化している。

- **訓練サービス**：BISでは、国立標準化訓練研究所（NITS）を立ち上げ、標準化、適合性評価、試験所認定、消費者保護などについての訓練を提供している。これらの訓練は BIS の職員、スタッフ、外部参加者が行っている。

## 海外メーカー認証体制

2000年以降、BISは海外メーカー認証体制（FMCS）を運用している。同体制のもとで、BISは海外のメーカーが消費者の安全および製品・サービスの信頼性を確保するための標準を提供してきた。

- FMCSのもとでは、ニューデリーの海外メーカー認証局（FMCD）が海外メーカーにライセンスを与え、インド標準に適合する製品には「標準マーク」を使用することができる。
- これは、電子機器・情報技術局（DeitY）が通知する電子製品およびIT製品を除き、すべての製品のライセンス付与について適用可能である。
- このライセンスは、関係するインド標準に従って製品が製造され、検査された場所について与えられるものであり、「標準マーク」はインド標準に適合する製品に適用される。
- このライセンスを得るためには、海外メーカーはインド準備銀行の許可を得たうえで、インド国内に連絡窓口または支店を設立しなければならない。
- メーカーの適格性は以下に基づいて評価される。すなわち、インド標準に従った社内製造・検査施設、正社員の検査人員の適性、および製品サンプルがインド標準に適合しているかどうか、が評価される。
- BISが与えた初年度のライセンスの有効期間は1年間である。
- このライセンスはメーカーの経営状況が条件を満たすものである場合、1～2年間の期間で更新することができる。

BISは2014～2015年までにFMCSのもとで約470件のライセンスを発行しており、世界中の40か国以上の製品をカバーしている。これらの製品には、セメントや高密度ポリエチレン管、特殊調製粉乳、プラスチック製哺乳瓶、開閉装置、電源プラグおよびコンセント、小型ブレーカー、残留電流ブレーカー、塩ビ絶縁ケーブル、電気アイロンの安全性のためのポリエチレン絶縁ケーブル、木製品、タイヤおよびチューブなどがある。

出典：[BIS](#)、[SESEI](#)、[BIS FMCS](#)、[FMCS](#)

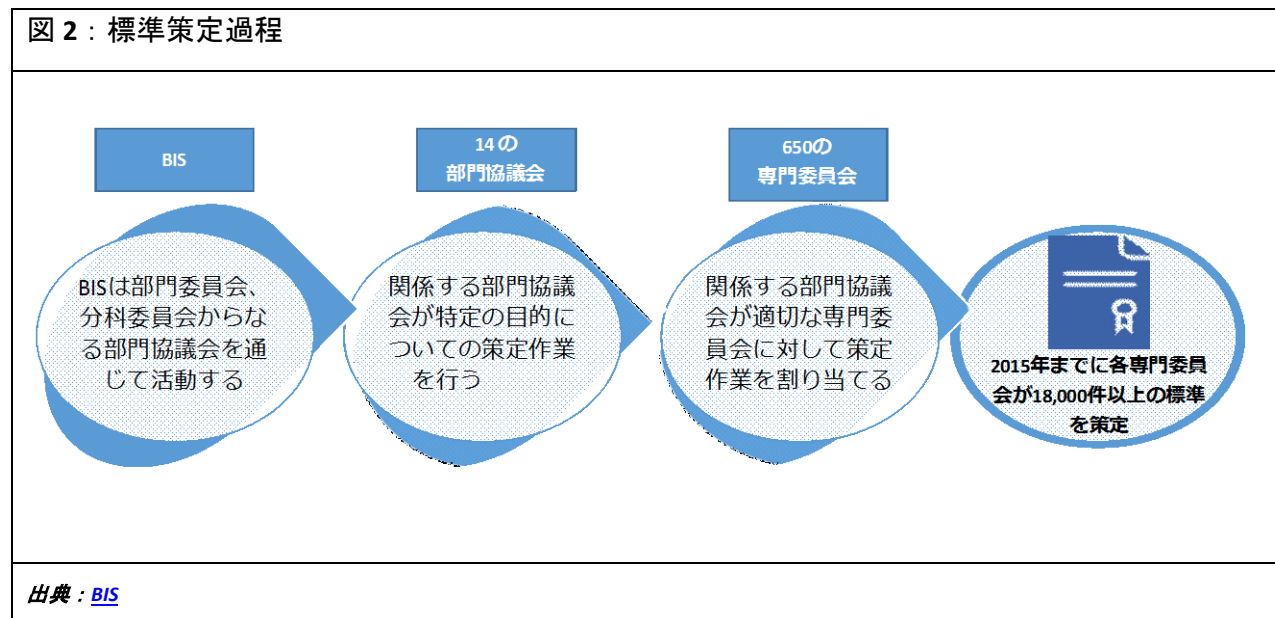
## 1.4 業界ごとのインド標準の分類

BISは標準の策定のための14の部門からなる協議会を指定した。これらの部門協議会は標準諮問委員会（SAC）によって各業界および技術の特定の領域に設立された。協議会は様々な専門委員会（TC）、部門委員会、分科委員会および小委員会からなる。さらに、これらの部門協議会は特定の領域内に専門委員会を立ち上げ、その範囲を定め、議長および委員を指名し、その活動を調整している。

専門委員会は連邦省の関連各庁からの上級職員が議長を務め、学界や関連業界、事業者団体の代表者が出席して、関連する民間部門の専門家を選出する。

業界団体の代表者は、標準に対して影響を及ぼす陳情活動において重要な役割を果たしている。彼らはインドの企業に対して必要とされる陳情の仕組みを提供している。例えば、インド工業連盟（CII）がそういった団体の一例であり、特に積極的に BIS を支援し、インドの標準システムにおいて産業界の意見や参加を促進している。

図 2：標準策定過程



部門協議会の詳細は以下の通りである。

- 生産および一般工学部門協議会

- 機械製図やねじ山、ファスナー、伝動装置、計量器、工学計測学、ベアリング、ギア、測時学、工作機械、手工具、切削工具、空気動力工具、流体動力システム、および製造のオートメーション化、ロボット工学といった、基礎工学や生産工学の分野において標準化を提供する。
- この部門協議会のもとには全部で 25 の専門委員会があり、2016 年までに 2,099 件の標準を公表した。

- 化学部門協議会

- 塗料や関連製品、ガラス・陶器、紙・文具、革製品・靴、石鹼・洗剤、写真用具・電気めっき用具、ラック染料・ラック製品、断熱材、産業用ガス、爆発物・花火、核物質、化学品ハザード、（化学部門の活動に関する範囲内での）水質、環境保護および産業の安全といった、化学および化学製品の分野において標準化を提供する。
- この部門協議会のもとには全部で 26 の専門委員会があり、2016 年までに 1,661 件の標準を公表した。



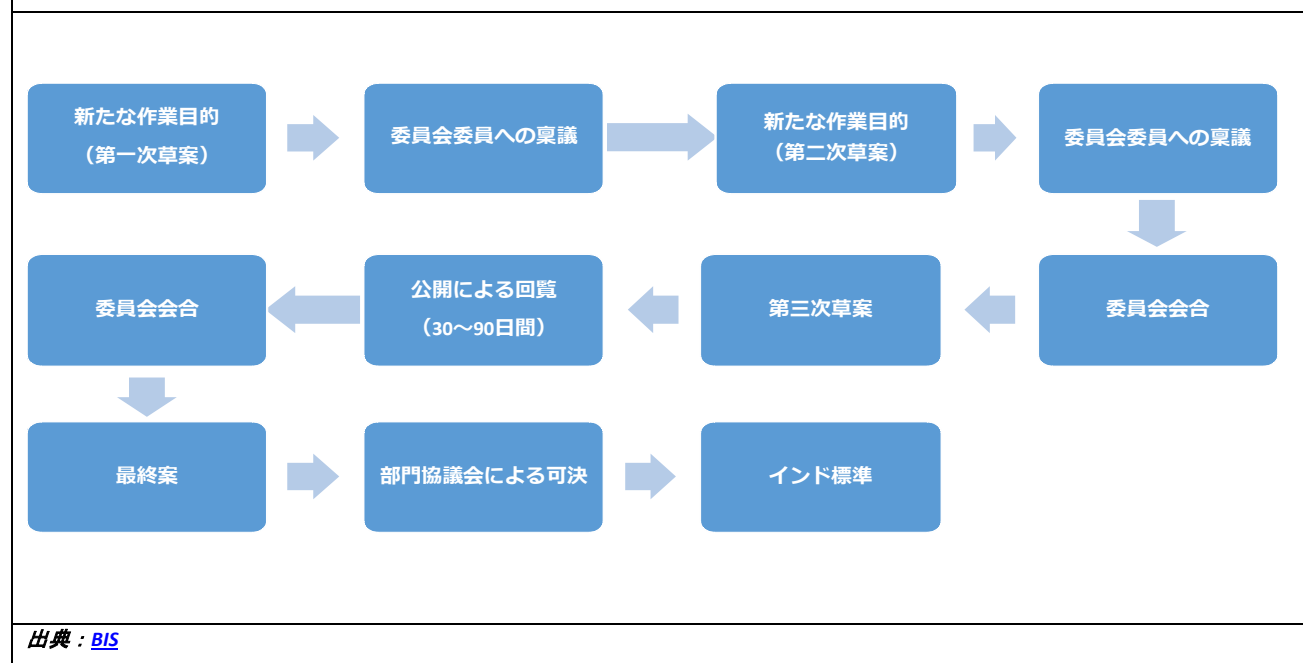
- **土木工学部門協議会**
  - － 構造工学、建築資材および建築構成材、土木構造物の計画・設計・建築および維持管理、建設施工、建物の安全といった、土木工学の分野において標準化を提供するが、特に河川計画に関するものを除く。
  - － この部門協議会のもとには全部で 37 の専門委員会があり、2016 年までに 1,749 件の標準を公表した。
- **電気技術部門協議会**
  - － 電気の発電・送電・配電および利用設備、絶縁体、巻線、計測・プロセス制御装置、一次・二次電池の分野において標準化を提供する。
  - － この部門協議会のもとには全部で 41 の専門委員会があり、2016 年までに 1,534 件の標準を公表した。
- **食品・農業部門協議会**
  - － 食品加工、農業生産物および農業機械を含む食品・農業の分野において標準化を提供する。
  - － この部門協議会のもとには全部で 27 の専門委員会があり、2016 年までに 1,940 件の標準を公表した。
- **電子工学・情報技術部門協議会**
  - － 情報技術を含む電子工学および通信技術の分野において標準化を提供する。
  - － この部門協議会のもとには全部で 26 の専門委員会があり、2016 年までに 1,510 件の標準を公表した。
- **機械工学部門協議会**
  - － 鋳業、ボイラー、圧力容器、冷蔵・空調、資材運搬、化学工学、およびコンプレッサー、ガスシリンダー、石油・ガスバーナー、井戸掘削装置、ポンプ設備、教育資材のようなその他の一般工学といった、機械工学の分野において標準化を提供する。
  - － この部門協議会のもとには全部で 28 の専門委員会があり、2016 年までに 1,174 件の標準を公表した。
- **管理・システム部門協議会**
  - － （製造およびサービス部門をカバーする）品質マネジメントシステム、統計的品質管理（SQC）、管理および生産性、文書化および情報システム、出版・グラフィックス技術を含む、その他すべての部門協議会に関係する基本的な標準、品質管理の分野において標準化を提供する。
  - － この部門協議会のもとには全部で 13 の専門委員会があり、2016 年までに 291 件の標準を公表した。

- **冶金工学部門協議会**
  - － 鉄鋼および非鉄金属、合金・合金製品、鉱石・鉱物、鑄造所、耐火物、粉末冶金、熱処理、腐食防止、金属・非金属被膜（塗料、顔料、釉薬を除く）、溶接（電気溶接装置を除く）といった、冶金技術および冶金工学の分野において標準化を提供する。
  - － この部門協議会のもとには全部で 28 の専門委員会があり、2016 年までに 1,656 件の標準を公表した。
- **石油・石炭および関連製品部門協議会**
  - － 石油・天然ガス、石炭、石炭関連製品、アルコール、染料中間体、天然・合成香料、化粧品、農薬、プラスチック、硬質・半硬質・軟質プラスチックコンテナ、ゴム、粘着剤、玩具、スポーツ用品といった分野について標準化を提供する。
  - － この部門協議会のもとには全部で 16 の専門委員会があり、2016 年までに 1,352 件の標準を公表した。
- **交通工学部門協議会**
  - － 空路・水路・陸路・鉄道輸送、定置型のディーゼルエンジン、ISO 準拠の貨物コンテナ、輸送貨物の包装などを含む、交通工学の分野において標準化を提供する。
  - － この部門協議会のもとには全部で 18 の専門委員会があり、2016 年までに 1,106 件の標準を公表した。
- **繊維製品部門協議会**
  - － 天然繊維・人工繊維および同製品、ジオテキスタイル、染料、繊維助剤、繊維機械といった、繊維製品の分野において標準化を提供する。
  - － この部門協議会のもとには全部で 25 の専門委員会があり、2016 年までに 1,183 件の標準を公表した。
- **水資源部門協議会**
  - － 灌漑や飲料水のための水資源の利用、地下水開発などの各活動を含む、水資源開発の分野において標準化を提供する。
  - － この部門協議会のもとには全部で 18 の専門委員会があり、2016 年までに 436 件の標準を公表した。
- **医療機器および病院設計部門協議会**
  - － あらゆる種類の手術器具、電気医療機器、包帯、麻酔設備、リハビリ設備、義肢、生物学的染料、獣医外科手術器具、歯科医学、実験器具・設備、病院設計といった、医療機器の分野において標準化を提供する。
  - － この部門協議会のもとには全部で 25 の専門委員会があり、2016 年までに 1,152 件の標準を公表した。

## 1.5 標準の策定および改正のプロセス

インドにおける標準の策定過程では、産業界の需要に適合させ、インド標準を国際標準（ISOまたはIEC）と調和させることを目指している。BISは標準の策定においてISOおよびIECのガイドラインに従うか、またはインド標準を策定する際の基礎としてISOおよびIECの標準を活用している。標準を策定する一方で、BISはWTOおよびTBTの適正実施基準にも従っている。

図3：BISのインド標準策定・改正における各過程



上記のプロセスに関する各段階の詳細は以下の通りである。

- 中央政府、州政府、連邦直轄領政府の各省庁、消費者団体、産業部門、業界団体、専門機関、BIS 委員および BIS の専門委員会委員は、BIS に対して標準の策定・修正・改正または取消を文書で提案することができる。
- BIS の関係部門協議会が提案を調査し、検討後または関係当事者との審査・諮問後に要件を満たした場合、ある特定の対象についての標準の策定作業が実施される。さもなければ、提案者には提案が不受理であったことが通知される。
- 必要性の検証後、関係部門協議会が適切な専門委員会に対して標準の策定作業を割り当てるか、またはその目的に応じた新たな専門委員会を任命する。
- 委員会によって準備され、正式に承認された標準案は草案として発行され、少なくとも一か月間、批評や改善の提案のために様々な関係委員の間で稟議される。専門委員会がこの草案を適切なものと判断した場合、この段階は省略される場合がある。
- 批評やフィードバックの採用後に文書の内容または構造が大幅に変更される場合、第二案が稟議される。

- 適切な専門委員会が草案の修正後 30～90 日間、草案を一般意見の公募のために回覧し、その後、受理した意見を適切に検討して、標準案を最終決定する。
- 標準の最終案を専門委員会が承認したのち、関係部門協議会の議長に提出して、委員会を代表して採用する。
- 採用後、標準案がインド標準となる。

確定された標準はすべて定期的に審査され、少なくとも 5 年に一度は改正または取消の必要性を決定する。専門委員会の意見によって修正または改正の必要がないとされた標準は、専門委員会によって再承認される。

## インド標準の策定における海外企業の役割

海外企業は、インドにおいて登録しインド国内で操業する企業のみが、専門委員会の委員である場合に、直接またはインドの提携企業を通じて、標準の策定過程に参加することができる。海外企業の操業の専門性および規模に基づき、BIS は各企業に対して、専門委員会の委員になるよう働きかけ、標準案の改善のため、意見や提案を募集する。

海外企業の参加の度合いおよび役割は業界ごとに異なる。通常、消費者に特化している業界の場合（例：消費財）、その役割は高くなる。同時に、国家にとって戦略的な重要性を持つ業界の場合には、海外企業の役割は制限されている。

海外企業は直接・間接に関係なく、標準の策定プロセスに影響を及ぼすことはできない。しかし、これらの企業は業界団体または専門委員会の一員として、BIS に文書で提案することにより、標準の策定・改正・取消のプロセスを開始することができる。

### 1.6 標準および技術規制を策定するその他の機関

BIS はインド政府の各省庁のようなその他の機関から、標準の策定について意見を集めている。これらの機関は技術規制を策定する際にも重要な役割を担っている。

各機関の概略は以下の通りである。

番号	機関名	役割および責務
1	インド食品安全基準局（FSSAI）、保健家族福祉省	FSSAI は 2006 年の食品安全基準法のもとで設立された。その主な機能には以下のようなものがある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 食料品のための科学に基づく標準の策定</li> <li>• 食品の製造・保管・流通・販売・輸入の規制</li> <li>• 人間が消費する食品の安全性および健全性の確保</li> </ul>
2	石油・爆発物安全機構（PESO）、商工業省	PESO は 1884 年の爆発物法および 1934 年の石油法、1952 年の引火性物質法、およびこれらの法律のもとで規定され

		<p>た規則の管理組織として委任されている。主な機能には以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 火災および爆発から国民や財産の安全性を確保</li> <li>● BIS およびその他の最高機関と協力して国民の安全に関する国内標準を策定し、インド標準を国際標準と調和</li> </ul>
3	標準化理事会、国防省	<p>標準化理事会は 1962 年に国防研究開発機構（DRDO）の下部組織として設立された。その主な機能には以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国防業務における製品の普及の管理</li> <li>● 防衛軍の軍備および効率に影響しない現在の在庫の削減</li> </ul>
4	中央電力庁（CEA）、電力省	<p>CEA は 1948 年の電力（供給）法によって制定された法定機関である。その主な機能には以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 発電所、送電線、送電網接続設備の建設のための技術標準の策定</li> <li>● 発電所および送電線の建設・操業・維持管理のための安全上の要件の策定</li> <li>● 送電線の操業・維持管理のための送電網標準の策定</li> </ul>
5	インド食糧公社、消費者問題・食糧・公共配給省	<p>インド食糧公社は 1964 年の食糧公社法に基づいて設立された。その主な機能には以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業従事者の利益を守るための効果的な価格支援活動の策定</li> <li>● 公共配給システムのための食糧穀物の国内全域への分配の確保</li> <li>● 国民の食の安全を確保するための食糧穀物の実効的かつ十分な在庫の確保</li> </ul>
6	流通調査局（DMI）、農業省	<p>DMI は農業協同組合局（DAC）の農業マーケティングアドバイザーが率いている。その主な機能には以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● インド政府の農業マーケティング政策・プログラムの実施</li> <li>● 農業および同類農産物の標準化・格付け・品質管理</li> </ul>
7	中央公害規制委員会（CPCB）、環境森林省	<p>CPCB は 1974 年の水質汚濁（防止および管理）法のもとで制定された。その主な機能には以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 水質汚濁の防止・管理・低減による、各州の様々な地域における河川および井戸の清浄度の促進</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>•国内の大気の水質の向上、国内の大気汚染の防止・管理・低減</li> <li>•水質・大気汚染の防止・管理および大気の水質の向上に関するあらゆる問題についての中央政府への勧告</li> </ul>
8	肥料局、化学肥料省	<p>肥料局は化学肥料省の管轄下にある。その主な機能には以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•国内の農業生産を最大化するための、適正価格の肥料の適切かつタイムリーな提供の確保</li> <li>•肥料産業の企画・推進・開発</li> <li>•肥料の生産・輸入・分配の計画および監視</li> <li>•現地および輸入の肥料に対する補助金・値引きによる財政支援の管理</li> </ul>
9	石油業界安全総局 (OISD)、石油・天然ガス省	<p>OISD は石油・天然ガス省の管轄下にある技術総局である。その主な機能には以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•インド国内の石油・天然ガス産業の安全性を高めることを目的とした、一連の自主規制の実施の策定および調整</li> <li>•設計・操業および維持管理の分野における手順およびガイドラインの策定および標準化</li> <li>•費用対効果の高い方法で最高水準の安全標準を達成することを目的とした新たな資産の創出</li> </ul>
10	原子力規制委員会 (AERB)、原子力庁	<p>AERB は 1986 年の原子力法および環境（保護）法に基づいて制定された。その主な機能には以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•インド国内でのイオン化放射および原子力エネルギーの利用が、健康や環境に対して不当なリスクの原因とならないよう確保</li> </ul>
11	石油・天然ガス規制委員会 (PNGRB)、石油・天然ガス省	<p>PNGRB は 2006 年の石油・天然ガス規制委員会法に基づいて制定された。その主な機能には以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•石油・石油製品・天然ガスに関する特定の活動に従事する消費者および事業者の利益の保護</li> <li>•競争力のある市場の推進およびそれにまつわる問題またはそれに付随する問題の改善</li> <li>•石油・石油製品・天然ガスの精製・加工・保管・輸送・分配・流通・販売の規制（原油および天然ガスの産出を除く）</li> </ul>

12	鉱山安全総局 (DGMS)、労働雇用 省	DGMS は、鉱山および油田で雇用される人員の職業上の安全・健康・福祉に関する問題についてのインド政府の規制当局である。その主な機能には以下のようなものがある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 鉱業および石油探査産業における安全および健康に関する標準・慣例・実績の継続的な改善</li> <li>• 各過程の継続的な改善</li> <li>• 資源、人員の関与および職業上の行動の有効利用</li> </ul>
13	国立ジュート局 (NJB)、繊維省	NJB はインドのジュートを推進する最高機関であり、2008年の国立ジュート局法に基づいて設立された。その主な機能には以下のようなものがある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• ジュート製品のよりよいマーケティングの提供</li> <li>• ジュートおよびジュート製品の標準化の推進</li> </ul>
14	繊維省	繊維省は中央政府の一部である。その主な機能には以下のようなものがある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 政策の策定、企画、輸出の推進</li> <li>• 繊維部門の貿易規制</li> </ul>
15	水資源省	水資源省は中央政府の一部である。その主な機能には以下のようなものがある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国内の水資源の開発および規制についての政策ガイドラインおよびプログラムの策定</li> <li>• 灌漑・治水・多目的プロジェクトの技術指導、精査、規制除外、監視の提供</li> <li>• 同部門開発のための一般的なインフラ支援、技術・調査支援の提供</li> </ul>
16	国立園芸局 (NHB)、 農業省	NHB は 1860 年の団体登録法に基づいて、1984 年にインド政府が自治団体として設立した。その主な機能には以下のようなものがある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 公衆衛生管理の規約を標準化するための応用調査・開発の推進</li> <li>• 園芸作物の鮮度を保つための重要な保管条件の規定</li> <li>• 低温流通インフラのための技術標準の指標化</li> </ul>
17	畜産酪農漁業局 (DADF)、農業省	DADF は農業省の部局のひとつであり、1991年に設立された。その主な機能には以下のようなものがある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 家畜による生産、家畜の保存、病気からの保護、家畜の改良および酪農の開発に関する問題の調査</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>• デリー・ミルク・スキームおよびインド酪農開発委員会に関する問題の調査</li> <li>• 畜産・酪農・漁業の分野での政策およびプログラムの策定についての州政府および連邦直轄領への勧告</li> </ul>
18	火災・環境・爆発物安全センター（CFEES）、国防省	<p>CEES は 1992 年に設立され、2003 年に CFEES に改称した。その主な機能には以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 火災や爆発物、環境安全についての国防施設のための諮問・規制機関として機能</li> <li>• 火災科学、爆発物安全、環境工学およびモニタリングの分野における研究開発プロジェクトの実施</li> <li>• 防火訓練プログラムの実施</li> </ul>
19	インフラ局、国家計画委員会	<p>インフラ局は国会計画委員会の下部組織である。その主な機能には以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 期限付きの世界インフラ局の創設により、サービスを提供し、国際基準に適合させるための政策の策定</li> <li>• 官民連携（PPP）の役割を最大化する構造の構築</li> <li>• 打ち立てた目標が実現できているかどうかを確認するための、主要なインフラ計画の進捗状況の監視</li> </ul>
20	標準化・試験・品質認証総局（STQC）、IT 局	<p>STQC はインド政府 IT 局（DIT）の附属機関である。その主な機能には以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国内全域の試験所およびセンターのネットワークを通じた、電子工学および IT 分野における品質保証サービスの提供</li> <li>• 電子政府の標準ポータル維持管理</li> </ul>
21	電子政府標準ポータル、IT 局	<p>電子政府の標準ポータルは STQC が維持管理している。その主な機能には以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 外部コミュニティおよび業界からの意見を集めるため、標準案をウェブサイト上で公開</li> <li>• 標準案を承認の最高機関へ提出</li> <li>• 承認済み標準の採用についての STQC との調整</li> </ul>
22	アーユルヴェーダおよびシダ研究中央委員会（CCRAS）、AYUSH 局	<p>CCRAS はインド政府の健康家族福祉省、AYUSH（アーユルヴェーダ、ヨーガ自然療法、ユナニー、シダおよびホメオパシー）局の独立部門である。その主な機能には以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 原料および化合物についての作業標準の策定</li> </ul>
23	健康家族福祉省	<p>健康家族福祉省はインド国内の福祉政策を策定する役割を担っている。その主な機能には以下のようなものがある。</p>



		<ul style="list-style-type: none"> <li>●インド国内の家族計画に関するあらゆる政府プログラムの管理</li> <li>●インド国内の医薬品、健康器具および技術についての標準の策定</li> </ul>
24	インド道路会議（IRC）	<p>IRCは1934年に設立された、インドにおける高速道路建設技術者の主な技術団体である。その主な機能には以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●インド国内の道路開発</li> <li>●道路に関する標準的な仕様の提案およびその使用の推進</li> </ul>
25	鉄道研究デザイン標準機構	<p>鉄道研究デザイン標準機構は、鉄道省の下部組織として設立された。その主な機能には以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●鉄道施設の設計・標準・仕様の作成および鉄道敷設・運営・維持管理に関する問題について、鉄道省の技術顧問として機能</li> </ul>
26	中央電力規制委員会	<p>中央電力規制委員会は、2003年の電力法により委任され、以下の機能を遂行する責務を負っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●大口電力市場における競争、効率および経済性の推進、電力供給の品質の向上、投資の推進</li> <li>●需給ギャップを埋めるため、政府に対して機関の障壁を除去するよう勧告し、それにより、消費者の関心を高める</li> </ul>
27	デリー電力規制委員会	<p>地域電力委員会は1998年の電力規制委員会法に基づき、インド政府が設立した。その主な機能には以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●サービスの品質・継続性・信頼性に関する標準を含む、デリー首都圏における電力業界のための標準の策定</li> </ul>
28	中央灌漑電力委員会（CBIP）	<p>CBIPは1927年に設立された。その主な機能には以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●国内外における再生可能エネルギーを含む水資源、電力および関連分野の開発のため、専門機関、技術者および個人にきめ細かなサービスを提供</li> </ul>
29	ココナッツ育成委員会（CDB）	<p>CDBはインド政府農業省の下部組織として設立された法的機関であり、国内のココナッツ栽培およびココナッツ産業の総合開発に寄与している。その主な機能には以下のようなものがある。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>● ココナッツの生産性の向上および製品の多様化に特化</li> </ul>
30	海運省	<p>海運省は海運および港湾部門の監督を行っている。その主な機能には以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 造船および修理、主要な港湾施設、国内水路、内水輸送</li> <li>● これらの目的およびその実施についての政策・プログラムの策定</li> </ul>
31	運輸・道路交通省	<p>運輸・道路交通省は、中央政府の下部組織である。その主な機能には以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● インド国内の陸運システムの可動性および効率性の向上のための、陸運、国内高速道路、輸送研究に関する政策の策定および施行</li> <li>● インド国内の道路・橋梁のための標準仕様の策定、および道路安全についての国家政策としての年間道路安全計画の作成・実施による道路安全標準の策定</li> </ul>
32	香辛料局、商工省	<p>香辛料局はインド政府商工省の下部組織であり、インドの香辛料の開発および世界規模での推進を目的とした中核機関である。その主な機能には以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● インド国内の輸出業者と海外の輸入業者との国際的な接点として機能</li> <li>● 同産業の各部門におけるインドの香辛料の優れた点を広める活動の主導</li> </ul>
33	中央殺虫剤委員会および登録委員会	<p>中央殺虫剤委員会は 1968 年の殺虫剤法に基づき設立された。その主な機能には以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1951 年の産業（開発および規制）法に基づいて、殺虫剤の生産について中央政府に勧告</li> <li>● 殺虫剤の保存期間を規定し、殺虫剤、特に毒性の強い性質を持つ濃縮液などと混合される場合の着色問題を含む着色について提言</li> </ul>
34	インド輸出検査審議会（EIC）	<p>EIC は 1963 年の輸出（品質管理および検査）法に基づいて、品質管理および検査、ならびに関連する問題を通じたインドの輸出貿易の健全な育成を目的として、インド政府により設立された。その主な機能には以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 中央政府に対する諮問機関として機能し、同法に基づいて、商品が輸出に先立ち品質管理および検査を受けることを通達する権限を持つ</li> <li>● かかる通達商品についての品質標準の策定</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>•かかる商品に適用されるべき品質管理および検査の種類を規定</li> <li>•直接または輸出検査局を通じての、輸出商品の品質認証、および輸出食品の品質認証の分野におけるサービスの提供</li> </ul>
35	水産物輸出振興局 (MPEDA)	<p>MPEDA は 1972 年の水産物輸出振興局法に基づいて、1972 年に設立された。その主な機能には以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•標準、処理、マーケティング、拡張、訓練の策定により漁業の様々な局面における輸出の増大を目指す</li> </ul>
36	農業・加工食品輸出振興局 (APEDA)	<p>APEDA は 1985 年の農業・加工食品輸出振興局法に基づいて、インド政府により設立された。その主な機能には以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•輸出目的の指定製品のための標準・仕様の策定</li> <li>•と畜場、加工場、保管施設、輸送機関その他の場所における食肉および肉製品が、かかる製品の品質を確保するために保管・処理されているかどうか検査を実施</li> <li>•指定製品の包装技術の向上</li> </ul>
37	中央医薬品基準管理機構 (CDSCO)	<p>CDSCO は医薬品・化粧品法に基づいて、中央政府により割り当てられた機能を遂行するための中央医薬品局である。その主な機能には以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•医薬品の輸入規制</li> <li>•新薬および臨床試験の認可</li> <li>•ライセンス認証の中央機関として、特定のライセンスを認可</li> </ul>
38	食品加工産業省	<p>食品加工産業省は 1988 年に設立されたインド政府の中央機関である。その主な機能には以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•地方における雇用の拡大を目的とした強固かつ精力的な食品加工部門の開発</li> <li>•農業従事者が現代の技術による利益を得ることを可能にし、輸出における黒字を生み出し、加工食品の需要を促進する</li> </ul>
39	インド・カシュー輸出促進委員会 (CEPC)	<p>CEPC は、インドのカシューナッツおよびカシューナツトシエルオイルの輸出促進を目的として、1955 年にインド政府により設立された。その主な機能には以下のようなものがある。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>●カシューナッツおよびカシューナットシェルオイルの輸出強化・推進に寄与する様々な機能を実行するうえで必要な機関としての枠組みの提供</li> </ul>
40	インド医学協議会	<p>インド医学協議会は 1933 年のインド医学協議会法（1956 年改正）に基づいて、1934 年に設立された。その主な機能には以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●インド国内外における高度な医療資格の統一基準の策定および医療資格の認定、学部生および院生の医学教育についての統一基準の維持</li> <li>●インドまたは海外諸国における医療機関の医療資格の認可・認可取消の勧告</li> </ul>
41	バイオテクノロジー庁（DBT）、科学技術省	<p>DBT は 1986 年に科学技術省の下部組織として設立され、インド国内の現代生物学およびバイオテクノロジーの分野の発展を促進した。その主な機能には以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●バイオテクノロジー研究の新たな高みに到達すること</li> <li>●バイオテクノロジーを今後の富の創出および社会正義の実現のための主要な精密なツールとしてまとめること</li> </ul>
42	インド紅茶局	<p>インド紅茶局の誕生は、インド紅茶租税法が可決された 1903 年にさかのぼる。現行の紅茶局は 1953 年の紅茶法に基づいて設立され、1954 年 4 月 1 日に制定された。その主な機能には以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●紅茶の栽培、生産、マーケティングに関する財政・技術支援の提供</li> <li>●輸出の促進および中央政府が随時割り当てたその他の活動</li> </ul>
43	インド自動車調査協会（ARAI）	<p>ARAI は自動車業界がインド政府の産業省とともに設立した産業共同研究協会である。その主な機能には以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●より安全で汚染の少ない、より効率的な自動車の実現において重要な役割を担うこと</li> <li>●自動車規制の研究開発、検査、認証、承認および枠組み作りにおける技術的知識の提供</li> </ul>
44	繊維評議会事務局	<p>繊維評議会事務局は 1943 年、国防軍および民間人への布地の供給を調整する目的で設立された。その主な機能には以下のようなものがある。</p>

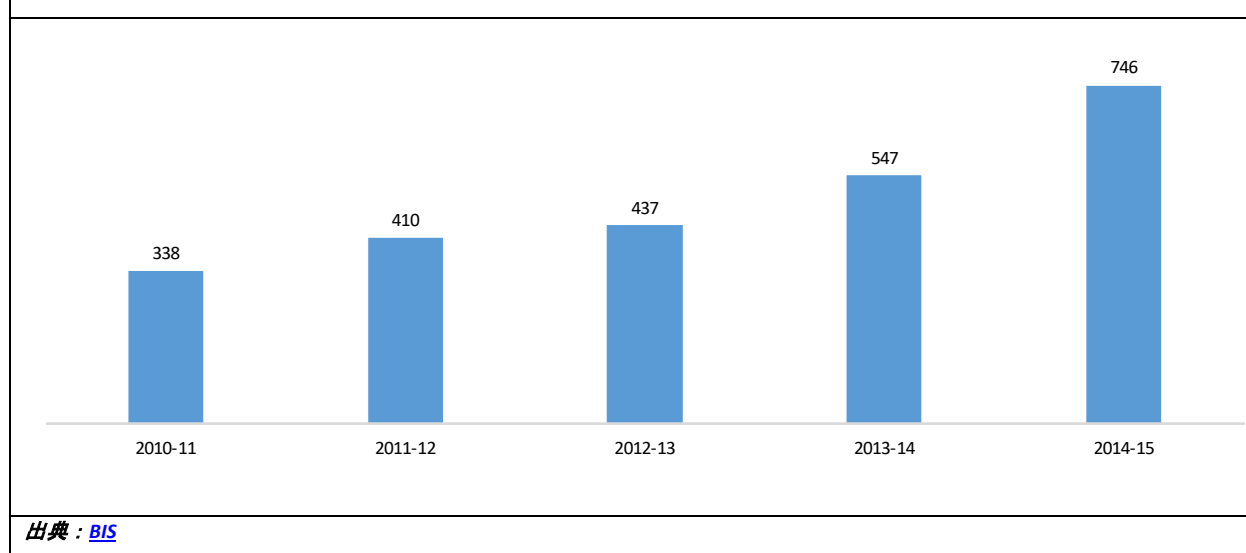
		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 多様化した幅広い繊維産業の現代化および包括的な成長の確保</li> <li>• 業界に有利な方法でのインド政府による様々な計画の策定および実施</li> </ul>
45	供給・処分総局 (DGS&D)	<p>DGS&amp;D は 1951 年に設立された、商工省供給局の購買・品質保証のための中央機関である。その主な機能には以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 臨時の需要に対して、一般利用商品および契約についての料金契約を結ぶことによる、中央および州政府への調達サービスの提供</li> </ul> <p>本格的な品質保証機能を持ち、需要ベースの調達仕様の策定、供給業者の開発・評価、適合商品の品質の保証を含む幅広い技術サービスを提供している。</p>
46	ジュート評議会事務局	<p>ジュート評議会は 2000 年のジュートおよびジュート繊維管理規則に基づいて、規制権力を行使している。その主な機能には以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• ジュート製造所、原料ジュートのマーケティング、ジュート製品の生産最終段階（ジュート生産施設において用いられる機械や付属品の開発を含む）を含むインド国内のジュート産業のスムーズな発展および促進の管理</li> <li>• BIS が様々なジュート製品のための適切な品質基準を開発するのを促進</li> </ul>
47	電気通信エンジニアリングセンター (TEC)	<p>TEC はインド政府の電気通信局を代表する技術団体である。その主な機能には以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 電気通信ネットワーク設備、サービスおよび相互運用性についての一般標準の策定</li> <li>• インターフェース承認、承認書、サービス承認およびタイプ承認の発行</li> <li>• 標準および基本的な技術計画の策定</li> </ul>
48	民間航空総局	<p>民間航空総局は民間航空の分野、とりわけ安全問題について取り組む規制機関である。その主な機能には以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• インド発着およびインド国内の航空輸送サービスの規制</li> <li>• 民間航空規制、航空機の安全、耐空性基準の実施</li> <li>• 国際民間航空機関とのあらゆる規制機能の調整</li> </ul>

49	環境森林省（MoEF）	<p>MoEF はインドの環境および森林政策・プログラムの実施の計画・推進・調整・監督を行う中央政府の行政機関における連絡窓口である。その主な機能には以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 湖水や河川、生物多様性、森林および野生生物を含む、同国の天然資源の保全に関する政策・プログラムの実施</li> <li>• 動物の福祉の確保</li> <li>• 公害の防止・低減の管理</li> </ul>
50	工場指導・労働研究所総局（DGFASLI）	<p>DGFASLI はインド政府労働雇用省の付属機関として設立された。その主な機能には以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 工場および埠頭における職業上の安全および健康に関する国家政策の策定において、同省を支援する技術機関として機能</li> <li>• 工場法の管理についての中央および州政府への勧告</li> <li>• 各州における工場検査サービスの調整</li> <li>• 職場での人々の安全・健康・効率・福祉に関する様々な問題についての各工場への勧告</li> </ul>

### 1.7 策定または改正された各年の標準

設立以来、BISは18,000件以上の標準を策定してきており、そのうちの746件（新規407件、改正339件）は2014～15年に策定された標準である。

図4：インド国内で策定または改正された標準の件数（2010～11年から2014～15年）



### 1.7.1 産業別標準の件数

14 の部門協議会の各専門委員会が策定した標準の件数は以下の通りである。

- 生産および一般工学部門協議会

番号	委員会名	公表した標準（～2016年）	改正の総件数（～2014年）
1	生産および一般工学部門協議会	該当なし	
2	基本標準	32	1
3	金属形成機械	71	11
4	空気動力工具および油圧工具	34	2
5	研磨剤	69	7
6	ベアリング	64	14
7	消費者製品および関連製品	56	30
8	人間工学	8	0
9	産業用および生産用オートメーションシステムおよびロボット工学	23	1
10	潤滑装置	27	5
11	気象測器	36	23
12	教育器具および設備	186	45
13	測時学	47	5
14	製図	96	2
15	工学計測学	126	36
16	計量器	49	19
17	登山装備	36	3
18	民間利用向け銃器および弾薬	20	6
19	切削工具	257	144
20	伝動装置	108	32
21	手工具	199	83
22	機械工具、機械工具部品、保持装置	166	36
23	流体動力システム	154	36
24	一般工学およびファスナー標準	233	70

25	金属コンテナ部門委員会	0	0
合計		2097	611

出典：BIS

- 食品・農業部門協議会

番号	委員会名	公表した標準（～2016年）	改正の総件数（～2014年）
1	食品・農業部門協議会	該当なし	
2	農薬	328	374
3	製糖業	36	36
4	養蜂業	17	5
5	タバコおよびタバコ製品	36	18
6	畜産、家畜飼料、設備およびシステム	148	53
7	刺激性食品	54	30
8	土壌品質および肥料	68	50
9	食品添加物	99	66
10	香辛料および調味料	48	15
11	果物、野菜および関連製品	85	47
12	農業機械および設備	208	58
13	鮮魚、漁業および養殖業	37	6
14	油脂および油糧種子	78	112
15	飲料および飲料水	36	36
16	食品衛生、安全管理およびその他システム	91	27
17	食糧穀物、関連製品およびその他農作物	105	38
18	農業用灌漑および排水システム	41	28
19	と畜場および食肉業	78	71
20	酪農製品および設備	126	52
21	農業および食品加工設備	58	19
22	農業用システムおよび管理	7	0
23	食品および農業のためのバイオテクノロジー	9	0



24	インスタント食品および特殊製品	66	37
25	アーユルヴェーダ	0	0
26	農薬残留分析	39	6
27	食品の検査方法	43	2
28	食糧穀物、でんぷん、インスタント食品	104	38
	<b>合計</b>	<b>1941</b>	<b>1224</b>

出典：BIS

- 電気技術部門協議会

番号	委員会名	公表した標準（～2016年）	改正の総件数（～2014年）
1	電気技術部門協議会	該当なし	
2	基礎電気工学標準	81	7
3	固体電気絶縁物質および絶縁システム	142	33
4	応用電気工学用流体	35	11
5	電気絶縁体および付属品	49	51
6	低電圧開閉装置	28	4
7	高電圧開閉装置	37	1
8	電力ケーブル	115	54
9	一次電池および蓄電池	10	17
10	二次電池および蓄電池	38	22
11	基礎電気量測定装置	41	13
12	電力量料金測定および負荷制御装置	27	10
13	電気配線器具	44	52
14	回転機	88	32
15	変圧器	40	10
16	産業用プロセス測定および制御	93	13
17	高電圧工学	17	3
18	電気設備	57	3
19	電気溶接設備	15	4

20	爆発環境用電気器具	41	1
21	電灯および関連装置 <sup>4</sup>	116	68
22	エレベーターおよびエスカレーター	11	11
23	太陽光発電システム	29	0
24	電力用コンデンサ	28	7
25	避雷器	4	1
26	電力工学	19	2
27	電化製品	100	64
28	巻線	74	32
29	計器用変成器	19	2
30	電力システム中継器	49	9
31	活線作業用工具および設備	16	1
32	架空線用電線および付属品	27	22
33	ヒューズ	24	2
34	高圧直流給電システム	11	0
35	風力タービン	0	
36	電気・電子製品の環境的側面の標準化	6	0
37	機会の安全—電子工学的側面	0	0
38	電力特性	0	0
39	送電網の統合	0	0
40	鉄道電気牽引装置	0	0
41	UHV 送電系統	0	0
	<b>合計</b>	<b>1531</b>	<b>562</b>

出典：BIS

- 土木工学部門協議会

番号	委員会名	公表した標準（～2016年）	改正の総件数（～2014年）
----	------	----------------	----------------

<sup>4</sup> 2014年以降、電灯および付属品専門委員会と、照明工学および照明専門委員会が解散して、電灯および関連装置専門委員会が結成された。

1	土木工学部門協議会	該当なし	
2	セメントおよびコンクリート	138	31
3	衛生器具および水道取付物	72	75
4	建築用石灰および石膏製品	49	68
5	床材、壁材および屋根材	60	23
6	石材	41	1
7	構造工学および構造部門	61	26
8	材木および材木店	155	73
9	ドア、窓およびシャッター	28	40
10	建造物の機能条件書	24	4
11	塗装、ニスおよびその他仕上げ材を含む建造物の建設慣習	101	6
12	建築金物	42	29
13	木材およびその他リグノセルロース製品	90	195
14	防火	135	137
15	衛生工学	61	4
16	建設中の安全を含む建設管理	35	2
17	粘土類および建設用土壌安定製品	28	8
18	家具類	63	37
19	耐火性	42	8
20	構造安全性	6	6
21	特殊構造	10	3
22	地震工学	13	9
23	防水性および防湿性	31	11
24	土壌および基礎工法	126	55
25	土木作業の計測手法	29	17
26	国内建築基準法	6	
27	港湾施設	11	3
28	岩盤力学	50	9
29	プラスチック配管システム	64	43

30	計画、住宅およびプレハブ構造	46	7
31	セメントマトリックス製品	90	31
32	コンクリート補強	15	24
33	ふるい、ふるい分けおよびその他選別方法	18	4
34	丘陵地開発工学	7	0
35	耐サイクロン性構造	2	0
36	建造物建築における持続可能性	0	0
37	スマートシティー部門委員会	0	0
	<b>合計</b>	<b>1749</b>	<b>989</b>

出典：BIS

- 化学部門協議会

番号	委員会名	公表した標準（～2016年）	改正の総件数（～2014年）
1	化学部門協議会	該当なし	
2	無機化学薬品	192	89
3	電気めっき化学物質および写真用具	74	10
4	産業用ガス	39	9
5	化学品ハザード	74	52
6	職場の安全、健康、化学品ハザード	48	18
7	陶磁器製品	49	31
8	ガラス製品 <sup>5</sup>	151	74
9	産業目的の水質	33	19
10	印刷用インク、文房具およびその他関連製品	56	22
11	紙および紙製品	95	132
12	紙製包装用具	62	
13	皮革製品・なめし革製品および関連製品	134	28
14	靴類	63	26

<sup>5</sup> 2014年には、ガラス製品専門委員会はガラス・ガラス製品および実験用具専門委員会という名称であった。

15	塗料・ニスおよび関連製品 <sup>6</sup>	136	156
16	塗料・ニスおよび関連製品原料	57	
17	ブラシ製品・研磨剤・ラック染料・ラック製品	69	45
18	石鹼およびその他界面活性剤	52	64
19	爆発物および花火製造術	64	26
20	断熱材	48	25
21	核物質	9	
22	環境保護および廃棄物管理 <sup>7</sup>	16	38
23	固形廃棄物	10	
25	大気質	41	
26	水質	70	
24	環境管理	20	2
	<b>合計</b>	<b>1662</b>	<b>866</b>

出典：BIS

- 電子工学・情報技術部門協議会

番号	委員会名	公表した標準（～2016年）	改正の総件数（～2014年）
1	電子工学・情報技術部門協議会	該当なし	
2	環境試験手順	91	9
3	電気および電子部品・設備の信頼性	45	2
4	電気機械部品および電気設備の機械構造	146	10
5	電子管およびディスプレイ装置	60	17
6	半導体およびその他電子部品・装置	226	12
7	電線、ケーブル、導波管および付属品	97	5
8	オーディオ・ビデオおよびマルチメディアシステム・装置	166	31

<sup>6</sup> 2014年には、塗料・ニスおよび関連製品専門委員会に、塗料・ニスおよび関連製品原料専門委員会が含まれていた。

<sup>7</sup> 2014年には、環境保護および廃棄物管理専門委員会に、固形廃棄物、大気質、水質の各専門委員会が含まれていた。

9	電子測定機器、システムおよび付属品	105	5
10	電磁両立性	60	0
11	電力系統制御および関連通信技術	38	0
12	光ファイバー、ファイバー、ケーブルおよび装置	46	0
13	無線通信用送信装置	25	0
14	情報通信技術	18	0
15	ソフトウェアおよびシステムエンジニアリング	51	3
16	データ管理システム	9	0
17	コンピューターハードウェア、周辺装置および識別カード	70	1
18	情報システムの安全および生体認証	21	0
19	ITサポートおよびE-ビジネスインフラ	0	
20	E-ラーニング	7	0
21	インド言語技術および製品	8	1
22	地理空間情報	2	0
23	音声・画像のコーディングおよび処理、マルチメディア・ハイパーメディア情報	2	0
24	磁性部品、フェライト材、圧電および周波数制御装置	209	24
25	電子政府のためのソフトウェアシステムおよびアプリケーション	0	0
26	警報器および電子セキュリティシステム	0	0
	<b>合計</b>	<b>1502</b>	<b>120</b>

出典：BIS

- 機械工学部門協議会

番号	委員会名	公表した標準（～2016年）	改正の総件数（～2014年）
1	機械工学部門協議会	該当なし	
2	ボイラーおよび圧力容器	19	7

3	冷蔵・空調設備	35	14
4	再生可能エネルギー源	22	11
5	連続大型運搬機、昇降機、巻き上げ式空中ケーブルおよび関連設備	78	4
6	資材運搬システムおよび設備	113	6
7	採掘技術および設備	64	10
8	ワイヤーロープおよびワイヤー製品	48	13
9	クレーン、リフトチェーンおよび関連設備	73	14
10	ガスシリンダー	76	69
11	化学技術プラントおよび関連設備	124	18
12	建設プラントおよび機械	51	7
13	ポンプ	45	45
14	掘削用ダイヤモンドドリルおよび井戸掘削ドリル	31	8
15	コンプレッサー、ブロワーおよび排気装置	25	8
16	家庭用および業務用ガスバーナー器具	23	18
17	防犯設備	17	19
18	印刷機械	15	
19	石油燃焼機器	16	20
20	手押しポンプ	4	8
21	機械的振動および衝撃	55	0
22	縫製用ミシン	62	14
23	ガスケットおよび包装材	34	9
24	写真用具	87	6
25	調理器具、刃物類および家庭用金物	55	19
26	地下石炭ガス化および炭層メタン用技術および設備	0	0
27	石油および気体燃料の燃料補給所用機械設備	3	0
28	エネルギー管理部門委員会	1	0
	<b>合計</b>	<b>1176</b>	<b>347</b>

出典：BIS

- 管理・システム部門協議会

番号	委員会名	公表した標準（～2016年）	改正の総件数（～2014年）
1	管理・システム部門協議会	該当なし	
2	品質管理	25	0
3	品質・信頼性のための統計学的手法	70	12
4	管理および生産性	25	1
5	文書化および情報	68	4
6	出版およびグラフィックス技術	25	2
7	銀行および金融サービス	42	1
8	教育、教育サービスおよびその他関連サービス	0	0
9	社会的責任	3	0
10	資源管理	7	0
11	観光および関連サービス	4	0
12	適合性評価委員会（CASCO）	18	0
13	消費者政策委員会（COPLACO）	6	0
	<b>合計</b>	<b>293</b>	<b>20</b>

出典：BIS

- 冶金工学部門協議会

番号	委員会名	公表した標準（～2016年）	改正の総件数（～2014年）
1	冶金工学部門協議会	該当なし	
2	金属の機械的検査	81	4
3	鍛鋼製品	115	68
4	合金鉄	32	6
5	鋳鉄および鋳鉄	48	47
6	軽金属および合金	82	18
7	銅および銅合金	85	37



8	鉛、亜鉛、カドミウム、錫、アンチモンおよび合金	35	17
9	貴金属類	57	11
10	一般溶接	107	16
11	応用溶接	0	0
12	鉱石および原料	66	13
13	鑄造所および鋼鑄物	119	23
14	耐熱金属	88	5
15	合金鋼および鍛造	115	25
16	鋼管および鋼管継手	37	46
17	非破壊検査	58	2
18	金属組織学および熱処理	39	0
19	腐食防止および仕上げ処理	122	31
20	粉末冶金物質および製品	62	3
21	産業用燃料燃焼型加熱炉	16	2
22	非鉄金属の化学分析手法	0	0
23	鉱石の化学分析手法、冶金産業のための鉱物および関連物質	0	0
24	海綿鉄および熔融還元	24	14
25	Mtd 31	0	0
26	金属容器	52	17
27	ナノテクノロジー技術	11	0
28	化学分析手法	205	16
	<b>合計</b>	<b>1656</b>	<b>421</b>

出典：BIS

- 石油・石炭および関連製品部門協議会

番号	委員会名	公表した標準（～2016年）	改正の総件数（～2014年）
1	石油・石炭および関連製品部門協議会	該当なし	
2	石油・石油製品および潤滑油剤の検査手法	160	17

3	石油および関連製品	38	16
4	アスファルト、コールタールおよび関連製品	49	31
5	固形鉱物燃料および固形生物燃料	52	6
6	有機化学薬品、アルコール類および関連製品	108	51
7	プラスチック類	127	50
8	ゴムおよびゴム製品	124	71
9	香料および香料成分	91	16
10	化粧品	81	99
11	ビニール包装 <sup>8</sup>	40	46
12	潤滑油剤および関連製品	80	26
13	染料中間体	109	42
14	プラスチックの検査手法	112	6
15	スポーツ用品	76	9
16	ゴムおよびゴム製品の検査手法	110	13
	<b>合計</b>	<b>1357</b>	<b>499</b>

出典：BIS

- 交通工学部門協議会

番号	委員会名	公表した標準（～2016年）	改正の総件数（～2014年）
1	交通工学部門協議会	該当なし	
2	自動車原動機、伝送装置、内燃機関	127	40
3	自動車減速システム、車両検査、ハンドル、性能評価	67	30
4	自動車車体、シャシー、付属品、修理工場設備、スプリング、サスペンションシステム	62	17
5	自動車タイヤ、タイヤチューブ、リム	48	5
6	自動車電気設備および機器	78	42

<sup>8</sup> 2014年にはビニール包装専門委員会はプラスチック容器専門委員会という名称であった。

7	航空機、宇宙船、航空貨物処理、航空機電気設備	150	10
8	自転車	28	9
9	造船	143	13
10	内水艇、港内艇および漁船	75	4
11	船舶工学および安全補助器具	72	4
12	輸送用トラクター、トレーラー、産業車両	80	6
13	輸送用包装、包装基準、貨物コンテナおよびパレット <sup>9</sup>	123	29
14	非従来型動力源で走行する自動車車両	23	15
15	電気自動車およびハイブリッド車	1	0
16	高度道路交通システム	15	0
17	パッシブセーフティ衝突保護システム	14	0
18	鉄道利用	0	0
	<b>合計</b>	<b>1106</b>	<b>224</b>

出典：BIS

- 繊維製品部門協議会

番号	委員会名	公表した標準（～2016年）	改正の総件数（～2014年）
1	繊維製品部門協議会	該当なし	
2	物理的検査手法	111	21
3	ジュートおよびジュート製品	44	76
4	羊毛および羊毛製品、床敷物	42	20
5	化学的検査手法	165	52
6	生地分級および仕上げ材 <sup>10</sup>	58	15
7	手織物およびカーディー	83	35
8	索類	43	10

<sup>9</sup> 2014年には、輸送用包装、包装基準、貨物コンテナおよびパレット専門委員会は2つの専門委員会に分かれていた。

<sup>10</sup> 2014年には、生地分級および仕上げ材専門委員会は、生地特殊化学物質および染料専門委員会という名称であった。

9	メリヤス類	40	27
10	細幅布、ウェビングおよび組みひも	36	9
11	宇宙空間用生地素材	31	15
12	繊維産業用機械 <sup>11</sup>	171	40
13	染色、仕上げおよび関連機械および付属品	13	
14	船舶・漁業用生地素材	35	7
15	完成生地	30	5
16	ポリオレフィン製生地素材	13	9
17	コイアおよびコイア製品	9	2
18	絹および絹製品	11	0
19	ジオシンセティックス	58	1
20	人工繊維、綿および綿製品	74	39
21	防護衣服用布地	27	0
22	工業用布	40	25
23	建築用途の工業用布	8	2
24	農業用途の工業用布	10	0
25	医療用途の工業用布	30	18
	<b>合計</b>	<b>1182</b>	

出典：BIS

- 水資源部門協議会

番号	委員会名	公表した標準（～2016年）	改正の総件数（～2014年）
1	水資源部門協議会	該当なし	
2	比重測定法	75	5
3	地下水および関連調査	13	1
4	地質調査および地盤調査	26	5
5	水資源の計画・管理・評価	24	3

<sup>11</sup> 2014年には、繊維産業用機械専門委員会、および染色、仕上げおよび関連機械および付属品専門委員会は、繊維機械および付属品専門委員会に含まれていた。

6	基礎および地下構造	11	11
7	ダムおよび余水路	40	14
8	貯水池および湖水	14	1
9	水門および水圧バルブ	29	10
10	用水路および横断排水路	53	19
11	導水管システム	37	25
12	水力発電所構造	16	5
13	水力施設計測装置	21	2
14	河川計画の建設・運用・維持管理時の安全性	12	3
15	河川改修および分流作業 <sup>12</sup>	25	4
16	河川計画作業の測定およびコスト分析	36	4
17	水資源計画の環境評価および管理	3	1
18	水資源管理のためのハンドブック	0	0
	<b>合計</b>	<b>435</b>	<b>113</b>

出典：BIS

- 医療機器および病院設計部門協議会

番号	委員会名	公表した標準（～2016年）	改正の総件数（～2014年）
1	医療機器および病院設計部門協議会	該当なし	
2	手術器具	111	14
3	整形外科器具、インプラントおよび付属品	130	9
4	産科器具および婦人科器具	63	21
5	耳鼻咽喉科器具	84	30
6	眼科器具	83	14
7	胸部および心臓外科器具	42	4
8	神経外科器具、インプラントおよび付属品	36	0
9	歯科器具	170	9

<sup>12</sup> 2014年には、河川改修および分流作業専門委員会は、氾濫管理・浸食管理・分流作業専門委員会という名称であった。

10	義肢、リハビリ器具、障害者器具	104	45
11	医療研究室器具	42	7
12	麻酔、蘇生および関連器具	50	4
13	病院設備および医療廃棄物 <sup>13</sup>	114	74
14	動物病院計画および手術器具	17	0
15	病院設計	21	4
16	医療用電気画像診断および放射線治療器具 <sup>14</sup>	58	14
17	保健情報科学	10	0
18	免疫生物学的診断キット	14	0
19	医療生物工学およびナノテクノロジー	0	0
20	病院内生物医学的廃棄物および感染対策	0	0
	<b>合計</b>	<b>1149</b>	<b>249</b>

出典：BIS

<sup>13</sup> 2014 年には、病院設備および医療廃棄物専門委員会は、病院設備専門委員会と包帯および使い捨て製品専門委員会に分かれていた。

<sup>14</sup> 2014 年には、医療用電気画像診断および放射線治療器具専門委員会は、医療用電気器具専門委員会とイオン化放射画像診断および放射線治療器具専門委員会に分かれていた。

## 2 研修および適合性評価システム

### 2.1 研修

インドにおける標準の策定過程の主な当事者は、研修の重要性を理解している。そのため、政府および民間の当事者はともに国内全域で研修コースを積極的に開催している。それにより、幅広い業界からの専門家が自らの技術を研鑽し、その能力を向上させるのに役立っている。

図 5：研修体制における関係者



BISは国立標準化研修研究所（NITS）を設立し、標準の策定過程に参加する当事者に対して研修を提供している。NITSは政府や産業界、学界および消費者に対して研修プログラムを提供している。インド政府の各省庁や州政府、主要公営企業、民間団体、消費者団体ならびに個々の専門家を含む、様々な機関に対して貢献してきた。

#### 2.1.1 国立標準化研修研究所

NITSは1995年にBISの支援のもと設立され、標準化、品質保証、マネジメントシステム、認証システム、臨床試験といった分野における品質研修に対して、産業界で高まりつつあるニーズにこたえてきた。NITSは標準化、製品検査、マネジメントシステム、臨床システムおよび管理、消費者啓蒙の様々な分野で、10,000人以上の専門家を研修してきた。NITSはノイダ、チェンナイ、コルカタ、ムンバイ、ベンガルール、ボパール、ジャイプールに研修センターを持っている。

出典：BIS - NITS

#### NITSが提供する研修プログラム

NITS は以下のような多種多様な「キャンパス内プログラム」および専用の「キャンパス外プログラム」を開催している。

- 品質マネジメントシステム（IS/ISO 9001準拠）および環境マネジメントシステム（IS/ISO 14001準拠）、労働安全衛生マネジメントシステム（IS 18001準拠）、食品安全マネジメントシステム（IS/ISO 22000準拠）などの主任審査員コース
- QMS、EMS、FSMS、OHSMS、EnMS<sup>15</sup>などや総合マネジメントシステムの啓発プログラムおよび文書化
- IS 15700に従った公共サービス機関のサービス品質実現のための研修
- 試験所の品質マネジメントシステム（ISO 17025準拠）や、臨床検査室の品質マネジメントシステム（IS/ISO 15189準拠）のための研修プログラム
- 測定不確実性および試験所間の比較、熟達度試験に関する研修プログラム
- 適合性評価（ISO/IEC 17043に従った熟達度試験のための一般要件）に関する研修プログラム

## 国際研修

1968年以降、NITSはインド政府外務省によって、英連邦アフリカ特別援助プログラム（SCAAP）、インド技術経済協力（ITEC）およびコロンボ計画（CP）のもと、アジア、アフリカ、ヨーロッパ、ラテンアメリカの発展途上国における研修プログラムの実施を任されてきた。

発展途上国で実施されているプログラムは、マネジメントシステムに関する国際研修プログラム、標準化および品質保証に関する国際研修プログラム、試験所の品質マネジメントシステムに関する国際研修プログラムである。

NITS以外にも同様の研修サービスを提供する組織は存在し、その詳細は以下に挙げるとおりである。

### 2.1.2 標準化・試験・品質認証総局

標準化・試験・品質認証総局（STQC）は、公開の研修プログラムや現地での専用研修プログラムの実施・開催を通じて、専門家の知識や技術の向上を促している。STQC の研修は、大半が実務の専門家に向けたものである。研修のほとんどは短期間のものであり、期間は 1 日から 2 週間程度である。STQC はジャイプール、コルカタ、ノイダ、ハイデラバード、ベンガルール、プネ、モハリ、グワーハーティー、チェンナイに研修センターを持っている。

出典：[BIS-NITS](#)、[STQC](#)

#### STQC が提供する研修の主な分野

- 品質マネジメント、信頼性マネジメント、試験所マネジメント
- IT 技術および電子政府
- 試験工学および技術開発

加えて、STQC の試験所およびセンターは、必要に応じて検査および校正サービスの分野に関する技術を基にした研修も提供している。

<sup>15</sup> エネルギーマネジメントシステムの略。



STQC は 50,000 人以上の民間および公共部門、政府の実務の専門家を研修してきた。STQC はまた、スリランカやシンガポール、モーリシャス、アラブ首長国連邦、中国および台湾などの海外でも研修サービスを提供している。これらのコースの教授陣には STQC の職員だけでなく、産業界からの専門家も含まれている。

### 2.1.3 国立試験・校正機関認定委員会

国立試験・校正機関認定委員会（NABL）は 1860 年の協会登録法によって登録された協会である。インド政府科学技術省・科学技術局（DST）の支援を受けて、独立機関として機能している。

NABL は政府や業界団体、各業界に対して、適合性評価団体の認定を与える目的で設立された。NABL は医療および校正試験所、熟達度試験提供者、標準物質生産者を含む検査の技術的能力に対して第三者としての評価を行っている。

NABL は ISO/IEC 17025 の審査員研修コースを開催しており、2005 年には（医療以外の）検査および校正試験所（ISO 15189）の審査員、2012 年には医療試験所（ISO/IEC 17043）の審査員、2010 年には熟達度試験提供者（PTP、ISO ガイド 34）、2009 年には標準物質生産者（RMP）のための研修を行った。

審査員の研修コースに加えて、NABL は認定に関するトピックに特化した試験所研修コースやセミナー、ワークショップ、会議なども開催している。

### 2.1.4 英国規格協会

英国規格協会（BSI）は品質マネジメントや環境マネジメント、労働安全衛生マネジメントシステム、情報安全マネジメント、情報通信技術マネジメント、食品安全マネジメントシステム、シックス・シグマ、リーン生産マネジメント、事業継続マネジメント、エネルギーマネジメントといった分野で積極的に研修を提供している。アミティ大学と共同で研修団体である AU-BSI を設立し、上記の分野における研修コースを提供している。

出典：[NABL](#)、[BSI](#)、[STQC](#)

### 2.1.5 SGS インド

1950 年の設立以来、SGS インドは様々な業界の検査、試験、認証、検証活動に従事してきた。SGS インドはまた、品質および安全性の向上、コンプライアンス、持続可能性、職員・製品・システムの安全、リスク管理、経営開発、ブランド保護などをカバーした研修サービスを提供している。インド国内に 14 の研修センターを持っており、主に 2 つの分野に特化したコースを開催している。

- **マネジメントシステムおよび標準研修**：この研修ではマネジメントシステムおよび標準の重要な要件を基礎から啓発研修、認証機関の研修基準の要件を満たす認定主任審査員

コースに至るまで幅広くカバーしている。また、未認定のマネジメントシステムのプロセスについても研修を提供している。

- **コンプライアンス研修**：この研修では健康や安全、持続可能性、一貫性、環境ガイドライン、環境規制といった分野において必要とされる注意義務、法律・規制、標準および政策を順守するために必要な知識を提供する。

### 2.1.6 ビューローベリタス・インド

1971年の設立以来、ビューローベリタスは試験・検査・認証（TIC）サービスを提供してきた。TIC サービスに加えて、360種類以上の研修課程を提供している。また、850種類以上の研修を実施している。その研修内容には、マネジメントシステム標準、ビジネスエクセレンス、ソフトスキル、金融サービス、安全性、分析科学、試験所の慣例、土木工学および建設マネジメントなどがある。研修コースは総論セッションから内部監査人コース、監査転換コース、主任審査員コース、技術ワークショップ、専門ワークショップ、人材適性・認定プログラムに至るまで幅広く提供している。

## 2.2 適合性評価システム

適合性評価システムは製品、サービスまたはシステムが標準の要件を確実に満たすための一連の過程と大きくかかわっている。適合性評価システムには主に、認証、試験、認定が含まれている。

- 認証は物体、人物または組織のある一定の特性を確認することと関係し、ある形式の外部審査、教育、評価または監査によって提供されることが多い。
- 試験は外部審査の一形式である。
- 認定は適合性評価に関する第三者機関による証明であり、特定の作業を実行する能力を公的に示すものである。

インドでは、消費者団体およびその他団体は必要な品質保証を提供する政府認可の認証に依存している。この認証の一部は以下のとおりである。

出典：[SGS](#)、[ビューローベリタス](#)



**ISIマーク** : BISが定めた標準に適合した工業製品に与えられる認証である。



**品質証明マーク** : BISが提供する貴金属の純度を保証する認証である。



**FPOマーク** : インド国内で加工されるあらゆる果物製品にインド政府食品加工産業省が提供する必須の認証マークである。



**アグマーク** : これは流通調査局が承認した一連の標準に適合したインド国内の農業生産物に与えられる認証マークである。



**エコマーク** : 生態系に悪影響を及ぼさないようにすることを目的とした一連の標準に適合した製品にBISが与える認証マークである。



**低公害車マーク** : バートルト排出基準の最新版に適合した自動車に対し、インド中央公害規制委員会が与える認証マークである。



**インドオーガニック** : 2000年のオーガニック製品基準の各仕様に適合した有機農業製品に与えられる認証マークである。APEEDAが認定した試験センターが発行する。

## 2.2.1 認証（認定を含む）および試験サービスにかかわる機関

### インド標準局

設立年：1987年



**事業内容**：BISは標準を策定し、認証サービスおよび試験施設を提供している。

**認証サービス**：BISは以下に説明するとおり、製品認証、システム認証および品質証明サービスを提供している。

- **製品認証**：このスキームは消費者に対して、製品の品質・安全・信頼性について第三者機関の保証を提供することを目的としている。製品認証スキームにおいて、BISは生産者の所属国に応じて2つのスキームを提供している。
  - － **国内生産者認証スキーム**：このスキームにおいては、工場内で試験され、また独立した試験を受けた製品を、生産者が関連するインド標準に従って生産していると確認することにより、ライセンスが国内の生産者に対して与えられる。
  - － **海外生産者認証スキーム**：このスキームにおいては、ライセンスが海外の生産者に対して与えられ、インド標準に適合した単独の製品に「BIS標準マーク」を適用される。

ただし、製品認証スキームそのものはもともと任意のものであり、インド政府は国民の健康・安全・安心、インフラの要件、大量生産に配慮して、さまざまな製品に認証を義務づけた。該当する製品のリストは[こちら](#)。

- **システム認証**：BISは1991年以降、さまざまなマネジメントシステム認証スキームを運用してきた。これには主に、品質マネジメントシステム認証（IS/ISO 9001）、環境マネジメントシステム認証（IS/ISO 14001）、危害分析重要管理点（HACCP）認証（IS 15000）などがある。
- **品質証明**：インドではこれまで2つの貴金属、すなわち金と銀が品質証明のカテゴリーに分類されてきた。BISの品質証明スキームは品質証明に関する国際基準に準拠している。

**試験施設**：関連するインド標準への適合性を定期的に検査するため、製品試験が必要な製品認証スキームを支援するべく、BISは8つの試験所からなるネットワークを立ち上げた。試験所認定スキーム（LRS）もまた、製品認証スキームのニーズにこたえるため、インド国内外に十分な数の外部試験所を確保する目的で規定された。

出典：[BIS](#)

## インド品質評議会（QCI）

設立年：1996年



### 事業内容：

- QCIは、国家品質キャンペーンを通じて、国内の認定体制を確立・運営し、品質を向上する目的で、インド政府およびインド産業界の合同で設立された。これは主に3つの業界団体からなる。すなわち全インド商工会議所連合会（ASSOCHAM）、インド工業連盟（CII）、インド商工会議所連盟（FICCI）である。
- QCIは政府、産業界および消費者を等しく代表する38名からなる評議会によって運営されている。

QCIには認定を行う特定分野の専属委員会のほかに、品質向上のための専属委員会がある。以下に説明する。

- **国立認証団体認定委員会（NABCB）**—国際標準およびガイドラインに沿った委員会基準に従って、認定を申請する認証団体の評価を行う。以下について認定を行う。
  - 品質マネジメントシステム（QMS）
  - 環境マネジメントシステム（EMS）
  - 食品安全マネジメントシステム
  - 検査
  - 製品認証
  - 労働安全衛生マネジメントシステム
  - 情報安全マネジメント
- **国立試験・校正機関認定委員会（NABL）**—NABLはインド政府科学技術省が支援する独立団体であり、協会法により登録されている。国際標準であるISO/IEC 17025およびISO 15189にしたがって、試験・校正機関の評価および認定を行う。同委員会は国際試験所認定協力機構（ILAC）およびアジア太平洋試験所認定協力機構（APLAC）の相互承認協定（MRA）に調印している。以下について認定を行う。
  - **試験**：生物学、化学、電気、電子、流体、機械、非破壊検査、光度、放射線、温度、法医学、医学
  - **校正**：電気技術、機械、流体、温度および光学、放射線

出典：[QCI](#)

## 標準化・試験・品質認証総局



設立年：1996年

### 事業内容：

- STQC はインド政府電子機器・情報技術局（DeitY）の附属機関である。試験所やセンターの国内ネットワークを通じて、電子機器や情報技術の分野で品質保証を行っている。
- そのサービスには、試験、校正、政府手続の電子化、政府および民間団体に対する研修や認証などがある。
- STQC の試験所では試験・校正に関する国内・国際の認定および承認を行っている。

その認証および試験サービスは以下の分野において各団体に提供されている。

- マネジメントシステム認証
- 製品認証
- 政府手続の電子化に関するマネジメントシステム、製品認証
- 電気・電子工学試験
- ソフトウェアおよびシステム試験

STQC の認証サービスは、以下によって認定・承認されている。

- オランダ認定委員会
- ISO 9001—品質マネジメントシステム（QMS）
- ISO 27001—情報安全マネジメントシステム（ISMS）
- ISO 20000—ITサービスマネジメント（ITSM）
- IEC標準に基づく製品安全認証スキーム
- ISO 9001に関するNABCBインド—品質マネジメントシステム

またSTQCの国際承認は、BSI（英国）、TUV（ドイツ）、JQA（日本）、Kaitech（韓国）、CEPREL（中国）、KEMA（オランダ）などのような、世界の主要な認証機関との相互承認協定によって強化されてきた。

出典：[STQC](#)

## インド輸出促進協議会（EPC）



設立年：1987年

### 事業内容：

- 輸出促進協議会（EPC）はインド会社法または団体登録法に基づき登録された非営利団体である。
- 現在21のEPCが存在し、うち12のEPCが商工省の管轄下であり、9つのEPCが繊維省の管轄下にある。
- EPCの主な役割は、インドを世界市場に対して高品質の製品およびサービスを提供する安定的な供給国として打ち出すことにある。特にEPCは、輸出業者による国際標準および仕様の遵守を促進・監督する役割を担っている。また、輸出業者に対する登録機関としても機能している。

出典：[EPC](#)

## インド輸出検査審議会（EIC）



設立年：1963年

### 事業内容：

輸出検査審議会（EIC）は1963年の輸出（品質管理および検査）法に基づいて、品質管理・検査および関連事項を通じてインドの輸出貿易の健全な発達を促す目的で、インド政府により設立された。

EICは中央政府の諮問機関であり、以下の法令に基づいて権限が与えられている。

- 輸出に先立って品質管理および検査を受けるべき製品を通達すること
- 通達が行われた製品についての品質基準を確立すること
- かかる製品に適用されるべき品質管理および検査の種類を特定すること

諮問機関としての役割だけでなく、EICはまた、5つの輸出検査庁（EIA）に対しても技術的・行政的監督権を行使している。EICは直接またはEIAやその出先機関を通じて以下の分野においてサービスを提供している。

- 輸出施設における品質保証システム（工程内の品質管理および自己申告）の適用を通じた輸出商品の品質認証ならびに委託による検査
- 食品処理施設における食品安全マネジメントシステムの適用を通じた輸出向け食品の品質認証

出典：[EIC](#)

## インターテックグループ

インドへの参入年：1997年



### 事業内容：

- インターテックは世界中の各業界に品質保証サービス全般を提供している。
- インドのさまざまな地域に 12 の事業所と 17 の試験所を持っている。

### 対応業種：

化学、食品・ヘルスケア製品、建設・工学、エネルギー、日用品、政府、貿易製品、小売業、輸送

### 提供サービス：

電化製品・電子機器の認証、航空宇宙産業での認証（AS9100 シリーズ）、建造物認証、食品認証、食品サービス設備認証、IT および情報通信認証、青少年向け製品の認証など。

出典：[インターテック](#)

## ビューローベリタス

インドへの参入年：1971年



### 事業内容：

- ビューローベリタスは主要な試験・検査・認証（TIC）機関であり、顧客が品質や安全、環境保護、社会的責任などの増大する課題に応えるのを助けるためのサービス提供に従事している。
- インド全域に 102 の事業所があり、ノイダ、グルガオン、ベンガルール、プネ、ティルプル の 5 か所に試験機関がある。

### 対応業種：

航空宇宙産業、自動車、建設・不動産、消費財、電気・電子、食品、政府・公的機関、産業機器、海洋産業、石油・天然ガス、電力・公共サービス、装置産業・鉱業、小売業、輸送・インフラ

### 提供サービス：

QHSE マネジメントシステム認証、部門別認証、食品安全認証、持続可能性サービス、リスク管理ソリューション、企業の社会的責任、専用監査サービス、気候変動サービス、その他標準

出典：[ビューローベリタス](#)



## TUV インド



インドへの参入年：1989 年

### 事業内容：

- TUV グループは、世界最大手の検査・認証・試験機関の一つである。
- TUV はインド全域に 30 の事業所を持っている。

### 対応業種：

建設・不動産、産業機器、海洋産業、石油・天然ガス、電力・公共サービス、装置産業・鉱業、小売業、輸送・インフラ、消費財、電気・電子、食品、政府・公的機関など

### 提供サービス：

マネジメントシステム—品質、環境、安全、食品、情報技術、社会的責任、主任審査員、内部審査員および啓発コース、第三者検査などの関連分野における研修

出典：[TUV](#)

## UL



インドへの参入年：1992 年

### 事業内容：

- UL は幅広い顧客に対して、安全関連の認証、妥当性検査、試験、検査、監査、勧告、研修サービスを提供している。
- UL はインドに 4 つの事業所を持っている。

### 対応業種：

金融、産業機器、海洋産業、石油・天然ガス、航空宇宙産業、自動車、建設・不動産、消費財、電気・電子、食品、政府・公的機関、エネルギー、食品・飲料、家具・寝具、繊維、衣類・靴

### 提供サービス：

QHSE マネジメントシステム認証、部門別認証、食品安全認証、持続性サービス、リスク管理ソリューション、企業の社会的責任、専用監査サービス、気候変動サービス、その他標準

出典：[UL](#)

### 3 ハイテク産業における標準

ハイテク産業には、鉄鋼、情報通信技術（ICT）、自動車、半導体、コンピューター工学、航空宇宙産業、ロボット工学、モノのインターネット、環境などの部門が含まれる。これらの部門に関する標準は以下に挙げるとおりである。

#### 3.1 冶金および冶金工学に関する標準

BIS は、鉄鋼および非鉄金属、合金および合金製品、鉍石および鉍物、鑄造所、耐熱金属、粉末冶金、熱処理、腐食防止、金属塗装および非金属塗装（塗料、顔料、エナメル加工を除く）、溶接（電気溶接装置を除く）、ナノ材料およびその技術を含む、冶金および冶金工学の分野における標準化に取り組む冶金工学局のもとで、以下の委員会を立ち上げた。

番号	委員会名	標準番号
1	金属の機械的検査	78
2	錬鋼製品	115
3	合金鉄	32
4	銑鉄および鑄鉄	50
5	軽金属および合金	82
6	銅および銅合金	85
7	鉛、亜鉛、カドミウム、錫、アンチモンおよび合金	35
8	貴金属類	56
9	一般溶接および応用溶接	108
10	鉍石および原料	66
11	鑄造所および鋼鑄物	118
12	耐熱金属	88
13	合金鋼および鍛造	114
14	鋼管および鋼管継手	36
15	非破壊検査	58
16	冶金および熱処理	39
17	腐食防止および仕上げ処理	125
18	粉末冶金物質および製品	62
19	産業用燃料燃焼型加熱炉	15
20	海綿鉄および熔融還元	23

21	金属コンテナ	52
22	ナノテクノロジー部門委員会	8
23	化学分析手法部門委員会	218

出典：BIS

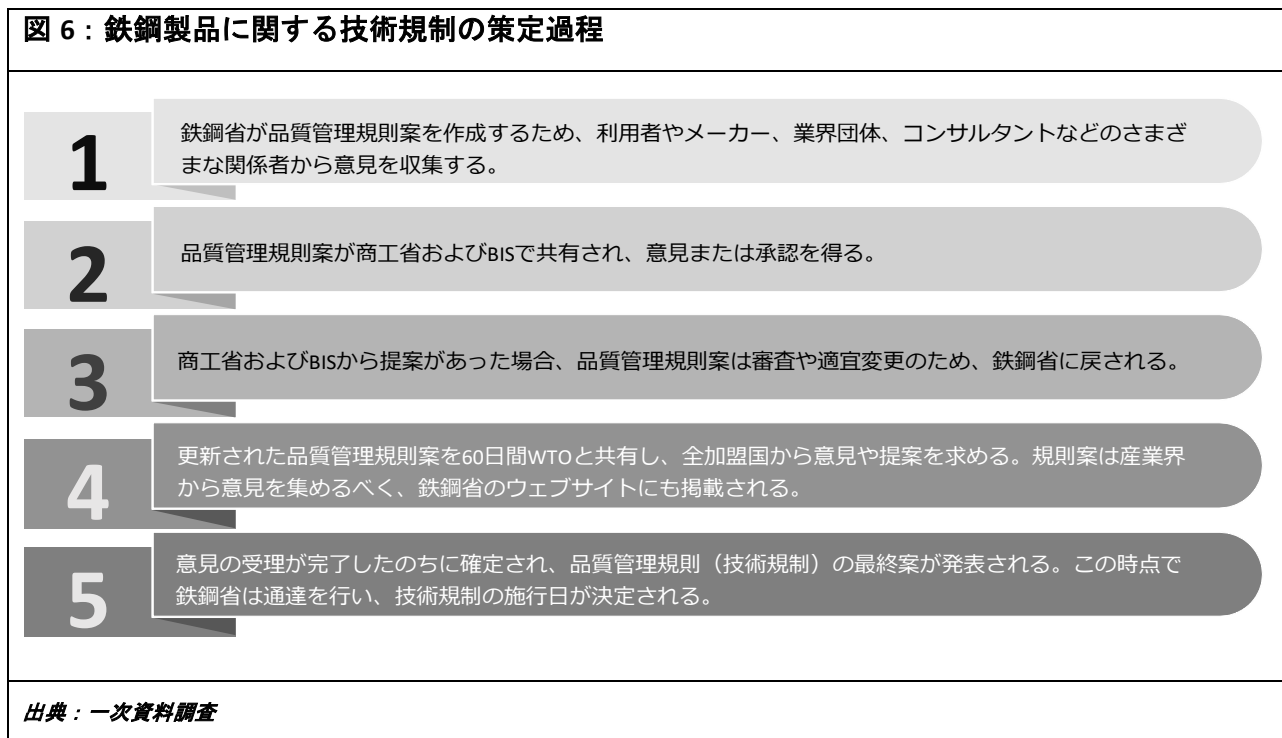
## 鉄鋼製品に関する規制の概要

1991年、インド政府は鉄鋼産業を公共部門の保有する産業のリストから除外した。1992年、鉄鋼産業は外国資本による投資を51%まで自動的に承認し、現在その上限が100%である「最優先」産業のリストに入れられた。同年、鉄鋼の価格および流通も同時に規制緩和された。

## 鉄鋼製品の技術規制の策定プロセス

鉄鋼製品の安全性および品質を確保するため、鉄鋼省は品質管理規則（技術規制）を策定するプロセスを開始した。さらに業界の要求に基づいて、商工省も品質管理規則の策定プロセスを開始した。これらの規制の主な目的は、鉄鋼製品の輸入および国内生産の品質を確保することにある。

下の図は鉄鋼製品に関する技術規制の策定過程を示している。



出典：鉄鋼省

## 技術規制の策定における海外企業の役割

海外企業は以下の場合、品質管理規則案に対して提言や意見を提供することにより、技術規制の策定に参加することができる。

- 鉄鋼省はインドにおいて登録されるか操業を行っている海外企業から提言や意見を募集している。鉄鋼省はこれまでに、新日鉄住金（日本）、JFE スチール（日本）、ポスコ（韓国）といった海外企業から品質管理規則案についての提言を募集してきた。
- 品質管理規則は WTO のウェブサイトに掲載されており、海外企業からの意見を求めている。これはインドに登録されていない海外企業が技術規制の策定に参加できる唯一の段階である。

## 鉄鋼製品に関する政策

BIS および鉄鋼省、環境森林省といった様々な関連省庁は、下記に述べるような鉄鋼製品の認証、輸入、環境影響についての政策を規定した。

### 輸入政策—鉄鋼省

- 鉄鋼は現行の政策にしたがって自由に輸入できる。さらに、鉄鋼製品の輸入については量的制限がなく、インド貿易分類（統一システム）法第 72 条により保護されており、輸入を規制するメカニズムは関税のみである。
- 輸出のための原料の自由な輸入は「事前ライセンススキーム」のもとで認められている。
- 二級品および不良品の輸入委託はいずれも、実績のある国際機関によって検査前認証を受けることを義務付けられている。
- 二級品および不良品鉄鋼の輸入はムンバイ、コルカタ、チェンナイの 3 つの指定港でのみ認められている。

### 鉄鋼製品に関する認証および運用規則—消費者局

- インド国内の鉄鋼および鉄鋼製品の生産者はすべて、規則の発効後 45 日以内に標準マークの使用ライセンスを BIS に申請するものとする。
- 鉄鋼および鉄鋼製品を生産しようとする者はすべて、BIS から有効なライセンスを得た後にのみ生産を開始するものとする。
- 一つ以上の鉄鋼製品について、ライセンスの有効期限が切れた場合または BIS によってライセンスが取り消された場合、BIS は同様の事実を関係当局に通知するものとする。
- 何人たりとも特定の標準に適合せず、認証ライセンスを有していることを BIS 標準マークによって示していない鉄鋼および鉄鋼製品を製造・保管・販売・流通させてはならない。
- 標準マークをつけた鉄鋼および鉄鋼製品のサンプルは、特定の標準に適合するかどうかを確認するため、BIS が認めた試験所で BIS が決定した方法で試験されるものとする。
- 特定の標準に適合しない標準以下の鉄鋼は、生産者が 1.5 メートル以下の長さに切り分けることにより変形させ、3 か月以内にスクラップとして廃棄されるものとする。

### BIS 認証が義務付けられた鉄鋼製品のリスト

番号	インド標準番号	タイトル	インド貿易分類（統一システム）	同項目内に記された標準の製品	施行日
----	---------	------	-----------------	----------------	-----

1	IS 432:第 1部	軟鋼および中張力 棒鋼およびコンク リート補強用硬鋼 線：第1部 軟鋼 および中張力棒鋼	72139190 72139990 72149190 72149990 72159090 72279090 72283019 72283029 72286099	全製品	2016年3月 18日
2	IS 432:第 2部	軟鋼および中張力 棒鋼およびコンク リート補強用硬鋼 線：第2部 コン クリート補強用硬 鋼線	721710 721790 72299031 72299033 72299040 72299059 72299090	全製品	2016年3月 18日
3	IS 513	冷間加工低炭素鋼 板および鋼帯	720915 720916 720917 720918 720925 720926 720927 720928  72099000 721123 72119090	(a) 等級指 定 CR1、 CR2、CR3、 CR4、CR5 に適合する 製品  (b) 上記の (a)以外の製 品	2016年9月 18日          2016年3月 18日
4	IS 1079	熱間圧延炭素鋼板 および鋼帯	720825 720826 720827 720836 720837 720838 720839 720840 720852 720853 720854	(a) 等級指 定 HR1、 HR2、 HR3、 HR4、HR5 に適合する 製品  (b) 上記の (a)以外の製 品	2016年9月 18日          2016年3月 18日

5	IS 1875	鍛造のための炭素鋼片、ブルーム、スラブ、棒鋼	72071120 72071190 72071220 72071290 720719 72072010 72072090	(a) 等級指定 15C8、30C8、35C8、45C8、55C8、65C6 に適合する製品 (b) 上記の (a)以外の製品	2016 年 9 月 18 日  2016 年 3 月 18 日
6	IS 2879	金属アーク溶接棒のための軟鋼	72061090 72071190 72071290 72071920 72071990 72132010 72139110	全製品	2016 年 3 月 18 日
7	IS 3502	縞鋼板	72081000 720840 721114 721190 72254019	全製品	2016 年 3 月 18 日
8	IS 5872	構造形およびフランジ目的のための熱間圧延平鋼製品	721123 721129 721220 721230 721240 721250	全製品	2016 年 3 月 18 日
9	IS 5986	低圧液化ガスシリンダー製作のための熱間圧延平鋼 (6 mm 以下) 鋼板および鋼帯	720825 720826 720827 720836 720837 720838 720839 720840 720851 720852 720853	(a) 等級指定 205、235、255、325、355、420、560 に適合する製品	2016 年 9 月 18 日  2016 年 3 月 18 日

			720854 72089000	(b) 上記の (a)以外の製 品	
10	IS 6240	低圧液化ガスシリ ンダー製作のため の熱間圧延平鋼 (6 mm 以下) 鋼板お よび鋼帯	720825 720826 720827 720837 720838 720839  720852 720853 720854	全製品	2016 年 3 月 18 日
11	IS 7283	磨き丸棒および工 学応用向け機械部 品生産のための熱 間圧延棒鋼	721320 721391 721399 72143000 721491 721499 72159090 72279090	(a) IS 7283 および IS 1570 の等 級指定 Gr. 21Cr4Mo2 、 Gr. 42Cr4Mo2 (高マンガ ン)、 Gr. 42Cr4Mo2 、 Gr. 15Cr3、 Gr. 17Cr3、 Gr. 20Ni7Cr2Mo 2、 Gr. 15Ni5Cr4Mo 1 に適合す る製品  (b) 上記の (a)以外の製 品	2016 年 9 月 18 日  2016 年 3 月 18 日
12	IS 7887	一般工学目的のた めの軟鋼線材	72139190 72139990 72279090	全製品	2016 年 3 月 18 日
13	IS 10748	溶接管のための熱 間圧延鋼帯	720825 720826 720827 720836	(a) 等級指 定 3、4、6 に適合する 製品	2016 年 9 月 18 日

			720837 720838 720839 72089000	(b) 上記の (a)以外の製 品	2016年3月 18日
14	IS 11513	冷間圧延目的のた めの熱間圧延炭素 鋼帯	720825 720826 720827 720836 720837 720838 720839 72089000	(a) 等級指 定 CR5 に適 合する製品  (b) 上記の (a)以外の製 品	2016年9月 18日  2016年3月 18日
15	IS 15647	溶接管のための熱 間圧延細幅鋼帯	721114 721119 72119090	全製品	2016年3月 18日

出典：[鉄鋼省](#)

### 環境保護規則—環境森林省

2012年の環境（保護）規則（第三次改正）では、下記に述べるようなインド国内の「総合鉄鋼工場」のための排水・排出標準を規定した。

工場の種類	標準の種類
コークス炉工場	排水標準
	排出標準
焼結工場	排水標準
	排出標準
溶鋳炉	排水標準
	排出標準
製鉄所—酸素転炉	排水標準
圧延工場	排水標準
	排出標準
アーク炉	排出標準
誘導炉	排出標準
溶解炉鑄造所	排出標準
標準の詳細については6 付属資料を参照のこと。	

出典：[中央公害規制委員会](#)



### 3.2 情報通信技術（ICT）に関する標準

BIS は、電子工学・情報技術部門協議会の下部組織である ICT 専門委員会を通じて、以下の ICT に関する標準を策定した。

番号	インド標準番号	タイトル	再承認年
1	IS 1885:第 26 部:1968	電気工学用語—第 26 部：通信中継器	2016
2	IS 1885：第 58 部:1984	電気工学用語—第 58 部：通信経路およびネットワーク	2015
3	IS 10735:1983	25 ピン端子 DTE/DCE インターフェースコネクタおよびデータ通信のためのピン割り当て	2016
4	IS 10736:1983	37 ピン端子、9 ピン端子 DTE/DCE インターフェースコネクタおよびデータ通信のためのピン割り当て	2016
5	IS 10737:1983	15 ピン端子 DTE/DCE インターフェースコネクタおよびデータ通信のためのピン割り当て	2016
6	IS 11413:1986	同期のための文字構造および情報処理のための同期伝送	2016
7	IS 11414:1986	データ通信システムのためのベーシックモード制御手順	2016
8	IS 11416:1986	ベーシックモード制御手順—補則	2016
9	IS 11418:第 1 部:1986	ハイレベル・データリンク制御手順—第 1 部：フレーム構造	2016
10	IS 11418:第 2 部:1986	ハイレベル・データリンク制御手順—第 2 部：手順要素の統合	2016
11	IS 11418:第 3 部:1986	ハイレベル・データリンク制御手順—第 3 部：手順クラスの統合	2015
12	IS 12032:第 9 部:1993	電子工学分野における図示記号：第 9 部 電気通信、交換機および周辺機器	2016
13	IS 12285:1987	インターフェースにおける同期式転送信号品質	2016
14	IS 13589:1993	情報処理システムのためのオープンシステム間相互接続における伝送サービスの定義	2016

15	IS 13611:1993	情報処理システムのためのデータ通信における非接続型ネットワークサービスを提供するためのプロトコル	2016
16	IS 13868:1993	情報処理システムのためのデータ通信におけるネットワークサービスの定義	2016
17	IS 13919:1994	情報技術—システム間の通信および情報交換—オープンシステム間相互接続—接続を提供するためのプロトコル—モード伝送サービス	2016
18	IS 16333:第3部:2016	携帯電話機：第3部 携帯電話機のためのインド言語サポート—特殊要件	

出典：BIS

## インド・グローバル ICT 標準化フォーラム

インド・グローバル ICT 標準化フォーラム（GISFI）は、インド国内法で「協会」として登録されている非営利・非政府組織である。これはインドの環境における産業界主導の ICT 標準を策定するための、インド産業界および大学研究施設によるイニシアティブである。同フォーラムは研究を行い、標準を策定するため、以下のような標準化チームを設立した。

- 今後のラジオ技術
- サービス中心のネットワーク
- スペクトル管理
- グリーン ICT
- 特定利益集団
- モノのインターネット

GISFI はまた、ICT 標準を策定するために国際的な通信協会および通信関係者とも連携している。

出典：[GIFSI](#)

### 3.2.1 電気通信に関する標準

#### 電気通信エンジニアリングセンター

通信 IT 省電気通信局（DoT）のもとで運営されている電気通信エンジニアリングセンター（TEC）は、電気通信部門の標準策定を担当している。TEC は公式に登録された唯一の通信標準・仕様および種類の認可団体である。以下のような役割を受け持ってきた。

- 通信ネットワーク装置、サービスおよび相互運用性に関する一般標準の策定
- 一般要件（GR）およびインターフェース要件（IR）、サービス要件（SR）の作成・公表
- インターフェース承認、承認書、サービス承認、タイプ承認の発行

- 標準および基本的技術計画の策定
- アジア・太平洋電気通信共同体（APT）、欧州電気通信標準化機構（ETSI）、国際電気通信連合（ITU）といった多国籍団体との標準化に関する交流
- 最新のテクノロジーや研究開発結果を取り入れるための専門知識の開発
- DoT に対する技術サポートや、インド電気通信規制庁（TRAI）、電気通信紛争処理控訴裁判所（TDSAT）への技術的アドバイスの提供
- DoT が計画途中である政策のための電気通信部門の技術開発に関するテレマティクス開発センター（C-DOT）との連携

また、TEC は情報技術部門を持っており、インターネットプロトコル IPv4 および IPv6 の分野における標準化および関連活動、国内の IPv6 環境の実施、e-TEC のための様々な IT プロジェクトの実施、TEC のウェブサイトの開発・維持管理、TEC における IT インフラの維持管理などを担当している。

### TEC が策定した標準のリスト

番号	製品名	GR/IR/SR/標準番号	部門
1	双方向ケーブル設備に接続した加入者端末装置（SEE）	S/INT-2W/02.MAY 2001	固定アクセス
2	キーパッド上のアルファベット	SD/AKP-01/01.AUG 2003	固定アクセス
3	データ辞書	SD/SDD-01/01 MAR 02	情報技術
4	機器管理システム	TEC/SD/IT/EMT-001/01/MAR 2016	情報技術
5	サービスプロバイダーのネットワーク間における IP ベースの相互接続	TEC/SD/IT/IPI-001/01 NOV 2015	情報技術
6	国際ゲートウェイ接続のための技術要件	S/IGW - 01/01. JAN01	情報技術
7	ネットワーク管理システム（NMS）	SD/NMS-002/01 FEB 2005	情報技術
8	ISP トラフィックの合法的傍受および監視システム	SD/IMC-01/01. MAR 04	情報技術
9	IPv6 適合性および相互運用性	SD/IPV6-001/01 MARCH.2011	情報技術
10	無認可周波数帯 2.4GHz の無線機器に関する新標準	SD/RAD-01/01.SEP 2005	無線

11	電気通信機器の環境検査のための標準	SD: QM-333 ISSUE MARCH 2010	無線
12	ブルートゥース端末（注：承認書は申請者の規格に対して、ブルートゥース無線端末に発行される）	S/BET-01/01.MAY 2001	無線
13	V5.2 インターフェースのための国家規格	TEC/SD/SW/VAN-SIG/03/ MAR.2010	次世代型交換機
14	SIP のための国家規格	SD/SIP-01/01 SEP.2008	次世代型交換機
15	H.248 のための国家規格	SD/GCP-01/02 AUG.2008	次世代型交換機
16	インテリジェントネットワークアプリケーションプロトコル（INAP）国家規格	SD/INP-01/02. MAY2007	次世代型交換機
17	SCCP 国家規格	SD/CCS-03/03.MAR 06	次世代型交換機
18	ISDN 基本アクセスユーザーインターフェースのための国家規格	SD/ISN-02/02. SEP2003	次世代型交換機
19	ISDN ユーザーネットワークインターフェース（S/T 点）国家規格	SD/ISN-01/03. OCT2003	次世代型交換機
20	TCAP 国家規格	SD/CCS-05/01. MAY03	次世代型交換機
21	MTP および ISUP のための CCS7 国家規格	SD/CCS-02/03. JAN2000	次世代型交換機
22	共通線信号国家計画	R/NSP-01/01.SEP 92	次世代型交換機
23	Q3 インターフェース国家規格	SD/NQS-01/01. MAR2000	次世代型交換機

出典：TEC

## インド通信標準開発協会（TSDSI）

2012 年の国家通信政策の一環として通信 IT 省は、セキュリティに関するニーズを含む国内の要件を満たす標準に関してコンセンサスを得るために、政府、産業界、研究開発センター、サービスプロバイダー、学界のメンバーからなる独立団体であるインド標準開発協会（TSDSI）を設立した。

TSDSI は以下の役割および責任を与えられている。

- 国際的な標準開発機関におけるすべての関係者に対するアクセスを促進すること
- 国際標準の開発においてインドの要件、知的財産権および標準を組み込む諮問機関として機能すること

出典：TSDSI

### 3.3 自動車に関する標準

BIS は交通工学部門協議会の下部組織である様々な専門委員会を通じて、自動車に関する標準を策定した。自動車に関する標準のうちのいくつかは下のリストに挙げてある。

#### 非従来型動力源で走行する自動車車両専門委員会における標準

番号	インド標準番号	タイトル	カテゴリー	再承認年
1	IS 15710:2006	路上走行車—圧縮天然ガス (CNG) 燃料システム部品—一般要件および定義	用語法	2011
2	IS 15711:2006	路上走行車—圧縮天然ガス (CNG) 燃料システム部品—性能および一般試験方法	試験方法	2011
3	IS 15712:2006	路上走行車—圧縮天然ガス (CNG) 燃料システム部品—自動弁 (電磁弁)	製品仕様	2011
4	IS 15713:2006	路上走行車—圧縮天然ガス (CNG) 燃料システム部品—圧力調整器	製品仕様	2011
5	IS 15714:2006	路上走行車—圧縮天然ガス (CNG) 燃料システム部品—ガス・空気混合器	製品仕様	2011
6	IS 15715:2008	路上走行車—圧縮天然ガス (CNG) 燃料システム部品—コンジット (換気装置)	製品仕様	2014
7	IS 15716:2006	路上走行車—圧縮天然ガス (CNG) 燃料システム部品—結合端部つき CNG 高圧燃料経路 (RIGID) (2.15 メガパスカル (21.5 バール) を超える圧力)	製品仕様	2011
8	IS 15717:2006	路上走行車—圧縮天然ガス (CNG) 燃料システム部品—燃料バルブ (自動または手動)	製品仕様	2011
9	IS 15718:2006	路上走行車—圧縮天然ガス (CNG) 燃料システム部品—結合端部つき CNG 高圧燃料経路 (フレキシブルホース) (2.15 メガパスカル (21.5 バール) を超える最高充填圧力)	製品仕様	2011
10	IS 15719:2006	路上走行車—圧縮天然ガス (CNG) 燃料システム部品—電気配線キット	その他	2011
11	IS 15720:2008	路上走行車—圧縮天然ガス (CNG) 燃料システム部品—電池室・副電池室	その他	2014

12	IS 15721:2006	路上走行車—圧縮天然ガス（CNG）—座席、クッション材、屋根材、再ドラインニングのための難燃性物質	その他	2011
13	IS 15722:2006	路上走行車—圧縮天然ガス（CNG）燃料システム部品—結合端部つき CNG 低圧フレックス燃料経路（2.15 メガパスカル（21.5 バール）未満の CNG 燃料経路）	製品仕様	2011
14	IS 15723:2006	路上走行車—圧縮天然ガス（CNG）燃料システム部品—限流器	製品仕様	2011
15	IS 15870:2009	路上走行車—内燃機関自動車における圧縮天然ガス（CNG）燃料システムの利用—実施規則	実施規則	2014
16	IS 15956:2012	路上走行車—液化石油ガス（LPG）特殊装置—定義、分類および一般要件	その他	
17	IS 15957:2012	路上走行車—液化石油ガス（LPG）特殊装置—一般設計要件、性能および試験方法	試験方法	
18	IS 16009:2013	路上走行車—液化石油ガス（LPG）特殊装置—遮断弁	製品仕様	
19	IS 16053:2013	路上走行車—液化石油ガス（LPG）特殊装置—圧力調整器および気化器	製品仕様	
20	IS 16062:2013	路上走行車—液化石油ガス（LPG）特殊装置—圧力・温度センサー	製品仕様	
21	IS 16063:2013	路上走行車—液化石油ガス（LPG）特殊装置—LPG フィルター装置	製品仕様	
22	IS 16064:2013	路上走行車—液化石油ガス（LPG）特殊装置—ガス混合器	製品仕様	
23	IS 16065:2013	路上走行車—液化石油ガス（LPG）特殊装置—燃料レール	製品仕様	
これ以外の標準については、6 付属資料を参照。				

出典：BIS

### 自動車産業標準委員会（AISC）

BIS とは別に、道路交通省（MoRT&H）および道路交通局（DoRT&H）によって、中央自動車規則・技術常設委員会（CMVR-TSC）のもとで 1997 年に設立された AISC は、自動車車両の設計・

組立・運用・維持管理の安全性を審査している。AISC によって策定された標準の一例は以下に挙げるとおりである。

番号	AIS番号およびその改正	タイトル
1	AIS-001、改正No. 1	自動車車両—バックミラー—仕様書
2.	AIS-001（第1部）（改正1）：2011	自動車車両—車体ありの 카테고리—M、N、L車両における利用を目的とした間接視装置の承認
3.	AIS-001（第2部）（改正1）：2011	自動車車両—車体なしの 카테고리—L車両における利用を目的とした、運転者を一部または全部映すバックミラーの承認—仕様書
4	AIS-002	自動車車両—バックミラー—設置要件
5.	AIS-002（第1部）（改正1）：2011	自動車車両—車体ありの 카테고리—L車両、 카테고리—M、N車両における利用を目的とした間接視装置の承認—設置要件
6.	AIS-002（第2部）（改正1）：2011	自動車車両—車体なしの 카테고리—L車両における利用を目的とした、運転者を一部または全部映すバックミラーの承認—設置要件
7.	AIS-003 / 1999 （改正1および2を含む） 改正No. 3 / 2002年5月	自動車車両—初速登坂能力—測定方法および要件
8.	AIS-004（第1部） / 1999 改正No.1および2	自動車車両からの電磁放射—許容レベルおよび試験方法
9.	AIS-004（第2部）	自動車車両の電磁放射耐性—要件および試験方法
10.	AIS-004（第3部）訂正1	自動車車両—電磁両立性の諸要件
これ以外の標準についてはARAIを参照。		

出典：ARAI-AISC

### 3.4 半導体に関する標準

半導体に関する標準は、電子工学・情報技術部門協議会の下部組織である半導体およびその他の電子部品・装置専門委員会を通じて、BIS が策定した。

BIS が策定した標準は以下のとおりである。

番号	インド標準番号	タイトル	カテゴリー	再承認年
1	IS 590:1964	固定紙直流コンデンサ	製品仕様	2015

2	IS 824:1965	抵抗器およびコンデンサの優良値	実施規則	2015
3	IS/QC 001001:2000	電子部品のための IEC 品質評価システム (IECQ) 一品目別通則	製品仕様	2015
4	IS/QC 001002:第 1 部:2000	電子部品のための IEC 品質評価システム (IECQ) 一手順規則—第 1 部 : 管理	実施規則	2015
5	IS/QC 001002:第 2 部:2000	電子部品のための IEC 品質評価システム (IECQ) 一手順規則—第 2 部 : 文書化	製品仕様	2015
6	IS/QC 001002:第 3 部:2000	電子部品のための IEC 品質評価システム (IECQ) 一手順規則—第 3 部 : 承認手順	実施規則	2015
7	IS/QC 001003:2000	電子部品のための IEC 品質評価システム (IECQ) 一指針書	実施規則	2015
8	IS 1885:第 6 部:1978	電気工学用語 : 第 6 部 プリント回路	用語法	2014
9	IS 1885:第 7 部:2001	電気工学用語 : 第 7 部 半導体装置お よび集積回路	用語法	2014
10	IS 1885:第 45 部:1977	電気工学用語 : 第 45 部 コンデンサ	用語法	2015
11	IS 1885:第 46 部:1977	電気工学用語 : 第 46 部 抵抗器	用語法	2014
12	IS 2001:1968	固定銀被覆マイカコンデンサ	製品仕様	2015
13	IS 2032:第 8 部:1965	電気工学に用いられる図示記号 : 第 8 部 半導体装置	その他	2014
14	IS 2786:第 1 部:1978	磁器コンデンサ、タイプ 2—第 1 部 : 一般要件および試験方法	試験方法	2015
15	IS 2786:第 2 部:1984	磁器コンデンサ、タイプ 2—第 2 部 : FCCG 01 および FCCG 02 コンデ ンサ	製品仕様	2015
16	IS 3671:第 1 部:1980	空気誘導体可変コンデンサー—第 1 部 : 試験および一般要件	製品仕様	2015
17	IS 3700:第 7 部:1970	半導体装置の定格および特性—第 7 部 : 逆阻止 3 端子サイリスタ	製品仕様	2015



18	IS 3715:第 4 部:1971	半導体装置のための文字記号：第 4 部 サイリスタ	用語法	2015
19	IS 3723:第 1 部:1978	無線障害防止コンデンサー第 1 部：一般要件および試験方法	製品仕様	2015
20	IS 3723:第 2 部:1983	無線障害防止コンデンサー第 2 部：タイプ FCRS 1	製品仕様	2015
これ以外の標準については 6 付属資料を参照。				

出典：BIS

### 3.5 コンピューター工学に関する標準

BIS は、電子工学・情報技術部門協議会ソフトウェアおよびシステム工学専門委員会、ならびにコンピューターハードウェア、周辺機器および識別カード専門委員会を通じて、コンピューター工学に関する標準を策定している。

ソフトウェアおよびシステム工学専門委員会における標準

番号	インド標準番号	タイトル	カテゴリー	再承認年
1	IS 1885:第 52 部:第 2 節:1980	電気工学用語：第 52 部 データ処理—第 2 節 演算論理オペレーション	用語法	2016
2	IS 1885:第 52 部:第 7 節:1980	電気工学用語：第 52 部 データ処理—第 7 節 デジタルコンピュータープログラミング	用語法	2016
3	IS 1885:第 52 部:第 10 節:1980	電気工学用語：第 52 部 データ処理—第 10 節 データ通信	用語法	2016
4	IS 1885:第 52 部:第 11 節:1981	電気工学用語：第 52 部 データ処理—第 11 節 オペレーション技術および施設	用語法	2016
5	IS 1885:第 52 部:第 13 節:1980	電気工学用語：第 52 部 データ処理—第 13 節 アナログおよびハイブリッドコンピューティング	用語法	2016

6	IS 1885:第 52 部:第 14 節:1983	電気工学用語：第 52 部 データ処理—第 14 節 コ ンピュータグラフィッ クスおよびコンピュ ーターマイクログラフィ クス	用語法	2016
7	IS 1885:第 52 部:第 15 節:1986	電気工学用語：第 52 部 データ処理—第 15 節 プ ログラミング言語	用語法	2016
8	IS 10934:1983	時刻の表示	その他	2016
9	IS 10935:1983	日付序数の表示	その他	2016
10	IS 11289:1985	コンピューターベースの システムの性能モニタリ ングについての実施規則	実施規則	2016
これ以外の標準については付属資料を参照。				

出典：BIS

#### コンピューターハードウェア、周辺装置および識別カード専門委員会における標準

番号	インド標準番号	タイトル	カテゴリー	再承認年
1	IS 1885:第 52 部:第 3 節:1980	電気工学用語：第 52 部 データ処理—第 3 節 設備 技術（特定の用語）	用語法	2013
2	IS 1885:第 59 部:1986	電気工学用語：第 59 部 教育または研修装置およ びシステム	用語法	2013
3	IS 11402:第 1 部:1986	データ交換可能な磁気シ ングルディスクカートリ ッジ（トップローディン グ）：第 1 部 物理特性お よび磁気特性	製品仕様	2013
4	IS 11404:第 1 部:1986	二周波記録を用いた 130mm 片面 1.9tpmm フ レキシブルディスクカー トリッジ上でのデータ交 換—第 1 部：物理特性お よび磁気特性	製品仕様	2013

5	IS 11404:第 2 部:1986	二周波記録を用いた 130mm 片面 1.9tpmm フレキシブルディスクカートリッジ上でのデータ交換—第 2 部：トラック形式	製品仕様	2013
6	IS 11405:第 1 部:1986	修正周波数変調記録方式を用いた 130mm 両面 1.9tpmm フレキシブルディスクカートリッジ上でのデータ交換—第 1 部：物理特性および磁気特性	製品仕様	2013
7	IS 11405:第 2 部:1986	修正周波数変調記録方式を用いた 130mm 両面 1.9tpmm フレキシブルディスクカートリッジ上でのデータ交換—第 2 部：トラック形式	製品仕様	2013
8	IS 11405:第 3 部:1986	修正周波数変調記録方式を用いた 130mm 両面 1.9tpmm フレキシブルディスクカートリッジ上でのデータ交換—第 3 部：トラック形式 B	製品仕様	2013
9	IS 11406:1986	情報交換用フレキシブルディスクカートリッジのファイル構成およびラベリング	製品仕様	2013
10	IS 11408:2006	情報技術—未記録 12.7mm (0.5 インチ) 幅磁気テープによる ROR 上での情報交換—32ftpmm (800ftpi) NRZ-1 方式、126ftpmm (3200ftpi) 位相変調方式および 356ftpmm (9042ftpi) 、NRZ-1 方式	製品仕様	2014
これ以外の標準については 6 付属資料を参照。				

出典：BIS

### 3.6 航空宇宙産業に関する標準

インドでは BIS のほかに、標準の策定および認証にかかわる様々な航空宇宙産業関連の団体が存在する。

- 国防省 (MoD)
- 民間航空総局 (DGCA)
- 軍事対空性認可センター (CEMILAC)
- 航空品質保証総局 (DGAQA)

BIS が策定した標準は以下に挙げるとおりである。

番号	インド標準番号	タイトル	カテゴリ	再承認年
1	IS 6722:1972	航空機ジャッキ受の製品寸法	製品寸法	2010
2	IS 6723:1972	航空機の計器類および指示器についての勧告	その他	2016
3	IS 6724:1972	航空機用封止ワイヤー	製品仕様	2016
4	IS 6725:2008	宇宙航行体—ロックワイヤー—直径	製品寸法	2013
5	IS 6741:1972	航空機の計器類および番号プレート用数字記号	製品仕様	2016
6	IS 6742:2013	航空機—ジャッキ受	製品仕様	
7	IS 6743:1972	航空機の計器類のサイズおよび取付寸法 (後部取付タイプ)	製品寸法	2016
8	IS 6753:1972	航空機の配管の識別規則	実施規則	2016
9	IS 6800:1972	航空機のトラクターへのトーパー接続の寸法	製品寸法	2016
10	IS 7073:第 1 部:1973	航空貨物パレットおよびコンテナに関する用語集：第 1 部 航空貨物パレット	用語法	2016
これ以外の標準については 6 付属資料を参照。				

出典：BIS

### 3.7 ロボット工学に関する標準

BIS は、生産および一般工学部門協議会の下部組織である産業用および生産用オートメーションシステムおよびロボット工学専門委員会を通じて、ロボット工学に関する標準を策定した。

BIS が策定した標準は以下に挙げるとおりである。

番号	インド標準番号	タイトル	カテゴリ	再承認年
----	---------	------	------	------

1	IS 13547:第1部:2010	産業用ロボットの操作—機械インターフェース—プレート（第2次改正）	製品仕様	2015
2	IS 13547:第2部:2010	産業用ロボットの操作—機械インターフェース—第2部 シャフト（第1次改正）	製品仕様	2015
3	IS/ISO 13584:第1部:2001	工業オートメーションシステムおよび統合—パーツライブラリー 第1部 概観および基本原則		
4	IS 14530:1998	産業用ロボットの操作—安全性	実施規則	2013
5	IS 14531:2005	産業用ロボットの操作—特性の表示（第1次改正）	その他	2015
6	IS 14533:2005	産業用ロボットの操作—試験方法に関する性能基準（第1次改正）	試験方法	2015
7	IS 14662:1999	産業用ロボットの操作—用語集	用語法	2015
8	IS 14663:1999	産業用ロボットの操作—システムおよび動作の調整	実施規則	2015
9	IS 14776:第1部:2000	工業オートメーション—作業現場の制作—第1部：標準化のための規範モデルおよび要件特定のための方法	実施規則	2015
10	IS 14776:第2部:2000	工業オートメーション—作業現場の制作—第2部：標準化のための規範モデルおよび方法の適用	実施規則	2015
11	IS 15031:2001	産業用ロボットの操作—アプリケーション中心の試験—スポット溶接	実施規則	2012
12	IS 15032:第1部:2001	ロボット溶接ガン用シリンダー—第1部 一般要件	製品仕様	2012
13	IS 15033:2001	産業用ロボットの操作—電磁両立性（EMC）試験方法および性能評価基準—ガイドライン	実施規則	2012
14	IS 15034:2001	産業用ロボットの操作—IS 14533: 1998 に準拠したロボット性能評価実施のための試験装置および計測方法に関する手引書	実施規則	2012

15	IS 15291:2003	産業用ロボットの操作—自動末端作動部または交換システム—用語集および特性の表示	用語法	2013
16	IS 15292:2003	産業用ロボットの操作—ロボットのプログラミングおよび操作のためのグラフィカル・ユーザー・インターフェース (GUI-R)	実施規則	2013
17	IS 15295:2003	抵抗溶接—溶接ガン用変圧器	製品仕様	2013
18	IS 15296:2003	工業オートメーションシステム—総合生産システムの安全性—基本要件	安全基準	2013
19	IS/ISO 15531:第 31 部:2004	工業オートメーションシステムおよび統合—工業生産管理データ 第 31 部 リソース情報モデル	実施規則	2011
20	IS/ISO 15531:第 32 部:2005	工業オートメーションシステムおよび統合—工業生産管理データ：リソース利用管理 第 32 部 リソース利用管理データの概念モデル		2011
21	IS/ISO 15531:第 42 部:2005	工業オートメーションシステムおよび統合—工業生産管理データ 第 42 部 時間モデル		2011
22	IS/ISO 15531:第 43 部:2006	工業オートメーションシステムおよび統合—工業生産管理データ 第 43 部 生産フロー管理データ：フロー監視および生産データ交換のためのデータモデル	その他	2011
23	IS 15571:2005	工業オートメーション用語集	用語法	2013

出典：BIS

### 3.8 モノのインターネット (IoT)

M2M (Machine to Machine) としても知られるモノのインターネット (IoT) は、電子機器が互いに連続的に通信し、人間の介入なしに動作を起こすことを可能にする技術として定義される。M2M やその一部を指す名称としては、「接続デバイス」「遠隔監視および診断」「スマートコンピューティング」「スマートメーター」「拡張インターネット」などがある。

世界的に見ても、インドはスマートシティやスマートグリッド、農業、医療の分野における M2M 市場として期待されている。しかし、大規模な M2M の導入は以下が欠如していることにより遅れている。

- 国内レベルでのM2M標準
- ゲートウェイ、デバイス、センサー、API（Application Programming Interface）レベルの標準化の欠如
- バックエンドシステムの標準が利用不能
- 相互運用性の問題
- M2Mデバイス管理および遠隔コンフィグレーション管理
- SIM内蔵型UICC（eUICC）に関する標準
- デバイス、サービスのための試験および相互運用性ガイドライン
- 「電波」送受信可能区域
- 低速・低品質のネットワーク

出典：DoT

世界的な標準化団体の間には、インド特有のM2M標準の要件を理解したいという強い関心がある。インドはTSDSI（インド通信標準開発協会）を通じて、oneM2Mアライアンス<sup>16</sup>において十分な代表権を持っている。インドの複数の団体もM2M標準への取り組みを始めている。

- GISFI（インド・グローバル ICT 標準化フォーラム）は 2009 年、インド国内の M2M/IoT 標準化への取り組みを開始した。現在、多数の文書が検討中および承認中である。
- TSDSI はインドの政府認可団体であり、インド国内のあらゆる業界部門にわたって M2M の推定ユースケースの詳細を収集している。TSDSI はその後の標準策定過程において、oneM2M アライアンスとともにこれらユースケースを取り上げている。
- DoT（通信 IT 省電気通信局）の技術部門である TEC（電気通信エンジニアリングセンター）は、進化しつつある国際標準に沿ったインド特有の M2M 標準の策定に特化した 5 つの重要な作業部会を設立した。
  - － 電力
  - － 自動車
  - － 監視
  - － 医療
  - － M2M ゲートウェイおよびアーキテクチャ

これらの作業部会は産業界からの参加者が十分な代表権を持ち、TSDSI や ETSI（欧州電気通信標準化機構）、oneM2M アライアンスなどと密接に連携している。産業界・政府の要件に基づいた追加の作業部会を創設する準備もなされている。

<sup>16</sup> One M2Mアライアンスは2つの情報通信技術（ICT）標準開発機関（SDO）からなる国際団体であり、マシンツーマシン（M2M）の通信システムの効率的な導入を目指している。

### 3.9 環境基準

#### 環境森林省（MoEF）

環境森林省（MoEF）は環境森林気候変動省（MoEFCC）としても知られる、環境保護のための規制を行う国内最高の行政機関である。MoEF の下部組織である中央公害規制委員会や州公害規制委員会といった公害規制委員会もまた、必要とされる支援を提供している。

MoEF が策定した環境基準は以下のとおりである。

番号	標準番号	タイトル
1	S.O.3305(E)	火力発電所に関する環境基準および正誤表
2	S.O.4(E)	一般的な排水処理工場に関する環境基準
3	G.S.R.35(E)	製糖業に関する環境基準
4	G.S.R.281(E)	LPG/CNG、ディーゼル燃料および LPG/CNG、ガソリンおよび LPG/CNG 専用の発電機に関する環境基準
5	G.S.R.497 (E)	共処理を伴うセメント工場に関する環境基準
6	G.S.R.496 (E)	セメント工場に関する 2014 年 8 月 25 日付の通達 G.S.R. 612(E)の改正に関する環境基準
7	G.S.R.612 (E)	セメント工場に関する環境基準
8	G.S.R.325 (E)	染色および染色中間体産業に関する環境基準
9	G.S.R.232 (E)	新型ディーゼルエンジン・発電機に関する排出制限の施行日の延長
10	G.S.R.229 (E)	自動車用ガソリン、ディーゼル燃料および 2 サイクルオイルに関する品質基準の削除

これ以外の標準については [MoEF](#) を参照。

出典：[MoEF](#)

#### 中央公害規制委員会（CPCB）—環境森林省

中央公害規制委員会（CPCB）はMoEFにたいして技術サービスを提供している。CPCBは、1974年の水質汚濁（防止および管理）法、ならびに1981年の大気汚染（防止および管理）法の法的権限に基づいて、排水および排出に関する国家標準を策定した。

これらの標準は、1986年の環境（保護）法の第25項に基づいて、インド政府環境森林省によって承認・公示された。現在までに37の産業カテゴリーに対する排水基準および31の産業カテゴリーに対する排出基準が、環境大気質や環境騒音、自動車、ガソリンおよびディーゼル燃料の燃料品質に関する仕様の標準とは別に策定されている。医療廃棄物の管理に関しては、ガイドラインが別途策定された。



標準が策定された産業の一覧は以下に挙げるとおりである。

番号	産業
1	アルミニウム
2	大気環境
3	アスベスト製品
4	バガス燃焼型ボイラー
5	蓄電池製造業
6	ビーハイブ式コークス炉
7	ボイラー（小型）
8	レンガ焼き窯
9	練炭産業（石炭）
10	地金精製

産業の全リストについては6 付属資料を参照。

出典：CPCB

## 4 インドと国際参加

### 4.1 国際標準策定におけるインドの役割

インドの国内標準機関である BIS は、国際的な標準化活動に参加しており、国際標準策定の様々な段階において、インドの利益を打ち出している。

BIS は国際レベルでの主要な標準化機関である ISO および IEC の活動に積極的に参加してきた。国際市場におけるインド製品の受け入れを促すため、相当数のインド標準が ISO/IEC 標準と整合化されてきた。インドにおいて採用されている国際標準は、変更が加えられる場合もあれば、変更がない場合もある。

BIS は、南アジア地域標準機関（SARSO）や太平洋地域標準会議（PASC）が行っている活動のような地域協力活動にも積極的に参加している。

#### BIS と ISO

BIS は ISO の設立メンバーであり、その様々な活動に積極的に参加している。

- 主に 2013～2015 年に、ISO の技術管理評議会（TMB）の会員を務めた。
- 発展途上国対策委員会（DEVCO）、適合性評価委員会（CASCO）、消費者政策委員会（COPOLCO）などの ISO の政策開発委員会に参加している。

#### 技術的作業における BIS の参加

インドは ISO の 311 の専門委員会ならびに分科委員会の参加会員（P メンバー）であり、305 の専門委員会のオブザーバー会員（O メンバー）である。BIS は P メンバーとして ISO の各委員会が提供した案に対して所見を述べるが、O メンバーとしてはそのような義務はない。

インドは必要に応じて委員会に出席するか、電子投票システムを通じて投票に参加するかして、ISO の作業に参加している。インドの専門家は ISO の様々な作業部会に参加しているが、主に個人としての立場で参加している。

また、BIS は ISO や IEC の専門委員会の会合や ISO の理事会会合（総会とも呼ばれる）を主催し、新たな標準案を作成する。2015 年には、BIS は（数年の空白期間ののち）かかる会合を複数主催し、TC207 環境基準、TC61 プラスチック標準、TC83 核計装標準、IT セキュリティ標準といった重要な標準案が作成された。

出典：BIS

#### BIS の幹事国としての責任

現在、BIS は以下に挙げる ISO の 2 つの専門委員会および 6 つの分科委員会の幹事国としての責任を負っている。

ISO 専門委員会	産業
ISO/TC 34/SC 7	香辛料
ISO/TC 113	比重測定法

ISO/TC 113/SC 1	速度面積法
ISO/TC 113/SC 6	堆積物輸送
ISO/TC 120	皮革
ISO/TC 120/SC 1	生皮（ピックル皮を含む）
ISO/TC 120/SC 2	なめし革
ISO/TC 120/SC 3	革製品

## BIS と IEC

インドは 1911 年以降、IEC の活動に参加してきた。インドは 1949 年に技術者協会から IEC のインド国内委員会の責任を引き継いだ。それ以降、BIS は IEC の活動に積極的に参加している。

インド国内委員会は IEC 理事会の会員団体として、様々な責任を果たしている。BIS は 65 の専門委員会の参加資格と、86 の専門委員会のオブザーバー資格を持っている。

## 4.2 国際協力覚書（MoU）および国際相互承認（MRA）

BIS は標準化、試験、認証、研修などに関する地域協力および二国間協力プログラムに積極的に参加しており、情報、文書化、職員の交換や試験所の相互認証に関する覚書（MoU）を複数調印してきた。

さらに、BIS はパキスタンおよびスリランカと MRA にも調印している。MoU および MRA の詳細は以下に挙げるとおりである。

出典：BIS

### MoU

番号	国名	機関名	詳細
1	アフガニスタン	アフガン国家規格局 (ANSA)	標準化、認証、計測、試験活動を強化し、標準化に関する問題について専門知識の共有や科学・技術情報の交換を促すためにBISとANSAが連携するメカニズムを提供する。
2	バングラデシュ	バングラデシュ基準検査機関 (BSTI)	検査、サンプル試験および互いの検査報告書の受理にかかわる適合性評価および製品認証についての段階的なプロセスをカバーしている。またこの合意では、貿易に関する技術的な障壁を取り除き、二国間の市場へのアクセスを促している。

3	ブータン	ブータン王国政府	BISの認証スキームをブータンに拡大している。このスキームのもとで、ブータンの企業は標準マークに申請し、インドへの輸出品に標準マークを使用することができ、それによってインドの消費者に対して信頼性が向上する。
4	エジプト	エジプト標準化・品質管理協会 (EOS)	
5	フランス	電気技術連合 (UTE)	
6	ドイツ	ドイツ規格協会 (DIN)	
7	ドイツ	ドイツ規格協会 (DIN) およびドイツ電気技術者協会 (VDE) のドイツ電気・電子および情報技術協会 (DKE)	BIS および DIN の間での専門家の交換を促し、共同で ISO の専門委員会に取り組むことで、欧州市場向けの製品の承認を含む、あらゆるレベルの標準化に関する情報システムを開発している。
8	ガーナ	ガーナ規格協会 (GSB)	
9	ギリシャ	ギリシャ標準化機構	
10	イスラエル	イスラエル規格協会 (SII)	
11	イラン	イラン規格・産業調査機関 (ISIRI)	
12	モーリシャス	モーリシャス標準局 (MSB)	
13	ナイジェリア	ナイジェリア規格協会 (SON)	
14	スロベニア	スロベニア標準化機関 (SIST)	
15	アラブ首長国連邦	首長国標準・計量機関 (ESMA)	
16	米国	米国規格協会 (ANSI)	

17	米国	BIS、ANSI および CII の三者間合意	インドー米国間の貿易を強化する目的で、標準、適合性評価、技術規制およびその他の貿易関連情報の交換を促している。
18	ウクライナ	ウクライナ技術規制・消費者政策国家委員会	
19	ウズベキスタン	ウズベキスタン標準化・度量衡・品質証明庁	
20	国際	国際標準化機構 (ISO)	
21	インド、ブラジル、南アフリカ共和国 (IBSA)	政府間合意	
22	オマーン	規格・計量局 (DGSM)	標準化、品質、適合性評価、認証、試験活動の強化という共通の目的を達成するため、2つの機関の密接な協力関係を促している。これには二国間の貿易や経済・産業の発展、貿易に関する技術的な障壁の除去などのための専門知識の交換も含まれている。
23	米国	米国電気電子技術者協会 (IEEE)	これにより、BIS が IEEE 規格をインド国内の標準として指定・採用することができる。
24	スリナム	スリナム標準局 (SSB)	両当事者間に必要な情報および専門知識を交換する目的で、標準化および適合性評価の分野における技術協力を強化している。
25	ロシア	ロシア連邦国家標準化・計量委員会 (GOST-R)	情報や慣例、専門知識の交換を通じて、標準化の分野における緊密な技術協力を促している。
26	フィジー	国家貿易計量標準局 (DNTMS)	標準化および適合性評価の分野における相互協力を促している。

出典：BIS

## MRA

番号	国名	機関名
1	パキスタン	パキスタン標準品質管理庁 (PSQCA)
2	スリランカ	スリランカ基準機関 (SLSI)

MOU や MRA に加えて 2013～2014 年には、取引を促し、各活動を国際的な標準化および適合性評価に整合化させるため、BIS と日本工業標準調査会の間で協力覚書も調印された。

### 4.3 インドにおける海外の標準策定団体・機関

BIS はインド国内には存在しない製品やシステムのための標準を策定するうえで、国際標準策定機関に助言を求めている。BIS は素案を作成するにあたり、海外の団体の標準を活用している。素案が標準として承認されれば、BIS はその標準において各団体の名称を使用する。また、これらの国際標準策定機関は、購入者に付加価値を提供する国際標準に基づいて認証を提供し、同時にその国際標準がなければありえなかった一定レベルの信頼をもたらす。

出典：SESEI、BIS

インドで活動する国際標準策定機関の一部は以下のとおりである。

企業名	事業内容	提供サービス
BSIグループ・インド株式会社 (BSI)	<ul style="list-style-type: none"> <li>英国規格協会としても知られる BSIグループは英国の国立標準機関である。</li> <li>BSIは幅広い製品やサービスに関する技術標準を作成し、各業界に認証および標準関連のサービスを提供している。</li> <li>BSIグループ・インドはニューデリーに本社を置き、ベンガルール、チェンナイ、ハイデラバード、コルカタ、ムンバイに支局を持っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>私的標準、国内標準、国際標準ならびにサポート情報の開発・販売</li> <li>第三者および第三者による管理システムの評価・認証</li> <li>製品およびサービスの試験・認証</li> <li>業績管理ソフトウェアソリューション</li> <li>標準の実施およびビジネスの成功事例をサポートする研修サービス</li> </ul>
DQS認証インド株式会社 (DQS-AFNOR)	<ul style="list-style-type: none"> <li>DQS認証インド株式会社のデリバリー品質サービスイニシアティブは認証および専門監査サービスを提供している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>DQSはAFNORグループ（フランスの大手認証・検査機関）と連携して、ISOマネジメントシステム認証サービスを提供している。</li> <li>また、同社は米国カーネギーメロン大学 (CMU) のソフトウェア工学研究所 (SEI) の公認移行パートナーであり、CMMI<sup>®17</sup>評価および研修サービス（通称</li> </ul>

<sup>17</sup> 能力成熟度モデル統合 (CMMI) は、ソフトウェアおよびシステム工学組織における配置について、SEI が開発したプロセスモデルの枠組みである。

		CMMI®成果物一式サービス) を提供している
プロジェクトマネジメント協会 (PMI-ANSI)	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクトマネジメント協会 (PMI) は米国に本部を置くプロジェクトマネジメントの非営利団体である。</li> <li>同協会は米国規格協会 (ANSI) によって、認定団体方法に基づいて1998年10月に標準開発者として公認されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>そのサービスには、標準の開発、研究、教育、出版、地方支部における人脈づくりの機会提供、会合や研修セミナーの開催、プロジェクトマネジメントにおける認定の提供などがある。</li> <li>PMI はプロジェクトマネジメント・プロフェッショナル (PMP) やポートフォリオマネジメント・プロフェッショナル (PfMP)、プロジェクトマネジメント公認アソシエイト (CAPM)、PMI プロフェッショナル・イン・ビジネスアナリシス (PMI-PBA)、PMI アジャイル認定実務者 (PMI-ACP)、PMI リスクマネジメント・プロフェッショナル (PMI-RMP)、PMI スケジューリング・プロフェッショナル (PMI-SP) といった認定を行っている。</li> </ul>
VDE	<ul style="list-style-type: none"> <li>VDEはドイツに本部を置く電気・電子および情報技術の協会である。VDEの機能には、産業標準および製品試験についての業務をとまなう科学的活動が含まれている。</li> <li>VDEはデリー首都圏郊外のハリヤナ州ソーニーパトに地方支部を持ち、VDEの試験品質および安全に関する標準について、現地産業をサポートしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その業務には電気・電子製品の安全標準の策定や、国内・国際標準のための技術規制の作成、電気製品、装置およびシステムの検査・認証などがある。</li> <li>また、IECのような国際標準化機関とも連携している。</li> </ul>
IEEE	<ul style="list-style-type: none"> <li>IEEEはその出版物、会合、技術標準および専門教育活動を通じて、技術の進歩に尽力する技術団体である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IEEEは電気工学やコンピューター科学、電子工学の分野で数々の世界的な技術論文を發表しており、今日の電気通信、情報科学、発電分野の製品・サービスを支える国際標準の開発者でもある。</li> </ul>
ASTMインターナショナル	<ul style="list-style-type: none"> <li>ASTMインターナショナルはこれまで米国試験材料協会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ASTMはASTM委員会 (繊維産業D13委員会および個人防護具および装置F23委員</li> </ul>

	<p>(ASTM) として知られており、材料、製品、システムおよびサービスに関する技術標準を定める世界的な任意の標準策定機関のひとつである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2009年に、ASTMはASTM国際規格や関連製品、サービスの普及・利用を促進、拡大するため、ASTMインターナショナルをコンサルタントに指名した。</li> </ul>	<p>会) へのインドの専門家の積極的な参加を促進している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ASTMは繊維、毛糸、糸に関するD13技能試験プログラムに各試験所が参加するよう奨励している。</li> <li>インド国内で繊維産業の年に一度のイベントを組織・開催している。</li> <li>2009年8月、研修・共同研究プログラムの一環として、複数のプラスチック工学・技術中央研究所 (CIPET) からの8人の技術専門家が2週間の集中プログラムに出席して、ASTM本部での研修および同年9月のプラスチックに関するD20委員会の週間会議に参加した。</li> </ul>
<p>米国食品医薬品局 (FDA)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>FDAは米国保健福祉省傘下の連邦政府関係機関である。</li> <li>FDAは以下の製品の規制および監視を通じて国民の健康を保護・促進する責任を負っている。食品の安全、タバコ製品、栄養補助食品、処方薬および市販薬 (医薬品)、ワクチン、生物医薬品、輸血、医療機器、電磁放射機器 (ERED)、化粧品、動物用食品および飼料、動物用医薬品。</li> </ul>	<p>FDA のインドでの活動には以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>米国に輸出される医薬品・食品の生産施設の検査</li> <li>インドの規制当局と連携して信頼を醸成し、品質基準を策定</li> <li>二国間イニシアティブにおけるインドの関係当局との連携</li> <li>医薬品および食品の品質、安全性、有効性の開発・維持について、インドの規制当局、製薬会社および食品会社、関係者を支援・研修</li> <li>米国大使館の代表団を支援することによって、インド政府との関係を構築・強化</li> </ul>
<p>インド第二次欧州標準化専門員 (SESEI)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SESEIプロジェクトは2013年3月に開始された。</li> <li>同プロジェクトは、欧州標準化委員会 (CEN)、欧州電気標準化委員会 (CENELEC)、欧州電気通信標準化機構 (ESTI)、欧州委員会企業・産業総局 (EC DG ENTR) および欧州自由貿易</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その主な目的は、ヨーロッパの標準化システム、価値、資産についてのインド国内の意識を高めることにある。</li> <li>ヨーロッパの標準化活動の可視性を高める</li> <li>インドおよびヨーロッパの標準化機関の協力を強化し、インド市場への参入</li> </ul>



	<p>連合（EFTA）によって支援・運営されている。</p>	<p>を妨げる標準化関連の問題に直面するヨーロッパ企業を支援する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● SESEI プロジェクトによって確認された優先すべき領域は、情報通信技術、家庭用電気・電子製品、スマートグリッド、自動車、スマートシティー、環境などである。</li> </ul>
--	--------------------------------	---

出典：BSI、DQS、PMI、[VDE](#)、IEEE、[ASTM](#)、ASTM、[FDA](#)、[SESEI](#)

## 5 今後の見通しと課題

インドにおける標準策定プロセスは今後短期間に変化することはなさそうである。BIS が引き続き国内の標準機関であり続け、部門協議会や専門委員会も同じ構成のままであろう。しかしながら、インドにおける国際標準の採用および準拠への注目が高まることで、結果として国際標準機関との連携も増加するとみられている。

- 今後のハイテク産業における二国間貿易を推進するため、EU およびシンガポールの関係当局が BIS と会合を行い、インドにおけるスマートシティ標準導入の機会について議論した。

BIS は「メイク・イン・インド」キャンペーンのもと、標準を策定中または審査中である 337 件の製品をリスト化した。さらに、BIS は以下の分野における標準の策定にも力を入れている。

- クリーン・インド・ミッション（スワッチ・バーラト・アビヤン）—BIS は建設・解体現場での廃棄物の利用に関する標準を策定した。BIS は固形廃棄物やプラスチック廃棄物の管理についての標準にも取り組んでいる。
- デジタル・インド—災害管理に関するインド政府のイニシアティブの一環として、BIS は 22 のインド現地語に対応した携帯電話機のための標準を策定した。
- バイオテクノロジー—バイオテクノロジーに関する標準については BIS はいまだ開発の黎明期にある。しかし、食品バイオテクノロジーの分野では進展を見せている。

### 今後の課題

標準の策定および導入に関する重要な課題が以下のとおり、複数存在する。

- 専門家の配置：専門委員会は専門家としての意見を提供し、標準策定過程を推し進める技術的に有能な人材を必要としている。ところが、専門委員会ではその委員団に専門家が欠けている場合がしばしばある。このため、必要とされる技術的な専門知識のない職員が業界団体から派遣されている。
- 標準策定過程のペースの遅さ：インドにおいて新たに標準を策定するのに要する平均時間は非常に長い。その過程は最長で 2 年半もかかる場合がある。標準が策定されるまでには、製品やサービスは多くの変更や改良を余儀なくされ、それにより標準の修正や改正が必要となっている。
- 標準の施行：BIS の標準は任意のものであるため、導入が義務付けられている製品・サービスを除いて、その導入を強制することはできない。

## 5.1 事例研究

### 事例：タイヤ製造業における国際標準の導入要求

#### 背景：

- ブリジストンやグッドイヤーなどの世界的なタイヤメーカーは、インド国内で製造されるすべてのタイヤに ISI マークをつけなければならない。これには、国内市場向けタイヤのみならず、輸出向けタイヤも含まれる。

#### 課題：

- タイヤメーカーはインド国内で製造されるすべてのタイヤにライセンス料を支払わなければならない、これには海外市場向けに製造されたタイヤも含まれる。
- 海外市場向けに製造されるタイヤは、総生産量の約 50%を占めており、その結果、これらのメーカーに追加のライセンス料が要求されている。

#### 業界の要求：

- タイヤメーカーはインドにおいて国際標準を導入するよう要求しており、それにより輸出向けタイヤに対する追加のライセンス料を撤廃することになると考えられる。

#### 最新事例：

- タイヤメーカーによる国際標準の導入要求は、これまで対処されてこなかった。タイヤメーカーは引き続き BIS の規制に従い、輸出向けに製造されたタイヤに対してライセンス料を支払っている。

出典：一次資料調査

## **事例：高度な試験インフラの不足**

### **背景：**

- 海外企業はインド市場に参入する前に、自社製品を BIS に試験させ、BIS または BIS 認定の試験所から認証されなければならない。

### **課題：**

- インド国内の試験所は、高度な技術を持っていないことが多く、また製品を試験するための設備に乏しい場合が多い。
- インドの現行法では、海外企業が自国で製品を試験することが認められていない。

### **業界の要求：**

- 海外企業は試験所の改善、または自国で認証を受けた製品の受理を要求している。
- また、海外企業は自社の製品に関するインド標準を国際標準に適合させるよう改正すべきであると要求している。

## 事例：「差別的である」とされるインド国内の IT および通信政策

### 背景：

- 2013 年、米国情報技術工業協議会（ITIC）は米商務長官、通商代表および国際経済担当大統領次席補佐官と接触し、インド電子機器・情報技術局（DeitY）が発行した「強制登録制度」に対して反対を表明した。
- この「強制登録制度」は、インド国内の BIS 認定試験所で試験・登録しない限り、インド国内における IT および通信機器の輸入・販売を制限するものである。
- ITIC は「この制度により数百万ドルもの損失が生じており、今後の輸出・販売において数億ドルもの損失を生む可能性がある。さらに、それによってアメリカのテクノロジー企業がインド市場から締め出されかねない」と主張した。

### 課題：

- インドには各規則を実行するだけの試験設備が不足していた。
- 米国に本社を置くテクノロジー企業は、この制度は海外企業を意図的に不利な状況に置くために規定されたものであり、インド国内の ICT メーカーに有利であると主張していた。
- 米国企業は、この制度によって米国企業がインド国内に試験所を建設・財政支援しなければならず、リバーズエンジニアリングによって技術を流出させざるを得なくなると考えていた。

### 業界の要求：

- 国際標準に沿った標準および慣例の導入
- 施行日の 6 か月延長
- 「非常に特殊な機器」の制度からの除外
- BIS の未処理により生じる不適合に対する罰金の保留
- 試験および登録要件を満たそうとする米国企業の取り組みへの信頼

出典：[インディアン・エクスプレス](#)

## 6 付属資料

### 6.1 鉄鋼産業—環境保護規則

#### コークス炉—排水基準

パラメーター	基準 (pH以外は限界濃度mg/L)
pH	6.0～8.50
浮遊物	100
BOD (27°Cで3日間)	30
COD	250
油脂成分	10
アンモニア性窒素 (N)	50
シアン化物 (CN)	0.2
フェノール	1.0

#### コークス炉—排出基準

パラメーター	基準		
<b>(i) 一時的可視物放出に関する基準</b>			
	新規炉団	改築炉団	既存炉団
ドアからの漏洩	5 (PLD)	10 (PLD)	10 (PLD)
装入口炉蓋からの漏洩	1 (PLL)	1 (PLL)	1 (PLL)
トップカバーからの漏洩	4 (PLO)	4 (PLO)	4 (PLO)
装入口排出 (秒/装入)	16 (HPLAあり)	50 (HPLAあり)	75
<b>(ii) 一時的放出に関する基準</b>			
SO <sub>2</sub> (mg/Nm <sup>3</sup> )	800	800	800
NO <sub>x</sub> (mg/Nm <sup>3</sup> )	500	500	500
粒子状物質 (mg/Nm <sup>3</sup> )	50	50	50
スタンプ装入炉団の挿入時における粒子状物質 (mg/Nm <sup>3</sup> )	25	25	25
加熱に用いるコークス炉ガス内の硫黄 (mg/Nm <sup>3</sup> )	800	-	-
<b>(iii) 一時的放出：ベンゾ[a]ピレン (BaP)</b>			
炉団区域 (炉団上部) (μg/m <sup>3</sup> )	5	5	5
コークス炉工場のその他のユニット (μg/m <sup>3</sup> )	2	2	2

### 焼結工場—排水基準

パラメーター	基準 (pH以外は限界濃度mg/L)
pH	6.0～8.50
浮遊物	100
油脂成分	10

### 焼結工場—排出基準

パラメーター	基準
粒子状物質 (mg/Nm <sup>3</sup> )	150

### 溶鋳炉—排水基準

パラメーター	基準 (pH以外は限界濃度mg/L)
pH	6.0～8.5
浮遊物 (mg/L)	50
油脂成分 (mg/L)	10
シアン化物 (CN) (mg/L)	0.2
アンモニア性窒素 (NH <sub>3</sub> -N) (mg/L)	50

### 溶鋳炉—排出基準

パラメーター	基準	
<b>(i) スタック放出</b>		
	既存ユニット	新規ユニット
<b>溶鋳炉用熱風炉</b>		
粒子状物質 (mg/Nm <sup>3</sup> )	50	30
SO <sub>2</sub> (mg/Nm <sup>3</sup> )	250	200
NO <sub>x</sub> (mg/Nm <sup>3</sup> )	150	150
CO (vol/vol)	1% (最大)	1% (最大)
<b>(ii) 溶鋳炉区域の空間減少・その他のスタック</b>		
粒子状物質 (mg/Nm <sup>3</sup> )	100	50
<b>(iii) 一時的放出</b>		
	既存ユニット	新規ユニット

粒子状物質（10ミクロン以下）（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	4000	3000
SO <sub>2</sub> （ $\text{mg}/\text{Nm}^3$ ）	200	150
NO <sub>2</sub> （ $\text{mg}/\text{Nm}^3$ ）	150	120
一酸化炭素（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	5000（8時間） 10000（1時間）	5000（8時間） 10000（1時間）
炉前の粉塵内の鉛（Pb）（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	2	2

### 製鉄所—酸素転炉—排水基準

パラメーター	基準	
pH（ $\text{mg}/\text{L}$ ）	6.0～8.5	
浮遊物（ $\text{mg}/\text{L}$ ）	100	
油脂成分（ $\text{mg}/\text{L}$ ）	10	
<b>(i) スタック放出</b>		
	現行ユニット	新規ユニット
<b>転炉</b>		
粒子状物質（ $\text{mg}/\text{Nm}^3$ ）—吹錬・ランシング作業	300	ガス回復と同時に行う
粒子状物質（ $\text{mg}/\text{Nm}^3$ ）—通常作業	150	ガス回復と同時に行う
<b>二次放出スタック：脱硫減少、二次精製など</b>		
粒子状物質（ $\text{mg}/\text{Nm}^3$ ）	100	50
<b>(ii) 一時的放出</b>		
	現行ユニット	新規ユニット
粒子状物質（10ミクロン以下）（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	4000	3000
SO <sub>2</sub> （ $\text{mg}/\text{Nm}^3$ ）	200	150
NO <sub>2</sub> （ $\text{mg}/\text{Nm}^3$ ）	150	150
CO（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）—8時間	5000	5000
CO（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）—1時間	10000	10000
転炉床の粉塵内の鉛（Pb）（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	2	2



### 圧延工場—排水基準

パラメーター	基準
pH	6.0～9.0
浮遊物 (mg/L)	100
油脂成分 (mg/L)	10

### 圧延工場—排出基準

パラメーター	基準	
粒子状物質 (mg/Nm <sup>3</sup> )	150	
<b>再加熱（反射）炉</b>		
	高精度区域	その他区域
粒子状物質 (mg/Nm <sup>3</sup> )	150	250

### アーク炉—排出基準

パラメーター	基準
粒子状物質 (mg/Nm <sup>3</sup> )	150

### 誘導炉—排出基準

パラメーター	基準
粒子状物質 (mg/Nm <sup>3</sup> )	150

### 溶解炉鑄造所—排出基準

パラメーター	基準	
	3トン/時未満の溶解量	3トン/時以上の溶解量
粒子状物質 (mg/Nm <sup>3</sup> )	450	150
SO <sub>2</sub> (mg/Nm <sup>3</sup> )	300 (12% CO <sub>2</sub> で補正済み)	

出典：[中央公害規制委員会](#)

## 6.2 自動車に関する標準

自動車車体、シャーシ、付属品、修理工場設備、スプリング、サスペンションシステム専門委員会における標準

番号	インド標準番号	タイトル	カテゴリー	再承認年
1	IS 1135:1995	スプリング—自動車車両用板ばね	製品仕様	2015
2	IS 2553:第2部:1992	安全ガラス—第2部：陸上輸送用	製品仕様	2015
3	IS 4530:2006	自動車車両用排気管の位置および経路の一般要求事項	その他	2015
4	IS 4552:第1部:1993	自動車車両—自動車用携行ジャッキ、第1部 機械式ジャッキ	製品仕様	2014
5	IS 4552:第2部:1993	自動車車両—自動車用携行ジャッキ、第2部 油圧式ジャッキ	製品仕様	2014
6	IS 5423:1989	自動車車両—緩衝器	製品仕様	2014
7	IS 7001:1989	鉄鋼部品のショットピーニング	その他	2014
8	IS 7864:第1部:1975	内装用スプリング—第1部：皿ばね	製品仕様	2013
9	IS 7864:第2部:1979	内装用スプリング—第2部：ジグザグばね	製品仕様	2015
10	IS 7906:第1部:1997	圧縮コイルばね—第1部：円形断面ワイヤーおよび棒鋼製ばねの設計および計算方法	その他	2013
11	IS 7906:第2部:1975	圧縮コイルばね—第2部：円形断面ワイヤーおよび棒鋼製冷間成形ばね	製品仕様	2014
12	IS 7906:第3部:1975	圧縮コイルばね—第3部：円形断面ワイヤーおよび棒鋼製ばねのデータ集	その他	2015
13	IS 7906:第4部:1987	圧縮コイルばね—第4部：円形断面ワイヤーおよび棒鋼製冷間成形ばねの標準の選定方法	その他	2014
14	IS 7906:第5部:2004	圧縮コイルばね—第5部：円形断面ワイヤーおよび棒鋼製熱間成形ばね	製品仕様	2014
15	IS 7906:第6部:1978	圧縮コイルばね—第6部：長方形断面棒鋼製ばねの設計および計算方法	その他	2015

16	IS 7906:第 7 部:1989	圧縮コイルばね—第 7 部：主に自動車のサスペンションに用いられる円筒形圧縮コイルばねの品質要件	その他	2014
17	IS 7906:第 8 部:1989	圧縮コイルばね—第 8 部：円形断面棒鋼製熱間成形圧縮コイルばねの検査方法	その他	2014
18	IS 7907:第 1 部:2004	引張コイルばね—第 1 部：円形断面ワイヤーおよび棒鋼製ばねの設計および計算方法	その他	2014
19	IS 7907:第 2 部:1976	引張コイルばね—第 2 部：円形断面ワイヤーおよび棒鋼製冷間成形ばね	製品仕様	2014
20	IS 7907:第 3 部:1975	引張コイルばね—第 3 部：円形断面ワイヤーおよび棒鋼製ばねのデータ集	その他	2015
21	IS 7907:第 4 部:1987	引張コイルばね—第 4 部：円形断面ワイヤーおよび棒鋼製冷間成形ばねの標準の選定方法	その他	2013
22	IS 8116:1976	モペット用スポークおよびスポーク用ニップル	製品仕様	2015
23	IS 8411:1977	路上走行車用フットタイヤインフレーター	製品仕様	2015
24	IS 8924:1978	自動車サスペンション用板ばねブッシュ	製品仕様	2015
25	IS 9238:1979	乗用車用フットコントロール装置の横方向間隔	その他	2012
26	IS 9290:1979	航空機燃料補給用車両	製品仕様	2015
27	IS 9484:1980	板ばね用センタボルト	製品仕様	2015
28	IS 9574:2004	板ばね組立部品クリップ	製品仕様	2014
29	IS 9801:1981	鉄道車両用重ね板ばね	製品仕様	2013
30	IS 10063:1982	スクーターおよびオートバイ用後部緩衝器の端部取付部品の製品寸法	製品寸法	2014
31	IS 10331:1982	モペット用燃料タップ	製品仕様	2012
32	IS 10791:1983	モペット用コントロールケーブル部品	製品仕様	2012

33	IS 10876:1984	鉄道車両用重ね板ばねバックル	製品仕様	2015
34	IS 10878:第 1 部:1984	板ばね—第 1 部：長方形断面冷間圧延 条製ばねの設計および計算方法	その他	2015
35	IS 10878:第 2 部:1984	板ばね—第 2 部：長方形断面冷間圧延 条製ばね	製品仕様	2015
36	IS 11028:1984	モペット用ハンドルバー	製品仕様	2012
37	IS 11030:1984	モペット用シートピラー	製品仕様	2012
38	IS 11140:1984	モペット用フットレスト部品	製品仕様	2012
39	IS 12056:1987	自動車車両の燃料タンク部品に関する 安全要件についての勧告	実施規則	2014
40	IS 12511:第 1 部:2004	スプリング—皿ばね—第 1 部：設計お よび計算方法	その他	2014
41	IS 12511:第 2 部:2004	スプリング—皿ばね—第 2 部：仕様書	製品仕様	2014
42	IS 12648:1989	自動車車両—緩衝器の端部取付部品— 製品寸法および試験	製品寸法	2014
43	IS 13111:1991	自動車車両—ガレージ設備—用語およ び定義	用語法	2012
44	IS 13353:1992	自動車車両—ガレージ設備—技術パラ メーター	その他	2013
45	IS 13941:1994	自動車車両—車輪ファスナーおよびハ ブキャップ—一般要求事項	その他	2014
46	IS 13942:1994	自動車車両—外部映写装置—性能要求	その他	2014
47	IS 13943:1994	自動車車両—乗用車用車輪ガード装置 —性能要求	その他	2014
48	IS 13944:1994	自動車車両—バス用窓保持解放システ ム—安全要件	その他	2014
49	IS 14210:1994	自動車車両—バックミラー	製品仕様	2014

50	IS 14224:1995	自動車車両—ナンバープレート—要求事項	その他	2015
51	IS 14226:1995	自動車車両—フッドラッチシステム—試験方法	試験方法	2014
52	IS 14247:1995	自動車車両—乗用車用外装保護—性能要求	その他	2014
53	IS 14272:2011	自動車車両の種類に関する用語法	用語法	2015
54	IS 14272:第1部:1995	自動車車両—種類—用語法 第1部 三輪および四輪自動車	用語法	2015
55	IS 14413:1996	自動車車両—二輪および三輪自動車のためのウォーニングランプおよび制御部品 (IS 9655、IS 9774、IS 10043 および IS 10479 の更新)	その他	2012
56	IS 14495:1998	自動車車両—二輪車用後部座席持ち手—要求事項	製品仕様	2013
57	IS 14681:1999	自動車車両—二輪車または三輪車用燃料タンク	製品仕様	2014
58	IS 15061:2002	自動車車両—引火性についての要求事項	その他	2012
59	IS 15453:2004	スプリング—トーションバースプリング	製品仕様	2014
60	IS 15547:2005	自動車車両—四輪自動車用プラスチック製燃料タンク	製品仕様	2014
61	IS 15943:2012	三輪、四輪および四輪以上の自動車車両用持ち手—仕様書	製品仕様	
62	IS 16219:2014	自動車車両—金属製燃料タンク—仕様書	製品仕様	

出典 : BIS

#### 自動車タイヤ、タイヤチューブ、リム専門委員会における標準

番号	インド標準番号	タイトル	カテゴリー	再承認年
1	IS/ISO 4570:2002	タイヤバルブねじ	製品寸法	2014

2	IS 9081:2011	自動車車両—空気入りタイヤ用バルブ およびバルブ付属品	製品仕様	2015
3	IS 9168:1996	自動車空気入りタイヤ用ラバーフラップ	製品仕様	2015
4	IS 9436:1980	乗用車用車輪の性能要求および試験方法	試験方法	2015
5	IS 9438:1980	トラック用車輪・リムの性能要求および試験方法	試験方法	2014
6	IS 9453:2014	自動車車両用タイヤ空気弁キャップ—仕様書	製品仕様	
7	IS 9643:1980	タイヤ用滑り止めチェーン部品—シングルタイプ	製品仕様	2012
8	IS 10694:第1部:2009	自動車車両—リム—一般要求事項：第1部 専門用語、名称、表示および測定	その他	2012
9	IS 10694:第2部:2009	自動車車両—リム—一般要求事項：第2部 乗用車	その他	2014
10	IS 10694:第3部:2009	自動車車両—リム—一般要求事項：第3部 トラック用リム	その他	2014
11	IS 10694:第4部:1983	自動車車両—リム—一般要求事項：第4部 スクーターおよびスクーター派生製品用リム	その他	2014
12	IS 10694:第5部:1987	自動車車両—リム—一般要求事項：第5部 モペット、オートバイ、オートバイ派生製品用リム	その他	2014
13	IS 10694:第6部:2009	自動車車両—リム—一般要求事項	その他	2014
14	IS 10694:第7部:1983	自動車車両—リム—一般要求事項：第7部 産業トラック用リム	その他	2012
15	IS 10694:第8部:2009	自動車車両—リム—一般要求事項：第8部 土工機械用リム	その他	2014
16	IS 10939:2000	自動車車両用タイヤ空気弁の指示制度	その他	2012
17	IS 11031:1984	自動車車両空気入りタイヤ用チューブ、チューブバルブおよびフラップの保管および取扱いについての勧告	その他	2012

18	IS 11178:1985	自動車車両用空気入りタイヤの保管および取扱いについての勧告	その他	2012
19	IS 12098:1987	獣引車両空気入りタイヤ用リムホイール	製品仕様	2014
20	IS 12750:1989	オートバイおよびモペット用軽合金ホイールの試験方法	試験方法	2012
21	IS 13098:2012	自動車車両—空気入りタイヤ用チューブ—仕様書	製品仕様	
22	IS 13154:2015	自動車車両—農業車両および被牽引車用タイヤ—仕様書（第1次改正）	製品仕様	
23	IS 13196:1991	自動車車両—オートバイ用軽合金ホイール	製品仕様	2012
24	IS 13243:2014	自動車車両—トラック—ホイール用ハブの取付部品—製品寸法	製品寸法	
25	IS 13444:1992	獣引車両—空気入りタイヤ	製品仕様	2013
26	IS 13531:2005	自動車用タイヤ—タイヤ—型加硫プロセス用タイヤ更生物質	製品仕様	2014
27	IS 14771:2000	自動車車両—タイヤの回転円周距離の測定方法—トラックおよびバスの取付済み新品タイヤ	試験方法	2014
28	IS 15523:2004	自動車用タイヤ—修理用加硫済みパッチ—重層・ラジアルタイヤおよびチューブ	製品仕様	2014
29	IS 15524:2004	自動車車両—早期加硫過程によるタイヤの更生	製品仕様	2014
30	IS 15563:2005	乗用車用タイヤ—回転円周距離の測定方法—取付済み新品タイヤ	試験方法	2014
31	IS 15627:2005	自動車車両—二輪自動車および三輪自動車用空気入りタイヤ	製品仕様	2015
32	IS 15633:2005	自動車車両—乗用車用空気入りタイヤ—ダイアゴナルおよびラジアルタイヤ	製品仕様	2015
33	IS 15636:2012	自動車車両—トラック用空気入りタイヤ—ダイアゴナルおよびラジアルタイヤ	製品仕様	

34	IS 15645:2014	路上走行車—軽合金ホイール—衝撃試験	試験方法	
35	IS 15704:2006	自動車車両—トラック用更生済み空気入りタイヤ	製品仕様	2012
36	IS 15709:2006	自動車車両—乗用車用更生済み空気入りタイヤ	製品仕様	2012
37	IS 15724:2006	自動車用タイヤ—更生過程—ホット方式	その他	2012
38	IS 15725:2006	自動車用タイヤ—タイヤ加硫モールド—コールド方式	その他	2012
39	IS 15731:2006	自動車用タイヤ—更生可能タイヤケーシングの選定および試験	その他	2012
40	IS 15753:2007	自動車用タイヤ—タイヤ硬化ブラダー—コールド方式	その他	2013
41	IS 15780:2007	自動車用タイヤ—自動車に用いられるタイヤおよびチューブの修理	その他	2013
42	IS 15794:2007	ホイールおよびタイヤ部品の路上障害衝撃試験（乗用車、軽トラックおよび多目的車両）	試験方法	2013
43	IS 15945:2011	チューブレスタイヤ—バルブおよび部品—試験方法	試験方法	2011
44	IS 16192:第1部:2014	自動車車両—二輪または三輪自動車用ホイールリム 第1部 軽合金ホイールリム—試験方法および要求事項	試験方法	
45	IS 16192:第2部:2014	自動車車両—二輪または三輪自動車用ホイールリム 第2部 板金ホイールリム—試験方法および要求事項	製品仕様	
46	IS/ISO 18164:2005	乗用車、トラック、バス、オートバイ用タイヤ—転がり抵抗測定方法	試験方法	2014
47	IS/ISO 20562:2004	タイヤバルブ—ISO コアチャンバー No.1、No.2 および No.3	製品仕様	2014
48	IS/ISO 28580:2009	乗用車、トラック、バス用タイヤ—転がり抵抗測定方法—単点テストおよび測定結果の相関関係	試験方法	

出典：BIS



自動車電気設備および機器専門委員会における標準

番号	インド標準 番号	タイトル	カテゴリー	再承認年
1	IS 1062:2014	路上走行車—スパークプラグ—試験方法および要求事項	試験方法	
2	IS 1063:1997	自動車車両—平面座付き M14×1.25 スパークプラグおよびシリンダヘッドハウジング	製品仕様	2012
3	IS 1606:1979	自動車用ランプ	製品仕様	2014
4	IS 1884:1993	自動車車両—電気式警音器	製品仕様	2014
5	IS 2077:2014	自動車車両—継電器—仕様書	製品仕様	
6	IS 2081:1998	自動車車両—バッテリー用円錐形末端ケーブル接続装置—真鍮製コネクタ	製品仕様	2014
7	IS 2325:1981	自動車用バッテリーコイル点火システムの点火コイル	製品仕様	2016
8	IS 2577:第 1 部:2012	路上走行車用ヒューズリンク 第 1 部 定義および一般試験要件	その他	
9	IS 2577:第 2 部:2012	路上走行車用ヒューズリンク 第 2 部 利用の手引き	その他	
10	IS 2577:第 4 部:2012	路上走行車用ヒューズリンク 第 4 部 雌型接点付きヒューズリンク (タイプ A) およびボルトイン接点付きヒューズリンク (タイプ B) およびその装置	製品仕様	
11	IS 2577:第 5 部:2012	路上走行車用ヒューズリンク 第 5 部 軸端子付きヒューズリンク (板ヒューズリンク) タイプ SF30 および SF51、ならびに試験装置	製品仕様	
12	IS 2577:第 6 部:2012	路上走行車用ヒューズリンク 第 6 部 シングルボルトヒューズリンク	製品仕様	
13	IS 2577:第 7 部:2012	路上走行車用ヒューズリンク 第 7 部 定格電圧 450V タブ付きヒューズリンク (タイプ G)	製品仕様	
14	IS 3141:2007	自動車およびその他に用いられる内燃機関用起動機	製品仕様	2012
15	IS 4050:1976	自動車用ホーンスイッチの試験方法	試験方法	2016

16	IS 4060:1994	自動車車両—方向指示器	製品仕様	2014
17	IS 4061:1967	自動車用ヘッドライトスイッチ	製品仕様	2016
18	IS 4062:1986	自動車用足踏み式ヘッドライト減光スイッチ	製品仕様	2016
19	IS 4063:1982	自動車用ヒューズボックス	製品仕様	2016
20	IS 4086:1983	火花点火機関用配電器	製品仕様	2016
21	IS 4362:1979	自動車用ナンバープレート点灯装置	製品仕様	2016
22	IS 4373:1967	自動車用油圧式停止灯スイッチ	製品仕様	2016
23	IS 4815:1982	自動車用自動取消方向指示器スイッチ	製品仕様	2016
24	IS 5439:1978	自動車用油圧スイッチ	製品仕様	2016
25	IS 5545:1977	自動車用フォグランプ	製品仕様	2016
26	IS 5546:1981	自動車用配電キャップおよびロータアーム	製品仕様	2016
27	IS 5562:2000	自動車車両—燃料計—クロスコイル式ムーブメントタイプ	製品仕様	2016
28	IS 5577:2015	自動車車両—電流計—仕様書	製品仕様	
29	IS/ISO 6722:2011	路上走行車用 60V および 600V 単心ケーブル 製品寸法、試験方法および要求事項	試験方法	2016
30	IS 7471:1974	自動車用アース接続の極性および電気部品の表示に関する勧告	その他	2016
31	IS 7827:第 1 部:1975	電気ウインドシールドワイパー第 1 部ワイパシステム	製品仕様	2016
32	IS 7827:第 2 部:1975	電気ウインドシールドワイパー第 1 部ワイパモーター	製品仕様	2016
33	IS 7827:第 3 部:第 1 節:1993	自動車車両—電気ウインドシールドワイパー第 3 部 ワイパアームおよびブレード—第 1 節：ワイパアーム	製品仕様	2014
34	IS 7827:第 3 部:第 2 節:1985	電気ウインドシールドワイパー第 3 部 ワイパアームおよびブレード—第 2 節：ワイパブレード	製品仕様	2016
35	IS 7953:1976	自動車用ホーンリング	製品仕様	2016

36	IS 7998:1986	二輪自動車および三輪自動車用コンタクトブレーカおよび据付型火花点火機関	製品仕様	2016
37	IS 8339:1993	自動車車両—リフレックスリフレクター—仕様書	製品仕様	2014
38	IS 8395:第1部:1977	自動車配線用ケーブル終端部—第1部：ブレード型コネクタ（雄型および雌型）	製品仕様	2016
39	IS 8395:第2部:1977	自動車配線用ケーブル終端部—第2部：弾丸型およびチューブ型コネクタ	製品仕様	2016
40	IS 8925:2015	路上走行車—調整器付きオルタネーター—試験方法および一般要求事項（第1次改正）	製品仕様	
41	IS 9264:第1部:1979	自動車用室内灯—第1部：一般要求事項および勧告	製品仕様	2016
42	IS 9432:1980	自動車用点火スイッチ	製品仕様	2016
43	IS 9433:1980	自動車用鍵盤型スイッチ	製品仕様	2016
44	IS 9500:1980	360°回転式非常用警告灯	製品仕様	2016
45	IS 9521:1980	自動車車両用押ボタン式スイッチ	製品仕様	2016
46	IS 10250:1982	自動車電気部品の環境試験の過酷度	試験方法	2016
47	IS 11086:2013	自動車用速度計・走行距離計システム	製品仕様	
48	IS 11098:1992	自動車車両—ステアリングコラム取付型コンビネーションスイッチ	製品仕様	2012
49	IS 12508:2013	自動車車両用電気式タコメーター仕様書	製品仕様	
50	IS 12588:1988	自動車用オイルおよびエアアシスト圧力計の一般要求事項	その他	2014
51	IS 13135:1991	自動車車両—電気式方向指示器	製品仕様	2016
52	IS 13226:1991	自動車車両—スタータモータ回路内の抵抗—測定方法	試験方法	2016

53	IS 13313:1991	自動車車両—電気配線—色分け	実施規則	2012
54	IS 13437:2012	路上走行車—自動車および被牽引車用 ライトの使用電圧	その他	
55	IS 13460:2005	路上走行車—牽引車および被牽引車用 電気接続コネクタ—公称供給電圧 12V 自動車用 7 極コネクタタイプ 12S (補 助)	製品仕様	2016
56	IS 13461:2005	路上走行車—牽引車および被牽引車用 電気接続コネクタ—公称供給電圧 12V 自動車用 7 極コネクタタイプ 12N (通 常)	製品仕様	2016
57	IS 13491:2005	路上走行車—牽引車および被牽引車用 電気接続コネクタ—公称供給電圧 24V 自動車用 7 極コネクタタイプ 24N (通 常)	製品仕様	2016
58	IS 13499:2005	路上走行車—牽引車および被牽引車用 電気接続コネクタ—公称供給電圧 24V 自動車用 7 極コネクタタイプ 24S (補 助)	製品仕様	2016
59	IS 13509:1992	自動車車両—牽引車—後部クロスメン バ上の電気配線取付	その他	2012
60	IS 13599:2014	自動車車両—計器システム—温度計— 電気・電子式—仕様書	製品仕様	
61	IS 13602:2013	自動車車両—計器システム—温度計— 機械式	製品仕様	
62	IS 13646:1993	自動車車両—計器システム—圧力計— 電気式	製品仕様	2012
63	IS 13654:1993	自動車車両—計器システム—電気式速 度計—性能要求	製品仕様	2014
64	IS 13931:第 1 部:1993	自動車車両—停止灯スイッチ 第 1 部 仕 様書	製品仕様	2014
65	IS 13931:第 2 部:1993	自動車車両—停止灯スイッチ 第 2 部 試 験方法	製品仕様	2014

66	IS 14141:1994	自動車車両—電気式ウィンドシールド ワッシャシステム—性能要求	その他	2014
67	IS 14221:1995	自動車車両—再帰反射シートおよびテ ープ	製品仕様	2016
68	IS 14221:第 1部:2015	再帰反射テープ—仕様書 第1部 自転車 (第1次改正)		
69	IS 14380:1996	自動車車両—マグネト点火系統用点火 コイル	製品仕様	2016
70	IS 14381:1996	自動車車両—電気回路—推奨図示記号	実施規則	2016
71	IS 14813:2000	自動車車両—エアホーン	製品仕様	2016
72	IS 15350:2003	自動車車両—点火システム—試験方法	試験方法	2014
73	IS 15364:2003	自動車車両—スパークプラグ—平面座 付き M10×1 スパークプラグ	製品仕様	2014
74	IS 15730:2006	二輪自動車および三輪自動車用交流方 向指示器	製品仕様	2016
75	IS 15796:2008	自動車車両—警音器の設置要件	その他	2014
76	IS 15802:2008	自動車車両—M1 カテゴリー車両以外の 四輪自動車用ウインドスクリーンワイ パシステム—要求事項	その他	2014
77	IS 15804:2008	自動車車両—M1 カテゴリー車両の四輪 自動車用ウインドスクリーンワイパお よびワッシャシステム—要求事項	製品仕様	2014
78	IS 16211:2015	自動車車両からの電磁放射—許容範囲 および試験方法		

出典：BIS

#### 自動車減速システム、車両検査、ハンドル、性能評価専門委員会における標準

番号	インド標準 番号	タイトル	カテゴリー	再承認年
1	IS 2742:第 1 部:1994	自動車車両—ブレーキ板（ゴム引きで ない）—第1部：仕様書	製品仕様	2014

2	IS 2742:第 2 部:1999	自動車車両—ブレーキ板—ゴム引き—第 2 部：仕様書	製品仕様	2014
3	IS 2742:第 3 部:1994	自動車車両—ブレーキ板—第 3 部 試験方法	試験方法	2014
4	IS 2742:第 4 部:1994	自動車車両—ブレーキ板—第 4 部 摩擦係数—試験方法	試験方法	2014
5	IS 2742:第 5 部:1994	自動車車両—ブレーキ板—第 5 部：内部剪断強度—試験方法	試験方法	2014
6	IS 3028:1998	自動車車両—走行車両により発せられる騒音—測定方法	試験方法	2013
7	IS 7065:1973	ステアリングホイール	製品仕様	2010
8	IS 7079:2008	自動車車両—非石油系ブレーキ液を用いた油圧ブレーキシステムのブレーキホース部品	製品仕様	2013
9	IS 9211:2003	二輪自動車および三輪自動車以外の路上走行車の重量に関する用語および定義の仕様書	用語法	2013
10	IS 9435:2004	二輪自動車および三輪自動車以外の路上走行車の製品寸法に関する用語および定義	用語法	2014
11	IS 10278:2009	オートバイ—最高速度の測定	試験方法	2014
12	IS 10399:1998	自動車車両—定置型乗物により発せられる騒音—測定方法	試験方法	2013
13	IS 10407:1998	自動車車両—二輪自動車—加速性能—評価方法	試験方法	2013
14	IS 10881:1994	自動車車両—モペット、スクーターおよびオートバイ—燃料消費量の評価方法	試験方法	2014
15	IS 11029:1984	モペット用ステアリングボールレース	製品仕様	2014
16	IS 11422:2001	二輪自動車の重量の用語および定義	用語法	2012
17	IS 11432:2002	二輪自動車の製品寸法の用語および定義	用語法	2012

18	IS 11739:1986	自動車車両内への砂塵進入の記録方法	試験方法	2010
19	IS 11825:1986	自動車車両の重量測定方法	試験方法	2010
20	IS 11827:2008	自動車車両—速度計の補正—評価方法	試験方法	2013
21	IS 11839:1986	自動車車両の防沫機能の試験手順	試験方法	2010
22	IS 11849:1986	自動車車両の重心位置の決定方法	試験方法	2012
23	IS 11850:1998	自動車車両—走行距離計システム—評価方法	試験方法	2010
24	IS 11851:1986	自動車車両の加速装置の評価方法	試験方法	2012
25	IS 11852:2013	自動車車両—減速装置に関するカテゴリーM、N、T車両の承認についての統一規定	実施規則	
26	IS 11865:2006	自動車車両—防水機能試験の実施方法	試験方法	2012
27	IS 11877:1986	自動車車両の最高速度の評価方法	試験方法	2010
28	IS 11921:1993	自動車車両—燃料消費量の評価方法	試験方法	2013
29	IS 11948:2010	自動車車両—操舵力の評価方法	試験方法	
30	IS 12105:2014	自動車車両—自動車用エアブレーキシステムバルブ—試験方法	試験方法	
31	IS 12159:2007	自動車車両のステアリングジオメトリのパラメータ精度の評価方法	試験方法	2012
32	IS 12218:1987	自動車車両のアプローチ角およびデパーチャ角の測定方法	試験方法	2014
33	IS 12222:2011	自動車車両の最小回転半径および操縦性要件（第1次改正）	製品仕様	
34	IS 12695:1989	自動車車両—三輪自動車—重心位置の決定	試験方法	2014

35	IS 12793:2012	オートバイの重心位置の測定方法	試験方法	
36	IS 12821:1989	自動車車両—減速装置—チューブ接続 部品—製品寸法	製品寸法	2010
37	IS 12831:1989	自動車車両—減速装置—バンジョーボ ルト接続部品—製品寸法	製品寸法	2010
38	IS 12832:2010	自動車車両の車内騒音測定方法および 要求事項	試験方法	
39	IS 12851:1989	自動車車両—油圧式減速装置の配管— 性能要求	その他	2010
40	IS 12884:1990	自動車車両—減速装置、ブレーキホイ ールシリンダ用ゴムブーツ—性能要求	その他	2010
41	IS 13207:1991	自動車車両—油圧式減速装置—ホイ ールシリンダ—性能要求	その他	2010
42	IS 13224:1991	自動車車両—油圧式減速装置—マスタ ーシリンダ—性能要求	その他	2010
43	IS 13225:1992	自動車車両—油圧式減速装置—ラバー カップ	製品仕様	2012
44	IS 13249:2014	自動車車両—油圧式減速装置—ディス クブレーキシリンダ用ラバーシール— 性能要求	製品仕様	
45	IS 13363:1992	自動車車両—エアブレーキシステム— 排水バルブの性能要求	製品仕様	2012
46	IS 13453:1994	自動車車両—減速装置—二輪自動車お よび三輪自動車用ブレーキ動力計の試 験方法	試験方法	2014
47	IS 13476:2006	自動車車両—機械式ステアリングギア —試験方法	試験方法	2016
48	IS 13492:1992	自動車車両—二輪自動車—ブレーキペ ダルの強度要件の評価方法	試験方法	2014
49	IS 13506:2013	自動車車両—調音の試験方法	試験方法	
50	IS 13603:2014	自動車車両—エアブレーキシステム— ブレーキチャンバーの性能要求	その他	



51	IS 13604:2014	自動車車両—エアブレーキシステム— デュアルブレーキバルブの性能要求	製品仕様	
52	IS 13988:2014	自動車車両—初速登坂能力の測定方法 および要求事項	試験方法	
53	IS 14269:1995	自動車車両—一体型パワーステアリン グギア—試験方法	試験方法	2012
54	IS 14283:1995	自動車車両—加速器制御システム—安 全要件	安全基準	2016
55	IS 14346:第 1部:1996	自動車車両—乗用車—運転者の直接視 野の検証—第1部：静的測定	試験方法	2012
56	IS 14346:第 2部:1996	自動車車両—乗用車—運転者の直接視 野の検証—第2部：試験方法	試験方法	2012
57	IS 14557:1998	自動車車両—冷却性—測定方法	試験方法	2016
58	IS 14610:1999	自動車車両—シャシーダイナモメータ 上での燃料消費量—測定方法	試験方法	2013
59	IS 14618:2013	自動車車両—空調システム—温度性能 —測定方法	試験方法	
60	IS 14664:2010	自動車車両—二輪自動車および三輪自 動車の減速装置の性能要求および試験 手順	試験方法	2016
61	IS 14785:2000	自動車車両—コストダウン試験方法 による路面負荷定数の決定	試験方法	2016
62	IS 15702:2006	自動車車両—エアブレーキホース	製品仕様	2012
63	IS 15708:2006	路上走行車—ブレーキ板—ディスクブ レーキパッドおよびドラムブレーキ用 シュー部品の剪断試験手順	試験方法	2012
64	IS 15783:2008	路上走行車—二輪自動車および三輪自 動車用ブレーキ制御レバー	製品仕様	2013
65	IS 15986:2015	自動車車両—減速装置に関するカテゴ リ—M1、N1車両の承認についての統 一規定	その他	
66	IS 16137:第 1部:2014	自動車車両—路面の制動率の測定方法 第1部 SRTT法	試験方法	

67	IS 16137:第 1部:2014	自動車車両—路面の制動率の測定方法 第2部 振り子法	試験方法	
----	-----------------------	-------------------------------	------	--

出典：BIS

### 自動車原動機、伝送装置、内燃機関専門委員会における標準

番号	インド標準 番号	タイトル	カテゴリー	再承認年
1	IS 810:1991	内燃機関—エンジンバルブ	製品仕様	2015
2	IS 1543:1964	単気筒燃料噴射ポンプ	製品仕様	2014
3	IS 2765:1982	ラジエーターホース	製品仕様	2015
4	IS 3169:1991	内燃機関—二段式1リットルディーゼル燃料フィルタ	製品仕様	2015
5	IS 3170:第1 部:2006	内燃機関—燃料噴射ノズル—第1部： 噴射ノズル—サイズ“S”	製品仕様	2015
6	IS 3170:第2 部:2006	内燃機関—燃料噴射ノズル—第2部： ピントル形校正用ノズル	製品仕様	2015
7	IS 3171:第1 部:1997	内燃機関—燃料噴射ノズルホルダー—第 1部：フランジ取付型燃料噴射器サイ ズ“S”タイプ2、3、4、5、6	製品仕様	2016
8	IS 3171:第2 部:2006	内燃機関—燃料噴射ノズルホルダー—第 2部：ピントル形ノズルサイズ“S”、タ イプB用ねじ込み型噴射ノズルホル ダ、タイプ20、21、21.1、27	製品仕様	2016
9	IS 3171:第3 部:1997	内燃機関—燃料噴射ノズルホルダー—第 3部：ねじ取付式噴射ノズルホルダ、 タイプ12、13、14、15、16、17、18、 19	製品仕様	2016
10	IS 3172:1997	内燃機関—燃料噴射装置—片側および 両側パイプユニオン（片側および両側 バンジョー）	製品仕様	2016
11	IS 3173:1965	ディーゼルエンジン用燃料噴射装置の 高圧接続部品	製品仕様	2012
12	IS 3174:1974	パイプユニオンボルト	製品仕様	2014
13	IS 3175:2013	内燃機関—パイプユニオン用シーリン グワッシャ	製品仕様	

14	IS 3351:2006	路上走行車—ディーゼルエンジン用燃料フィルター試験方法	試験方法	2015
15	IS 3649:1966	自動車変速機用クラッチフェーシング	製品仕様	2016
16	IS 5791:2006	内燃機関—ピストンリング—材料仕様書	製品仕様	2015
17	IS/ISO 6621:第1部:2007	内燃機関—ピストンリング—第1部用語集	製品仕様	2014
18	IS/ISO 6621:第2部:2003	内燃機関—ピストンリング—第2部検査測定原理	試験方法	2014
19	IS 6740:1985	内燃機関用ピストンピン	製品仕様	2015
20	IS 6750:1985	内燃機関用シリンダライナ	製品仕様	2015
21	IS 7347:1974	農業用散布機および同様の利用における小型花火点火機関の性能	製品仕様	2016
22	IS 7449:第1部:1974	内燃機関用語集：第1部燃料噴射装置	用語法	2014
23	IS 7451:第1部:2007	往復型内燃機関—用語集：第1部エンジン設計および運転用語	用語法	2012
24	IS 7451:第2部:2006	往復型内燃機関：第2部回転方向の指定およびシリンダ、シリンダヘッド内バルブの指定、ならびに右勝手および左勝手直列型エンジンの定義、エンジン上の配置（第3部、第4部、第5部の統合）	その他	2016
25	IS 7451:第6部:2007	往復型内燃機関：第6部手動式制御装置—標準的な運動方向	製品仕様	2011
26	IS 7611:1993	内燃機関—ラジエーター	製品仕様	2014
27	IS 7657:第1部:1975	内燃機関用スターターリングギア—第1部：慣性およびソレノイド型プレエンゲージドスターター	製品仕様	2014
28	IS 7657:第2部:1975	内燃機関用スターターリングギア—第2部：軸および同軸スターター用ギア	製品仕様	2014
29	IS 8118:2008	自動車車両—自由加速運転による圧縮点火機関自動車の排気物質の不透明体（排煙）—測定方法	試験方法	2014

30	IS/ISO 8178: 第 4 部:2007	往復型内燃機関排出ガスの測定	試験方法	2011
31	IS/ISO 8178: 第 7 部:1996	往復型内燃機関排出ガスの測定 第 7 部 エンジンシリーズの決定	試験方法	2012
32	IS 8422:第 1 部:1977	内燃機関用ピストンリング—第 1 部 : 呼び径 30~200mm の R リング型平面 コンプレッションリング	製品仕様	2014
33	IS 8422:第 2 部:1977	内燃機関用ピストンリング—第 2 部 : 呼び径 30~200mm の M リング型テー パー面コンプレッションリング	製品仕様	2014
34	IS 8422:第 3 部:1977	内燃機関用ピストンリング—第 3 部 : 呼び径 82~200mm の T リング 15°型キ ーストン形リング	製品仕様	2014
35	IS 8422:第 4 部:1977	内燃機関用ピストンリング—第 4 部 : 呼び径 30~200mm の N リング型ナピ アオイルスクレーパリング	製品仕様	2014
36	IS 8422:第 5 部:1977	内燃機関用ピストンリング—第 5 部 : 呼び径 30~200mm の Z リング型ステッ プオイルスクレーパリング	製品仕様	2014
37	IS 8422:第 6 部:1977	内燃機関用ピストンリング—第 6 部 : 呼び径 50~200mm の S リング型窓付き オイルコントロールリング	製品仕様	2014
38	IS 8422:第 7 部:1977	内燃機関用ピストンリング—第 7 部 : 呼び径 50~200mm の G リング型ダブル ベベル窓付きオイルコントロールリ ング	製品仕様	2014
39	IS 8422:第 8 部:1977	内燃機関用ピストンリング—第 8 部 : 呼び径 50~200mm の D リング型細型 ランド窓付きオイルコントロールリ ング	製品仕様	2014
40	IS 8503:1986	内燃機関用アルミニウム合金ピストン の技術的供給条件	実施規則	2015
41	IS/ISO 8528: 第 1 部:2005	往復型内燃機関駆動式交流電源発電 機 : 第 1 部 応用、定格および性能	製品仕様	2014
42	IS/ISO 8528: 第 2 部:2005	往復型内燃機関駆動式交流電源発電 機 : 第 2 部 エンジン	製品仕様	2014

43	IS/ISO 8528: 第 3 部:2005	往復型内燃機関駆動式交流電源発電機：第 3 部 発電機用交流電流発生器	製品仕様	2014
44	IS/ISO 8528: 第 4 部:2005	往復型内燃機関駆動式交流電源発電機：第 4 部 制御装置およびスイッチ装置	製品仕様	2014
45	IS/ISO 8528: 第 5 部:2005	往復型内燃機関駆動式交流電源発電機：第 5 部 発電機	製品仕様	2014
46	IS/ISO 8528: 第 6 部:2005	往復型内燃機関駆動式交流電源発電機：第 6 部 試験方法	試験方法	2014
47	IS/ISO 8528: 第 7 部:1994	往復型内燃機関駆動式交流電源発電機：第 7 部 仕様書および設計の技術定義	製品寸法	2014
48	IS/ISO 8528: 第 8 部:1995	往復型内燃機関駆動式交流電源発電機：第 8 部 低電力発電機の要求事項および試験	試験方法	2014
49	IS/ISO 8528: 第 9 部:1995	往復型内燃機関駆動式交流電源発電機：第 9 部 機械振動の測定および評価	試験方法	2014
50	IS/ISO 8528: 第 10 部:1998	往復型内燃機関駆動式交流電源発電機：第 10 部 包絡面方式による空気伝搬騒音の測定	試験方法	2014
51	IS/ISO 8528: 第 12 部:1997	往復型内燃機関駆動式交流電源発電機：第 12 部 安全業務に対する緊急電源供給	製品仕様	2014
52	IS 9057:1998	自動車車両—排気物質—花火点火機関 自動車のアイドリング時の一酸化炭素濃度—測定方法	試験方法	2012
53	IS 9262:1979	自動車用ギア位置に関する勧告	実施規則	2015
54	IS 9418:1980	多気筒圧縮点火機関用列型燃料噴射ポンプのフランジの取付寸法	製品寸法	2015
55	IS 9420:第 1 部:1988	ディーゼル燃料噴射装置用フィードポンプ—第 1 部 外部寸法	製品寸法	2014
56	IS 9420:第 2 部:1988	ディーゼル燃料噴射装置用フィードポンプ—第 2 部 駆動の種類	その他	2014
57	IS 9465:1980	多気筒圧縮点火機関用燃料噴射装置の列型燃料噴射ポンプ部品の取付寸法	製品寸法	2015

58	IS 10000:第1部:1980	内燃機関の試験方法：第1部 試験方法に関する用語集	試験方法	2015
59	IS 10000:第2部:1980	内燃機関の試験方法：第2部 標準の参照条件	試験方法	2015
60	IS 10000:第3部:1980	内燃機関の試験方法：第3部 試験ユニットの測定および精度の限界	試験方法	2015
61	IS 10000:第4部:1980	内燃機関の試験方法：第4部 出力、燃費性能、燃料消費量、潤滑油消費量の定義	試験方法	2015
62	IS 10000:第5部:1980	内燃機関の試験方法：第5部 摩耗試験および測定の準備	試験方法	2015
63	IS 10000:第6部:1980	内燃機関の試験方法：第6部 試験結果の記録方法	試験方法	2015
64	IS 10000:第7部:1980	内燃機関の試験方法：第7部 定速エンジンの調速試験および発電機用エンジンの選定	試験方法	2015
65	IS 10000:第8部:1980	内燃機関の試験方法：第8部 性能試験	試験方法	2015
66	IS 10000:第9部:1980	内燃機関の試験方法：第9部 耐久性試験	試験方法	2015
67	IS 10000:第10部:1980	内燃機関の試験方法：第10部 変速圧縮点火機関の排煙レベル試験および排煙レベルの限界値・補正	試験方法	2015
68	IS 10000:第11部:1980	内燃機関の試験方法：第11部 エンジンに関して購入者からメーカーに対して提供されるべき情報およびメーカーから提供されるべき情報	試験方法	2015
69	IS 10000:第12部:1980	内燃機関の試験方法：第12部 試験片試験認定書	試験方法	2015
70	IS 10000:第13部:2002	内燃機関の試験方法：第13部 重要部品の機能変更に必要な試験の性質に関する勧告	試験方法	2013
71	IS 10001:1981	汎用定速圧縮点火（ディーゼル）機関（20kW以下）の性能要求	製品仕様	2016

72	IS H10001:1981	汎用定速圧縮点火（ディーゼル）機関（20kW 以下）の性能要求—ヒンディー語版	製品仕様	2016
73	IS 10002:1981	汎用定速圧縮点火（ディーゼル）機関（20kW 以上）の性能要求	製品仕様	2016
74	IS 10105:1982	内燃機関用シリンダ圧表示器部品	製品仕様	2014
75	IS 10323:1982	モペット用クランクおよびチェーンホイール	製品仕様	2016
76	IS 10478:2007	ディーゼルエンジン—燃料噴射ポンプ—テーパー型軸端およびハブ	製品仕様	2012
77	IS 10533:1983	内燃機関用バルブガイド	製品仕様	2014
78	IS 10651:1983	モペット用前輪車軸ハブ	製品仕様	2016
79	IS 10652:1983	モペット用ペダル部品	製品仕様	2016
80	IS 10653:1983	モペット用後輪車軸ハブ	製品仕様	2016
81	IS 11139:1984	モペット用制御ケーブル調整器	製品仕様	2016
82	IS 11170:1985	農業用定速圧縮点火（ディーゼル）機関（20kW 以下）の性能要求	製品仕様	2016
83	IS 11509:第 1 部:2012	内燃機関用全流潤滑油フィルタの試験方法：第 1 部 差圧式流量の特性	試験方法	
84	IS 11509:第 2 部:2012	内燃機関用全流潤滑油フィルタの試験方法：第 2 部 バイパス弁の特性	試験方法	
85	IS 11509:第 3 部:2012	内燃機関用全流潤滑油フィルタの試験方法：第 3 部 高差圧および高温度に対する抵抗	試験方法	
86	IS 11509:第 6 部:2006	内燃機関用全流潤滑油フィルタの試験方法：第 6 部 冷間起動シミュレーションおよび油圧式パルス持続性試験	試験方法	2016
87	IS 11838:1986	ピストンピンの品質特性の測定に関する勧告	試験方法	2016

88	IS 12025:1987	ピストンの品質特性の測定に関する勧告	試験方法	2012
89	IS 12352:1988	燃料噴射ポンプ取付ボルト	製品仕様	2014
90	IS 12404:1988	駆動用燃料噴射ポンプの連結具	製品仕様	2014
91	IS 12455:1988	自動車用空冷式火花点火機関の性能要求	製品仕様	2014
92	IS 12460:1988	自動車車両—変速装置—自動変速装置内の手動変速シーケンス—勧告	製品仕様	2014
93	IS 12499:1988	2層式0.5リットルディーゼル燃料フィルター	製品仕様	2014
94	IS 12500:1988	0.2リットルディーゼル燃料フィルター	製品仕様	2014
95	IS 12535:第1部:1988	自動車車両—変速装置—用語集—第1部 一般的な定義	用語法	2014
96	IS 12535:第2部:1991	自動車車両—変速装置—用語集—第2部 自在継手および駆動軸	製品仕様	2016
97	IS 12535:第3部:1991	自動車車両—変速装置—用語集—第3部 駆動軸の定義	用語法	2016
98	IS 12587:1989	自動車車両—変速装置—ギア装置—勧告	実施規則	2014
99	IS 12902:1990	トラックおよびバス—ギアボックスフランジ—タイプA	製品仕様	2016
100	IS 12903:1990	トラックおよびバス—ギアボックスフランジ—タイプS	製品仕様	2016
101	IS 12904:1990	往復型内燃機関用フライホイールハウジング—呼び寸法および耐性	製品寸法	2016
102	IS 12905:1990	トラック—動力取出装置 (PTO) および補助駆動ユニット間の連結器	製品仕様	2016
103	IS 12971:1990	路上走行車—トラック—動力取出装置 (PTO) のクリアランスエンベロープ	製品仕様	2016
104	IS 12972:1990	トラック—後部取付型動力取出装置 (PTO) の接続部品	製品仕様	2016



105	IS 12973:1990	トラックトラック用動力取出装置 (PTO) のサイドオープニング	製品仕様	2016
106	IS 12978:2006	トラックおよびバスー横歯ギアケース フランジタイプ T	製品仕様	2015
107	IS 12996:1990	内燃機関ーラジエーター圧力キャップ	製品仕様	2014
108	IS 13016:1991	内燃機関ーラジエータードレンコック	製品仕様	2015
109	IS 13018:1990	内燃機関ー圧力過給エンジンの試験方法	試験方法	2014
110	IS 13029:1991	内燃機関ー花火点火機関内の点火時期 の設定ー実施規則	実施規則	2015
111	IS 13050:1991	内燃機関ーはめ込み弁座	製品仕様	2015
112	IS 13051:1991	内燃機関ーラジエーターファン	製品仕様	2015
113	IS 13052:1991	内燃機関ーシリンダライナー品質特性	製品仕様	2015
114	IS 13090:1991	自動車車両ートラッククラッチハウ ジングー製品寸法	製品寸法	2016
115	IS 13686:1993	内燃機関ーラジエーターー試験方法	試験方法	2014
116	IS 13687:1993	内燃機関ーラジエーターー放熱性能ー 試験方法	試験方法	2014
117	IS 13824:1993	内燃機関ー4 サイクル火花点火機関型 自動車のクランクケースガス排出の検 証方法	試験方法	2014
118	IS 14273:1999	自動車車両ー排気物質ー圧縮点火機関 自動車から排出されるガス状汚染物質 ー測定方法	試験方法	2014
119	IS 14382:2014	自動車車両ー速度制限装置ー仕様書	製品仕様	
120	IS 14511:第 1 部:2007	ディーゼルエンジンー燃料噴射装置の 試験：第 1 部 手動レバー試験および設 定器具	試験方法	2012

121	IS 14511:第2部:2007	ディーゼルエンジン—燃料噴射装置の試験：第1部 試験方法	試験方法	2012
122	IS 14553:2008	自動車車両—圧縮点火機関自動車から排出される排気ガスの不透明体（排煙）測定装置	試験方法	2014
123	IS 14554:1998	自動車車両—排気物質—アイドリング時の火花点火機関自動車から排出される一酸化炭素の濃度測定装置	試験方法	2012
124	IS 14599:1999	自動車車両—ポジティブ圧縮点火機関の性能要求（出力、SFC、不透明体の測定）—試験方法	試験方法	2014
125	IS 14600:1999	自動車車両—排気物質—内燃機関自動車から排出される汚染物質気体—測定方法	試験方法	2014
126	IS 15653:2006	往復型内燃機関—用語集—エンジンのメンテナンスに関する用語	用語法	2016
127	IS 16057:2013	LPG型内燃機関—安全要求および性能要求	製品仕様	

出典：BIS

### 6.3 半導体に関する標準

番号	インド標準番号	タイトル	カテゴリー	再承認年
21	IS 3723:第3部:1983	無線障害防止コンデンサー—第3部：タイプ FCRS2	製品仕様	2015
22	IS 4317:1983	アルミニウム非固体電解コンデンサ	製品仕様	2015
23	IS 4400:第7部:1971	半導体機器の測定方法：第7部：逆阻止3端子サイリスタ	試験方法	2015
24	IS 4411:1967	半導体機器の指定コード	実施規則	2015
25	IS 4570:第5部:1999	水晶振動子ホルダー—第5部：金属はんだ固定2ピン水晶振動子ホルダータイプ BF、BF/1、BG、BG/1	製品仕様	2015
26	IS 4570:第9部:1999	水晶振動子ホルダー—第9部：金属はんだ固定2ピン水晶振動子ホルダータイプ DN	製品仕様	2015

27	IS 4633:1968	固定金属化紙直流コンデンサ	製品仕様	2015
28	IS 5001:第 1 部:1969	半導体機器の製図作成ガイド	その他	2015
29	IS 5001:第 2 部:1973	半導体機器および集積回路の製図作成ガイド：第 2 部 集積回路	その他	2015
30	IS 5027:1969	固定抵抗器で発生する電流雑音の測定方法	試験方法	2015
31	IS 5469:第 1 部:1969	半導体接合素子の利用に関する実施規則	実施規則	2014
32	IS 5469:第 2 部:1973	半導体接合素子の利用に関する実施規則：第 2 部 ダイオード	実施規則	2015
33	IS 5469:第 3 部:1973	半導体接合素子の利用に関する実施規則：第 3 部 サイリスタ	実施規則	2015
34	IS 5475:第 1 部:1978	ポリスチレンフィルムコンデンサー第 1 部：一般要求事項および試験方法	製品仕様	2015
35	IS 5475:第 2 部:1979	ポリスチレンフィルムコンデンサー第 2 部：タイプ FCPS 1	製品仕様	2015
36	IS 5475:第 4 部:1985	固定ポリスチレンフィルム コンデンサー第 4 部：タイプ FCPS-3	製品仕様	2015
37	IS 5575:第 2 部:1978	水晶振動子（発熱タイプ）温度制御装置—第 2 部：ピン接合および基板	製品仕様	2015
38	IS 5786:第 1 部:1978	汎用低電力固定抵抗器—第 1 部：一般要求事項および試験方法	製品仕様	2015
39	IS 5786:第 3 部:1982	汎用低電力固定抵抗器—第 3 部：抵抗器タイプ FRLP 2	製品仕様	2015
40	IS 5786:第 4 部:1982	汎用低電力固定抵抗器—第 4 部：抵抗器タイプ FRLP 3	製品仕様	2015
41	IS 5786:第 5 部:1982	汎用低電力固定抵抗器—第 5 部：抵抗器タイプ FRLP 4	製品仕様	2015
42	IS 5786:第 6 部:1982	汎用低電力固定抵抗器—第 6 部：抵抗器タイプ FRLP 5	製品仕様	2015
43	IS 5786:第 7 部:1982	汎用低電力固定抵抗器—第 7 部：抵抗器タイプ FRLP 6	製品仕様	2015

44	IS 5786:第10部:1982	汎用低電力固定抵抗器—第10部：抵抗器タイプ FRLP 9	製品仕様	2015
45	IS 5786:第12部:1982	汎用低電力固定抵抗器—第12部：抵抗器タイプ FRLP 11	製品仕様	2015
46	IS 6133:第1部:1971	通信および測定機器に用いられる圧電フィルター—第1部：一般要求事項および試験	製品仕様	2015
47	IS 6553:1971	半導体機器および集積回路に関する環境標準	試験方法	2015
48	IS 7305:1984	電子機器用固定コンデンサ	製品仕様	2015
49	IS 7412:1974	半導体機器の寿命試験	試験方法	2015
50	IS 7440:第2部:1974	アナログ集積回路の定格および特性：第2部 通信アンプ（音声・映像、多重）	製品仕様	2015
51	IS 7440:第3部:第1節:1976	アナログ集積回路の定格および特性：第3部、演算増幅器、第1節2入力1出力	製品仕様	2015
52	IS 7440:第3部:第2節:1977	アナログ集積回路の定格および特性：第3部、演算増幅器、第2節2入力2出力	製品仕様	2015
53	IS 7748:第1部:1975	可変コンデンサー—第1部：試験および一般要求事項	製品仕様	2015
54	IS 8083:1976	プレート型セラミックコンデンサの製品寸法	製品寸法	2015
55	IS 8186:1976	抵抗器およびコンデンサの数値および許容差の表示コード	製品仕様	2015
56	IS 8238:1976	電子機器における可変コンデンサの使用についての指針	実施規則	2015
57	IS 8507:第1部:1977	固定タンタル固体電解コンデンサー—第1部：一般要求事項および試験方法	製品仕様	2015
58	IS 8507:第2部:第1節:1981	絶縁密封型固定タンタル固体電解コンデンサー—第2部：タイプ FCST 1、第1節 極性	製品仕様	2015

59	IS 8507:第 2 部:第 2 節:1982	絶縁密封型固定タンタル固体電解コンデンサー第 2 部:タイプ FCST 1、第 2 節 非極性	製品仕様	2015
60	IS 8507:第 3 部:第 1 節:1981	絶縁密封型固定タンタル固体電解コンデンサー第 3 部:タイプ FCST 2、第 1 節 極性	製品仕様	2015
61	IS 8507:第 3 部:第 2 節:1982	絶縁密封型固定タンタル固体電解コンデンサー第 3 部:タイプ FCST 2、第 2 節 非極性	製品仕様	2015
62	IS 8507:第 4 部:第 1 節:1983	絶縁密封型固定タンタル固体電解コンデンサー第 4 部:タイプ FCST 3、第 1 節 極性	製品仕様	2015
63	IS 8872:第 1 部:1977	可変抵抗器—第 1 部:一般要求事項および試験方法	製品仕様	2015
64	IS 8872:第 2 部:第 1 節:1979	可変抵抗器—第 2 部:汎用抵抗器—第 1 節 タイプ VRG1C	製品仕様	2015
65	IS 8872:第 2 部:第 2 節:1979	可変抵抗器—第 2 部:汎用抵抗器—第 2 節 タイプ VRG2C	製品仕様	2015
66	IS 8872:第 2 部:第 3 節:1979	可変抵抗器—第 2 部:汎用抵抗器—第 3 節 タイプ VRG3C	製品仕様	2015
67	IS 8872:第 2 部:第 4 節:1979	可変抵抗器—第 2 部:汎用抵抗器—第 4 節 タイプ VRG4P	製品仕様	2015
68	IS 8872:第 2 部:第 5 節:1980	可変抵抗器—第 2 部:汎用抵抗器—第 5 節 タイプ VRG5C	製品仕様	2015
69	IS 8872:第 2 部:第 6 節:1980	可変抵抗器第 2 部:汎用抵抗器—第 6 節 タイプ VRG6C	製品仕様	2015
70	IS 8872:第 3 部:第 1 節:1979	可変抵抗器—第 3 部:精密抵抗器—第 1 節:タイプ VRP1P	製品仕様	2015

71	IS 8872:第 3 部:第 2 節:1979	可変抵抗器—第 3 部：精密抵抗器—第 2 節：タイプ VRP2P	製品仕様	2015
72	IS 8872:第 4 部:第 1 節:1980	可変抵抗器—第 4 部：半固定可変抵抗器—第 1 節：タイプ VRT1	製品仕様	2015
73	IS 8872:第 4 部:第 2 節:1983	可変抵抗器—第 4 部：半固定可変抵抗器—第 2 節：タイプ VRT2P	製品仕様	2015
74	IS 8872:第 4 部:第 3 節:1982	可変抵抗器—第 4 部：半固定可変抵抗器—第 3 節：タイプ VRT3	製品仕様	2015
75	IS 8872:第 4 部:第 4 節:1984	可変抵抗器—第 4 部：半固定可変抵抗器—第 1 節：タイプ VRT4P	製品仕様	2015
76	IS 8872:第 4 部:第 5 節:1984	可変抵抗器—第 4 部：半固定可変抵抗器—第 1 節：タイプ VRT5P	製品仕様	2015
77	IS 8909:第 1 部:1978	汎用固定抵抗器—第 1 部：一般要求事項および試験方法	製品仕様	2015
78	IS 8909:第 2 部:1978	汎用固定抵抗器—第 2 部：タイプ FRP1	製品仕様	2015
79	IS 8909:第 3 部:1978	汎用固定抵抗器—第 3 部：タイプ FRP2	製品仕様	2015
80	IS 8909:第 4 部:1978	汎用固定抵抗器—第 4 部：タイプ FRP3	製品仕様	2015
81	IS 8909:第 5 部:1978	汎用固定抵抗器—第 5 部：タイプ FRP4	製品仕様	2015
82	IS 8943:1978	プリント基板およびプリント回路上の設置を目的とした部品の設計・利用ガイド	実施規則	2014
83	IS 9256:第 1 部:1979	固定金属化ポリエステルフィルムコンデンサー—第 1 部：一般要求事項および試験方法	製品仕様	2015

84	IS 9256:第 2 部:1979	固定金属化ポリエステルフィルムコンデンサー第 2 部：タイプ FCPM 1	製品仕様	2015
85	IS 9256:第 3 部:1979	固定金属化ポリエステルフィルムコンデンサー第 3 部：タイプ FCPM 2	製品仕様	2015
86	IS 9333:2009	磁性酸化物半導体のシリンダー中子、チューブ中子、ねじ中子の測定方法	実施規則	2015
87	IS 9414:第 1 部:第 1 節:1979	デジタル集積回路の仕様詳細：第 1 NAND 回路、TTL、第 1 節 シングル 8 入力正論理	製品仕様	2015
88	IS 9414:第 1 部:第 2 節:1979	デジタル集積回路の仕様詳細：第 1 NAND 回路、TTL、第 2 節 デュアル 4 入力正論理	製品仕様	2012
89	IS 9414:第 1 部:第 3 節:1979	デジタル集積回路の仕様詳細：第 1 NAND 回路、TTL、第 3 節 トリプル 3 入力正論理	製品仕様	2012
90	IS 9414:第 1 部:第 4 節:1979	デジタル集積回路の仕様詳細：第 1 NAND 回路、TTL、第 4 節 クワッド 2 入力正論理	製品仕様	2012
91	IS 9437:第 1 部:1979	精密級固定抵抗器—第 1 部：一般要求事項および試験方法	製品仕様	2015
92	IS 9437:第 2 部:1980	精密級固定抵抗器—第 2 部：タイプ FRPR 1	製品仕様	2015
93	IS 9437:第 3 部:1980	精密級固定抵抗器—第 3 部：タイプ FRPR 2	製品仕様	2015
94	IS 9437:第 4 部:1980	精密級固定抵抗器—第 4 部：タイプ FRPR 3	製品仕様	2015
95	IS 9470:1979	パルス条件下における抵抗器の操作性試験方法	試験方法	2015
96	IS 9501:第 1 部:1980	超小型電子回路の電気特性の測定方法：第 1 部 デジタル超小型電子回路	試験方法	2015
97	IS 9501:第 2 部:1980	超小型電子回路の電気特性の測定方法：第 2 部 アナログ超小型電子回路	試験方法	2015
98	IS 9512:1980	抵抗器のパルス試験のガイドライン	実施規則	2015

99	IS 9593:第 1 部:1980	同調可変プラスチックフィルムコンデンサ 2 級—第 1 部 試験および一般要求事項	製品仕様	2015
100	IS 9596:1981	超小型電子回路の試験の一般要求事項および分類	実施規則	2015
101	IS 9614:第 1 部:1980	ハイメグ固定抵抗器—第 1 部 : タイプ FRHM 1	製品仕様	2015
102	IS 9614:第 2 部:1980	ハイメグ固定抵抗器—第 2 部 : タイプ FRHM 2	製品仕様	2015
103	IS 9614:第 3 部:1980	ハイメグ固定抵抗器—第 3 部 : タイプ FRHM 3	製品仕様	2015
104	IS 9638:第 1 部:1980	固定ポリエステルフィルム直流コンデンサー—第 1 部 : 一般要求事項および試験方法	製品仕様	2015
105	IS 9638:第 2 部:1984	固定ポリエステルフィルム直流コンデンサー—第 2 部 : タイプ FCPE 1	製品仕様	2015
106	IS 9638:第 3 部:1985	固定ポリエステルフィルム直流コンデンサー—第 3 部 : タイプ FCPE 2	製品仕様	2012
107	IS 9638:第 4 部:1984	固定ポリエステルフィルム直流コンデンサー—第 4 部 : タイプ FCPE 3	製品仕様	2012
108	IS 9807:1981	デジタル超小型電子回路の寿命試験	試験方法	2012
109	IS 9816:1981	半導体機器試験の一般要求条項および分類	製品仕様	2012
110	IS 10249:第 1 部:1982	電圧依存性抵抗器 (バリスタ) —第 1 部 : 一般要求事項および試験方法	製品仕様	2012
111	IS 10249:第 2 部:第 1 節:1983	電圧依存性抵抗器 (バリスタ) —第 2 部 : 低電圧—第 1 節 : タイプ VDF 1	製品仕様	2012
112	IS 10249:第 2 部:第 2 節:1983	電圧依存性抵抗器 (バリスタ) —第 2 部 : 低電圧—第 2 節 : タイプ VDS 1	製品仕様	2012
113	IS 10424:1982	プリント基板の設計・利用ガイド	実施規則	2014
114	IS 10477:1982	超小型電子回路のための環境検査手順	試験方法	2014



115	IS 10825:第 1部:1975	セラミックコンデンサタイプ1:第1 部 一般要求事項および試験方法	試験方法	2012
116	IS 10825:第 2部:1984	セラミックコンデンサタイプ1:第2 部 FCCT 1	製品仕様	2012
117	IS 10825:第 3部:1984	セラミックコンデンサタイプ1:第3 部 FCCT 2	製品仕様	2012
118	IS 10991:第 1部:1984	固定金属化ポリプロピレンフィルムコ ンデンサー第1部:一般要求事項およ び試験方法	試験方法	2012
119	IS 11214:1984	プリント配線板およびアセンブリの修 理ガイド	実施規則	2014
120	IS 11392:第 1部:第1 節:1985	プリント基板取付用ポットコアの取付 部品の製品寸法:第1部 サイズ 18×11 (mm)のポットコア、第1節 タイプ1	実施規則	2014
121	IS 11392:第 1部:第2 節:1988	プリント基板取付用ポットコアの取付 部品の製品寸法:第1部 サイズ 18×11 (mm)のポットコア、第2節 タイプ2	製品寸法	2014
122	IS 11515:第 1部:1985	固定金属化ポリカーボネートフィルム コンデンサー第1部:一般要求事項およ び試験方法	試験方法	2012
123	IS 11515:第 2部:1986	固定金属化ポリカーボネートフィルム コンデンサー第2部:タイプ FCCM 1	製品仕様	2012
124	IS 11515:第 3部:1986	固定金属化ポリカーボネートフィルム コンデンサー第3部:タイプ FCCM 2	製品仕様	2012
125	IS 11534:第 1部:1985	直熱式ステップ関数 PTC サーミスタ: 第1部 一般要求事項および試験方法	製品仕様	2012
126	IS 11880:1986	蓄音機のピックアップ装置や超音波振 動子、その他同様の装置に用いられる3 層圧電セラミック	製品仕様	2013
127	IS 12032:第 5部:1993	電気工学の分野における図示記号:第5 部 半導体および電子管	その他	2012
128	IS 12032:第 12部:1994	電気工学の分野における図示記号:第 12部 二値論理素子	その他	2012
129	IS 12032:第 13部:1992	電気工学の分野における図示記号:第 13部 アナログ部品	その他	2012

130	IS 12071:1987	プリント基板部品のガイド	実施規則	2014
131	IS 12284:1988	多層プリント基板の利用準備のための仕様	製品仕様	2014
132	IS 12641:2004	半導体機器—機械試験および機構試験の方法	試験方法	2012
133	IS 12970:第 1部:2010	半導体機器—集積回路：第1部品目別通則	製品仕様	2012
134	IS 12970:第 2部:第1 節:1992	半導体機器—集積回路：第2部 デジタル集積回路—定格および特性、第1節 部品目別通則	製品仕様	2012
135	IS 12970:第 2部:第2 節:1992	半導体機器—集積回路：第2部 デジタル集積回路—定格および特性、第2節 集積回路メモリ	製品仕様	2012
136	IS 12970:第 2部:第3 節:1993	半導体機器—集積回路：第2部 デジタル集積回路—定格および特性、第3節 集積回路マイクロプロセッサ	製品仕様	2012
137	IS 12970:第 3部:第1 節:1992	半導体機器—集積回路：第3部 デジタル集積回路—測定方法、第1節 部品目別通則	製品仕様	2012
138	IS 12970:第 3部:第2 節:1992	半導体機器—集積回路：第3部 デジタル集積回路—測定方法、第2節 静特性	製品仕様	2012
139	IS 12970:第 3部:第3 節:1993	半導体機器—集積回路：第3部 デジタル集積回路—測定方法、第3節 動的測定	製品仕様	2012
140	IS 12970:第 5部:第1 節:1991	半導体機器—集積回路：第5部 アナログ集積回路—定格および特性、第1節 汎用形式	製品仕様	2012
141	IS 12970:第 5部:第2 節:1992	半導体機器—集積回路：第5部 アナログ集積回路—定格および特性、第2節 演算増幅器	製品仕様	2012
142	IS 12970:第 5部:第3 節:1992	半導体機器—集積回路：第5部 アナログ集積回路—定格および特性、第3節 音声増幅器、ビデオ増幅器および通信用マルチチャンネル増幅器	製品仕様	2012

143	IS 12970:第5部:第4節:1992	半導体機器—集積回路：第5部 アナログ集積回路—定格および特性、第4節 RF アンプおよびIF アンプ	製品仕様	2012
144	IS 12970:第5部:第5節:1993	半導体機器—集積回路：第5部 アナログ集積回路—定格および特性、第5節 電圧調整器および電流調整器	製品仕様	2012
145	IS 12970:第5部:第6節:1993	半導体機器—集積回路：第5部 アナログ集積回路—定格および特性、第6節 アナログ信号スイッチング回路	製品仕様	2012
146	IS 12970:第6部:第1節:1992	半導体機器—集積回路：第6部 アナログ集積回路—測定方法、第1節 品目別通則	製品仕様	2012
147	IS 12970:第6部:第2節:1992	半導体機器—集積回路：第6部 アナログ集積回路—測定方法、第2節 線形増幅器	製品仕様	2012
148	IS 12970:第6部:第3節:1992	半導体機器—集積回路：第6部 アナログ集積回路—測定方法、第3節 電圧調整器	製品仕様	2012
149	IS 12970:第6部:第4節:1992	半導体機器—集積回路：第6部 アナログ集積回路—測定方法、第4節 アナログスイッチング回路	製品仕様	2012
150	IS 13504:1992	抵抗器の非直線性の測定方法	試験方法	2012
151	IS 13554:1992	2軸端子をもつ円筒形部品の製品寸法の測定	製品寸法	2012
152	IS 13562:1992	マイクロプロセッサに関する用語法	用語法	2012
153	IS 14901:第1部:2010	半導体機器—個別素子および集積回路—第1部：品目別通則	製品仕様	2013
154	IS 14901:第2部:2001	半導体機器—個別素子および集積回路—第2部：整流ダイオード	製品仕様	2014
155	IS 14901:第5部:2004	半導体機器—個別素子および集積回路—第5部：光電子装置	製品仕様	2012
156	IS 14901:第5部:第1節:2010	半導体機器—個別素子および集積回路—第5部：光電子装置 第1節 品目別通則	製品仕様	2014

157	IS 14901:第7部:2010	半導体機器—個別素子および集積回路—第7部：バイポーラトランジスタ	製品仕様	2012
158	IS 14901:第8部:2001	半導体機器—個別素子および集積回路—第8部：電界効果トランジスタ	製品仕様	2012
159	IS 15479:2004	高密度配線（HDI）層または基板の適格性および性能	製品仕様	2013
160	IS 15544:2004	水晶振動子の等価電気パラメーターの測定ガイド	製品仕様	2014
161	IS 15866:第1部:2010	電磁障害防止固定インダクタ：第1部 品目別通則	製品仕様	2012
162	IS/IEC 60862:第1部:2003	品質評価済み弾性表面波（SAW）フィルター 第1部 品目別通則	製品仕様	2012
163	IS/IEC 60862:第2部:2002	品質評価済み弾性表面波（SAW）フィルター 第2部 利用ガイド	製品仕様	2015
164	IS/IEC 60862:第3部:2003	品質評価済み弾性表面波（SAW）フィルター 第3部 標準の概要	製品仕様	2015
165	IS/QC 300000:1988	電子機器用固定コンデンサ 品目別通則	製品仕様	2015
166	IS/QC 300100:1988	電子機器用固定コンデンサ 品種別通則：固定ポリエチレンテレフタレートフィルム金属箔交流コンデンサ	製品仕様	2015
167	IS/QC 300200:2000	電子機器用固定コンデンサー—第15部 品種別通則 固定タンタル非固体または固体電解コンデンサ	製品仕様	2015
168	IS/QC 300201:2000	電子機器用固定コンデンサー—第15部 ブランク個別規格：固定タンタル固体電解コンデンサおよび多孔質陽極、評価水準 E	製品仕様	2015
169	IS/QC 300300:1992	電子機器用固定コンデンサ 品種別通則：アルミニウム固定および非固定電解コンデンサ	製品仕様	2015

170	IS/QC 300301:1993	電子機器用固定コンデンサ ブランク個別規格：アルミニウム非固体電解コンデンサ、評価水準 E	製品仕様	2015
171	IS/QC 300400:1988	電子機器用固定コンデンサ ー品種別通則：固定金属化ポリエチレンテレフタレートフィルム交流コンデンサ	製品仕様	2015
172	IS/QC 300401:1988	電子機器用固定コンデンサ ーブランク個別規格：固定金属化ポリエチレンテレフタレートフィルム交流コンデンサ、評価水準 E	製品仕様	2015
173	IS/QC 300600:1993	電子機器用固定コンデンサ ー品種別：固定セラミックコンデンサ、クラス 1	製品仕様	2015
174	IS/QC 300601:1993	電子機器用固定コンデンサ ーブランク個別規格：固定セラミックコンデンサ、クラス 1、評価水準 E	製品仕様	2015
175	IS/QC 300700:1994	電子機器用固定コンデンサ ー品種別：固定セラミックコンデンサ、クラス 2	製品仕様	2015
176	IS/QC 300701:1993	電子機器用固定コンデンサ ー品種別：固定セラミックコンデンサ、クラス 2	製品仕様	2015
177	IS/QC 300800:1994	電子機器用固定コンデンサ ー品種別：固定チップタンタルコンデンサ	製品仕様	2015
178	IS/QC 300801:1993	電子機器用固定コンデンサ ーブランク個別規格：固定チップタンタルコンデンサ、評価水準 E	製品仕様	2015
179	IS/QC 301200:1993	電子機器用固定コンデンサ ー品種別：固定金属化ポリプロピレンフィルム交流コンデンサ	製品仕様	2015
180	IS/QC 301201:1993	電子機器用固定コンデンサ ーブランク個別規格：固定金属化ポリプロピレンフィルム交流コンデンサ、評価水準 E	製品仕様	2015
181	IS/QC 301301:1993	電子機器用固定コンデンサ ーブランク個別規格：パルス固定金属化ポリプロピレンフィルム直流コンデンサ、評価水準 E	製品仕様	2015

182	IS/QC 301800:2001	電子機器用固定コンデンサー第 13 部： 品種別通則：ポリプロピレンフィルム 金属箔交流コンデンサ	製品仕様	2014
183	IS/QC 301801:2001	電子機器用固定コンデンサー第 13 部： ブランク個別規格：ポリプロピレンフ ィルム金属箔交流コンデンサ、評価水 準 E	製品仕様	2014
184	IS/QC 302400:1994	電子機器用固定コンデンサー品種別： 電源用電磁障害防止固定コンデンサ	製品仕様	2015
185	IS/QC 302401:1994	電子機器用固定コンデンサーブランク 個別規格：電源用電磁障害防止固定コ ンデンサ、評価水準 D	製品仕様	2015
186	IS/QC 390000:1994	電子機器用固定フィルム抵抗器ネット ワーク—品目別通則	製品仕様	2015
187	IS/QC 390100:1993	電子機器用固定フィルム抵抗器ネット ワーク—品種別通則：能力承認手順に 基づく品質評価済みフィルム抵抗器ネ ットワーク	製品仕様	2015
188	IS/QC 390101:1993	電子機器用固定フィルム抵抗器ネット ワーク—ブランク個別規格：能力承認 手順に基づく品質評価済みフィルム抵 抗器ネットワーク、評価水準 E	製品仕様	2015
189	IS/QC 400000:1988	電子機器用固定抵抗器—一般仕様	製品仕様	2015
190	IS/QC 400100:1988	電子機器用固定抵抗器—品種別通則： 低電力非巻線固定抵抗器	製品仕様	2015
191	IS/QC 400101:1988	電子機器用固定抵抗器—ブランク個別 規格：低電力非巻線固定抵抗器、評価 水準 E	製品仕様	2015
192	IS/QC 400200:1992	電子機器用固定抵抗器—品種別通則： 固定抵抗器	製品仕様	2015
193	IS/QC 400300:1992	電子機器用固定抵抗器—品種別通則： 精密級固定抵抗器	製品仕様	2015
194	IS/QC 400301:1992	電子機器用固定抵抗器—ブランク個別 規格：精密級固定抵抗器、評価水準 E	製品仕様	2015

195	IS/QC 400400:1994	電子機器用固定抵抗器—品種別：個別測定可能な固定ネットワーク抵抗器	製品仕様	2015
196	IS/QC 400401:1994	電子機器用固定抵抗器—ブランク個別規格：個別測定可能な固定ネットワーク抵抗器、同一抵抗値および同一定格電力、評価水準 E	製品仕様	2015
197	IS/QC 400402:1993	電子機器用固定抵抗器—ブランク個別規格：個別測定可能な固定ネットワーク抵抗器、異種抵抗値および異種定格電力、評価水準 E	製品仕様	2015
198	IS/QC 400500:1993	電子機器用固定抵抗器—品種別通則：全抵抗器が個別測定可能ではない固定ネットワーク抵抗器	製品仕様	2015
199	IS/QC 400501:1994	電子機器用固定抵抗器—ブランク個別規格：全抵抗器が個別測定可能ではない固定ネットワーク抵抗器、評価水準 E	製品仕様	2015
200	IS/QC 400600:1994	電子機器用固定抵抗器—品種別通則：チップ固定抵抗器	製品仕様	2015
201	IS/QC 400601:1993	電子機器用固定抵抗器—ブランク個別規格：チップ固定抵抗器、評価水準 E	製品仕様	2015
202	IS/QC 410000:2000	電子機器用可変抵抗器：第 1 部 品目別通則	製品仕様	2015
203	IS/QC 410100:1992	電子機器用可変抵抗器：品種別通則：ねじ駆動形および回転形半固定可変抵抗器	製品仕様	2015
204	IS/QC 410101:1992	電子機器用可変抵抗器：ブランク個別規格：ねじ駆動形および回転形半固定可変抵抗器、評価水準 E	製品仕様	2015
205	IS/QC 420000:1994	電子機器用バリスタ—品目別通則	製品仕様	2015
206	IS/QC 420100:1994	電子機器用バリスタ—品種別通則：サージ抑制バリスタ	製品仕様	2015
207	IS/QC 420101:1994	電子機器用バリスタ—ブランク個別規格：炭化ケイ素サージ抑制バリスタ、評価水準 E	製品仕様	2015

208	IS/QC 420102:1993	電子機器用バリスタ—ブランク個別規格：酸化亜鉛サージ抑制バリスタ、評価水準 E	製品仕様	2015
209	IS/QC 440000:1994	直熱形ステップ関数 PTC サーミスタ：品目別通則	製品仕様	2015
210	IS/QC 440001:1993	直熱形ステップ関数 PTC サーミスタ：ブランク個別規格—評価水準 E	製品仕様	2015
211	IS/QC 720100:第 12 部:2001	半導体機器—第 12 部：品種別通則 光電子機器	製品仕様	2014
212	IS/QC 750102:1989	半導体機器—個別素子—バイポーラトランジスタ—ブランク個別規格 低周波および高周波増幅用周囲定格バイポーラトランジスタ	製品仕様	2014
213	IS/QC 750104:1993	半導体機器—個別素子—バイポーラトランジスタ—ブランク個別規格 スイッチング応用バイポーラトランジスタ	製品仕様	2015
214	IS/QC 750105:1994	半導体機器—個別素子—信号（スイッチングを含む）用ダイオードおよび調整用ダイオード—ブランク個別規格 電圧調整ダイオード、基準電圧ダイオード、温度補償精密電圧基準ダイオードを除く	製品仕様	2015
215	IS/QC 750107:1994	半導体機器—個別素子—バイポーラトランジスタ—ブランク個別規格—高周波増幅用ケース定格バイポーラトランジスタ	製品仕様	2015
216	IS/QC 750108:1992	半導体機器—個別素子—整流ダイオード—ブランク個別規格 整流ダイオード（アバランシェ整流ダイオードを含む）、周囲定格およびケース定格、100A 以下	製品仕様	2015
217	IS/QC 750111:1994	半導体機器—個別素子—第 6 部：サイリスタ—第 2 節：ブランク個別規格 双方向 3 端子サイリスタ（トライアッ	製品仕様	2015



		ク)、周囲定格およびケース定格、 100A 以下		
218	IS/QC 760000:1994	半導体機器—集積回路—一般フィルム 集積回路およびハイブリッドフィルム 集積回路	製品仕様	2015
219	IS/QC 760100:1995	半導体機器—集積回路—適格性認証手 順に基づくフィルム集積回路およびハ イブリッドフィルム集積回路の品種別 通則	製品仕様	2015
220	IS/QC 760101:1995	半導体機器—集積回路—適格性認証手 順に基づくフィルム集積回路およびハ イブリッドフィルム集積回路のブラン ク個別規格	製品仕様	2015
221	IS/QC 760200:1995	半導体機器—集積回路—性能認証手順 に基づくフィルム集積回路およびハ イブリッドフィルム集積回路の品種別通 則	製品仕様	2015
222	IS/QC 760201:1995	半導体機器—集積回路—性能認証手順 に基づくフィルム集積回路およびハ イブリッドフィルム集積回路のブラン ク個別規格	製品仕様	2015
223	IS/QC 790130:1995	半導体機器—集積回路—デジタル集積 回路—ブランク個別規格 HCMOS デジ タル集積回路（シリーズ 54/74 HC、54/74 HCT、54/74 HCU）	製品仕様	2015
224	IS/QC 790131:1995	半導体機器—集積回路—デジタル集積 回路—ブランク個別規格 相補 MOS デジ タル集積回路（シリーズ 4000 バンド 4000UB）	製品仕様	2015
225	IS/QC 790132:1995	半導体機器—集積回路—デジタル集積 回路—ブランク個別規格 双極性単板デ ジタル集積回路ゲート（不確定論理ア レイを除く）	製品仕様	2015
226	IS/QC 790202:1993	半導体機器—集積回路—アナログ集積 回路—ブランク個別規格 集積回路演算 増幅器	製品仕様	2015

出典：BIS

## 6.4 コンピューター工学に関する標準

ソフトウェアおよびシステム工学専門委員会における標準

番号	インド標準 番号	タイトル	カテゴリー	再承認年
11	IS 11291:1985	コンピューターを用いたシステムの試験のための実施規則	実施規則	2016
12	IS 11365:1985	情報交換のための現地時間格差の表示	その他	2016
13	IS 11713:第 1部:1986	コンピューター複合施設の配置計画の手引き：第1部 レイアウト	その他	2016
14	IS 11713:第 2部:1986	コンピューター複合施設の配置計画の手引き：第2部 安全性	安全基準	2016
15	IS 11713:第 3部:1986	コンピューター複合施設の配置計画の手引き：第3部 セキュリティ上の配慮	実施規則	2016
16	IS 11713:第 4部:1986	コンピューター複合施設の配置計画の手引き：第4部 サービス	その他	2016
17	IS 12372:1987	単適合決定表の表示	その他	2016
18	IS 12373:第 1部:1987	情報処理システムのためのオープンシステム間相互接続の基本参照モデル	その他	2016
19	IS 12373:第 2部:1992	情報処理システムのためのオープンシステム間相互接続の基本参照モデル：第2部 セキュリティ・アーキテクチャ	その他	2016
20	IS 12373:第 3部:1992	情報処理システムのためのオープンシステム間相互接続の基本参照モデル：第3部 名前およびアドレスの付与	その他	2016
21	IS 12373:第 4部:1993	情報処理システムのためのオープンシステム間相互接続の基本参照モデル：第4部 管理フレームワーク	その他	2016
22	IS 13250:1992	産業用リアルタイムフォートラン—産業用プロセッサの制御についての応用	その他	2016
23	IS 13392:1992	情報処理用レコードグループについてのシーケンシャルファイル処理のプログラムフロー	その他	2016

24	IS 13394:1992	コンピューターを用いた情報用アプリケーションシステムの文書化のためのガイドライン	その他	2016
25	IS 13553:1993	情報処理システム用流通ソフトウェアパッケージの利用者用文書および外装表示	その他	2016
26	IS 13557:第 14 部:1993	情報処理システム—用語集：第 14 部 信頼性、保守性および可用性	その他	2016
27	IS 13557:第 18 部:1999	情報処理システム—用語集：第 18 部分 分散データ処理	その他	2016
28	IS 13587:1992	情報処理システム用計算機システム構成の図記号と用法	その他	2016
29	IS 13615:1993	情報処理システム用オープンシステム接続におけるアソシエーション制御サービス要素のサービス定義	その他	2016
30	IS 13672:1993	情報技術用オープンシステム間相互接続における応用層構造	その他	2016
31	IS 13675:第 1 部:1993	情報処理システム用テキスト通信における遠隔操作—第 1 部：モデル、記法、サービス定義	その他	2016
32	IS 13675:第 2 部:1993	情報処理システム用テキスト通信における遠隔操作—第 2 部：プロトコル仕様	その他	2016
33	IS 13706:1993	情報処理システム用オープンシステム間相互接続におけるアソシエーション制御サービス要素のためのプロトコル仕様	その他	2016
34	IS 13706:第 2 部:2016	情報技術—オープンシステム間相互接続—アソシエーション制御サービス要素のためのプロトコル仕様：プロトコル実装適合性宣言（PICS）標準書式		
35	IS 13707:第 1 部:1993	情報処理システム用テキスト通信における高信頼転送：第 1 部 モデルおよびサービス定義	その他	2016

36	IS 13707:第2部:1993	情報処理システム用テキスト通信における高信頼転送：第1部 プロトコル仕様	その他	2016
37	IS 13874:1993	C言語プログラミング対応コーディングの手引き	実施規則	2016
38	IS 14430:1997	パスカル言語プログラミング対応コーディングの手引き	実施規則	2016
39	IS 14638:1998	情報技術—ソフトウェア製品評価—品質特性および利用のためのガイドライン	その他	2016
40	IS 14639:1998	情報技術—ソフトウェアパッケージ—品質要求および試験	試験方法	2016
41	IS 14653:2014	情報技術—CASE ツールの評価・選択のためのガイドライン	実施規則	
42	IS 14692:第1部:1999	情報技術用語—第1部：基本用語	用語法	2016
43	IS 16124:2013	システムおよびソフトウェア工学—ソフトウェアライフサイクルプロセス	その他	2016
44	IS 16417:2015	ソフトウェア工学—ソフトウェア製品の品質要求および評価（SQuaRE）—計画および管理	その他	
45	IS 16419:第1部:2015	情報技術—ソフトウェア資産管理 第1部 適合性試験のプロセスおよび階層別評価		
46	IS 16456:2016	ソフトウェア工学—ソフトウェアライフサイクルプロセス—保守性		
47	IS 16457:2015	システムおよびソフトウェア工学—ソフトウェアライフサイクルプロセス		
48	IS 16458:2015	システムおよびソフトウェア工学—ソフトウェアライフサイクルプロセス—リスクマネジメント		
49	IS/ISO/IEC 20000:第1部:2014	情報技術—サービスマネジメント 第1部 サービスマネジメントシステム要件	その他	

50	IS/ISO/IEC 20000:第2 部:2014	情報技術—サービスマネジメント 第2 部 サーマネジメントシステムの応 用に関するガイダンス	実施規則	
51	IS/ISO/IEC 90003:2004	ソフトウェア工学—ISO 9001:2000 のコ ンピュータソフトウェアへの適用の ためのガイドライン	実施規則	2016

#### コンピューターハードウェア、周辺装置および識別カード専門委員会における標準

番号	インド標準 番号	タイトル	カテゴリ	再承認年
11	IS 11409:2006	情報処理—NRZ-1 方式による 12.7mm (0.5in) 幅、9トラック、32ftpm (800ftpi)、32cpmm (800cpi) 情報交 換用磁気テープ	製品仕様	2013
12	IS 11410:2006	情報処理—位相変調方式による 12.7mm (0.5in) 幅、9トラック、126ftpm (3200ftpi)、63cpmm (1600cpi) 情報 交換用磁気テープ	製品仕様	2013
13	IS 11411:1986	GCR 方式による 12.7mm 幅、9トラッ ク、246cpmm、情報交換用磁気テー プの情報記録様式	製品仕様	2013
14	IS 11419:1992	情報交換用磁気テープのファイル構成 およびラベリング	製品仕様	2013
15	IS 11853:第 1部:1987	MFM 記録方式による 130 mm 両面 3.8tpmm フレキシブルディスクカート リッジ上でのデータ交換—第1部：寸 法特性、物理特性および磁気特性	製品仕様	2013
16	IS 11853:第 2部:1986	MFM 記録方式による 130 mm 両面 3.8tpmm フレキシブルディスクカート リッジ上でのデータ交換—第2部：ト ラックフォーマット A	製品仕様	2013
17	IS 11853:第 3部:1986	MFM 記録方式による 130 mm 両面 3.8tpmm フレキシブルディスクカート リッジ上でのデータ交換—第3部：ト ラックフォーマット B	製品仕様	2013

18	IS 12223:第 1部:1987	IMFM 記録方式による 6.30mm 幅磁気テープカートリッジ—第 1 部：機械特性、物理特性および磁気特性	製品仕様	2013
19	IS 12223:第 2部:1989	IMFM 記録方式による 6.30mm 幅、252ftpmm、磁気テープカートリッジ上でのデータ交換—第 2 部：調歩式によるデータ交換のトラックフォーマットおよび記録方式	製品仕様	2013
20	IS 12327:第 1部:1988	MFM 記録方式による 130mm 幅、80 トラック、両面 13,262 磁束反転/rad、フレキシブルディスクカートリッジ上でのデータ交換—第 1 部 寸法特性、物理特性および磁気特性	製品仕様	2013
21	IS 12327:第 2部:1988	MFM 記録方式による 130mm 幅、80 トラック、両面 13,262 磁束反転/rad、フレキシブルディスクカートリッジ上でのデータ交換—第 2 部 77 トラック用トラックフォーマット A	製品仕様	2013
22	IS 12327:第 3部:1989	MFM 記録方式による 130mm 幅、3.8tpmm、両面 13,262 磁束反転/rad、高密度フレキシブルディスクカートリッジ上でのデータ交換—第 3 部 80 トラック用トラックフォーマット B	製品仕様	2013
23	IS 12636:1989	情報処理—位相変調方式による 6.30mm 幅、63 bpmmm 磁気テープカートリッジ上でのデータ交換	製品仕様	2013
24	IS 12660:1989	情報処理—情報交換用磁気テープカセットおよびカートリッジのラベルおよびファイル構成	製品仕様	2013
25	IS 12876:1989	位相変調方式による 3.81mm 幅、4cpmm、63ftpmm、磁気テープカセット上での情報交換	製品仕様	2013
26	IS 12878:第 1部:1989	GCR 記録方式による 6.30mm 幅、394ftpmm、磁気テープカートリッジ—第 1 部：機械特性、物理特性および磁気特性	製品仕様	2013

27	IS 12878:第2部:1989	GCR 記録方式による 6.30mm 幅、394ftpm、磁気テープカートリッジ—第2部：ストリーミングモード	製品仕様	2013
28	IS 12922:第1部:1989	MFM 記録方式による 90mm 幅、80トラック、両面 7,958 磁束反転/rad、フレキシブルディスクカートリッジ—第1部：寸法特性、物理特性および磁気特性	製品仕様	2013
29	IS 12922:第2部:1989	MFM 記録方式による 90mm 幅、80トラック、両面 7,958 磁束反転/rad、フレキシブルディスクカートリッジ—第2部：トラックフォーマット	製品仕様	2013
30	IS 13252:第1部:2010	情報技術装置の安全性 第1部 一般要求事項	安全基準	2013
31	IS 13252:第21部:2013	情報技術装置の安全性 第21部 遠隔電源供給	安全基準	2013
32	IS 13252:第22部:2014	情報技術装置の安全性 第22部 屋外に設置される装置	安全基準	
33	IS 13252:第23部:2014	情報技術装置の安全性 第23部 大規模データストレージ装置	製品仕様	
34	IS 13384:第1部:1992	ブラウン管を用いたデータディスプレイモニター—第1部 カラー画像	製品仕様	2013
35	IS 13384:第2部:1997	ブラウン管を用いたデータディスプレイモニター—第2部 モノクロ画像	製品仕様	2013
36	IS 13557:第12部:1993	情報処理システム—用語集—第12部：周辺機器	用語法	2013
37	IS 13737:1993	ISO 情報技術—情報交換用 130mm 書き換え可能光ディスクカートリッジ	製品仕様	2013
38	IS 13738:第1部:1993	MFM 記録方式による 90mm 幅、80トラック、両面 15,916 磁束反転/rad、フレキシブルディスクカートリッジ上でのデータ交換—第1部 寸法特性、物理特性および磁気特性	製品仕様	2013
39	IS 13738:第2部:1993	情報処理システム—MFM 記録方式による 90mm 幅、80トラック、両面 15,916 磁束反転/rad、フレキシブルディスク	製品仕様	2013

		カートリッジ上でのデータ交換—第2部 トラックフォーマット		
40	IS 14147:第1部:2003	識別カード—記録技術—第1部:エンボス	実施規則	2013
41	IS 14147:第2部:2003	識別カード—記録技術—第2部:磁気ストライプ—低保磁力	実施規則	2013
42	IS 14147:第7部:2013	識別カード—記録技術—第7部:磁気ストライプ—高保磁力、高密度	製品仕様	2013
43	IS 14173:1994	識別カード—発行者識別子のナンバリ ング方法および登録手続	その他	2000
44	IS 14173:第1部:2012	識別カード—発行者の識別—第1部: ナンバリングシステム	製品仕様	2015
45	IS 14173:第2部:2012	識別カード—発行者の識別—第2部: アプリケーションおよび登録手続	製品仕様	2015
46	IS 14174:2013	情報技術—識別カード—金融取引カ ード	製品仕様	
47	IS 14175:1994	情報処理—情報交換用フレキシブルデ ィスクカートリッジのボリューム構造 およびファイル構造	製品仕様	2013
48	IS 14176:1994	情報処理—情報交換用 CD-ROM のボリ ューム構造およびファイル構造	製品仕様	2013
49	IS 14202:第1部:2014	識別カード—IC カード 第1部:接触カ ード—物理特性	製品仕様	
50	IS 14202:第2部:2014	識別カード—IC カード 第2部:接触カ ード—製品寸法および接触箇所	製品仕様	
51	IS 14202:第3部:2013	識別カード—IC カード 第3部:接触カ ード—電氣的インターフェースおよび 伝送プロトコル	製品仕様	2013
52	IS 14202:第4部:2014	識別カード—IC カード 第4部:交換の ための構成、セキュリティおよびコマ ンド	製品仕様	
53	IS 14202:第5部:2013	識別カード—IC カード 第5部:アプリ ケーション提供者識別子の登録	製品仕様	2013
54	IS 14202:第6部:2013	識別カード—IC カード 第6部:交換の ための産業間共通データ要素	製品仕様	2013



55	IS 14202:第7部:2013	識別カード—ICカード第7部：構造化カード照会言語（SCQL）のための産業間共通コマンド	実施規則	2013
56	IS 14202:第8部:2013	識別カード—ICカード第8部：セキュリティオペレーション用コマンド	製品仕様	2013
57	IS 14202:第9部:2013	識別カード—ICカード第9部：カード管理共通コマンド	製品仕様	2013
58	IS 14202:第10部:2013	識別カード—ICカード第10部：同期カード用電気信号および初期応答	製品仕様	2013
59	IS 14202:第11部:2013	識別カード—ICカード第11部：バイオメトリクスを用いた本人確認	製品仕様	2013
60	IS 14202:第12部:2014	識別カード—ICカード第12部：接触カード—USB 電気インターフェースおよびオペレーティング手順	製品仕様	
61	IS 14202:第13部:2013	識別カード—ICカード第13部：マルチアプリケーション環境におけるアプリケーション管理用コマンド	製品仕様	2013
62	IS 14441:1997	キーボード	製品仕様	2013
63	IS 14486:1997	汎用ドットマトリックスプリンター	製品仕様	2013
64	IS 14701:1999	情報技術—データ交換用書き換えおよび読み取り専用 90mm 光ディスクカートリッジ	製品仕様	2013
65	IS 14886:2000	スイッチモード電源	製品仕様	2013
66	IS 14896:2001	パーソナルコンピューター	製品仕様	2013
67	IS 15062:2001	フロッピーディスクドライブ	製品仕様	2013
68	IS 15189:2002	情報技術—読み取り専用 120mm 光データディスク（CD-ROM）におけるデータ交換	製品仕様	2013
69	IS 15414:2003	クレジットカード—磁気ストライプ・第3トラックのデータコンテンツ	製品仕様	2013

70	IS/IEC 60990:1999	接触電流および保護導体電流の測定方法	試験方法	2013
----	----------------------	--------------------	------	------

出典：BIS

## 6.5 航空宇宙産業に関する標準

番号	インド標準 番号	タイトル	カテゴリー	再承認年
11	IS 7073:第 2 部:1983	航空貨物パレットおよびコンテナに関する用語集 第 2 部 航空貨物コンテナ	用語法	2014
12	IS 7074:1999	航空貨物設備—積み替え輸送パレット	製品仕様	2013
13	IS 7263:1973	航空機のトグルスイッチの操作指示	実施規則	2016
14	IS 7264:1974	航空機燃料加圧補給接続部の製品寸法	製品寸法	2016
15	IS 7828:2008	宇宙航行体—重力充填オリフィス	製品仕様	2013
16	IS 7829:1975	航空機用ガスシリンダーのマーキング	実施規則	2016
17	IS 7831:1975	航空機用潤滑油ニップルの製品寸法	製品寸法	2016
18	IS 7832:1975	航空機用地上空調設備への接続部品の製品寸法	製品寸法	2016
19	IS 7855:2011	航空機—航空機部品の設計および性能の表示—一般形式	その他	2011
20	IS 7856:1975	航空機の直流電源供給およびエンジン始動のための地上電源の安全機能	安全基準	2016
21	IS 7857:1975	航空機—燃料ノズル、接地プラグおよびソケット	製品仕様	2016
22	IS 7879:第 1 部:1975	航空宇宙用語集 第 1 部：通則	用語法	2016
23	IS 7879:第 2 部:1975	航空宇宙用語集 第 2 部：航空機の運行	用語法	2016
24	IS 7879:第 3 部:1975	航空宇宙用語集 第 3 部：構造	用語法	2016
25	IS 7879:第 4 部:1980	航空宇宙用語集 第 4 部：航空力学	用語法	2016
26	IS 7879:第 5 部:1982	航空宇宙用語集 第 5 部：重航空機（空 気より重い航空機）	用語法	2016

27	IS 7879:第 6 部:1978	航空宇宙用語集 第 6 部：宇宙用語	用語法	2016
28	IS 7879:第 7 部:1984	航空宇宙用語集 第 7 部：航空交通および地上サービス	用語法	2016
29	IS 7879:第 8 部:1987	航空宇宙用語集 第 8 部：発電装置	用語法	2016
30	IS 7915:1976	航空機の地上電源供給装置接続部品の製品寸法		2010
31	IS 8141:1976	宇宙工学で用いられるねじ山の耐性	製品寸法	2016
32	IS 8169:1997	航空貨物部品—大型航空機の底部デッキ専用のベース拘束型認定コンテナ	製品仕様	2013
33	IS 8252:第 1 部:1976	航空機部品の環境試験—第 1 部：通則	試験方法	2016
34	IS 8252:第 2 部:1980	航空機部品の環境試験—第 2 部：温度、圧力および湿度	試験方法	2016
35	IS 8252:第 3 部:1978	航空機部品の環境試験—第 3 部：湿度（24 時間サイクル）	試験方法	2016
36	IS 8252:第 4 部:1980	航空機部品の環境試験—第 4 部：着氷	試験方法	2016
37	IS 8252:第 6 部:1976	航空機部品の環境試験—第 6 部：耐水性	試験方法	2016
38	IS 8252:第 8 部:1979	航空機部品の環境試験—第 8 部：温度変化	試験方法	2016
39	IS 8252:第 10 部:1979	航空機部品の環境試験—第 10 部：塩水噴霧	試験方法	2016
40	IS 8252:第 11 部:1976	航空機部品の環境試験—第 11 部：差圧	試験方法	2016
41	IS 8252:第 14 部:1982	航空機部品の環境試験—第 14 部：機械振動	試験方法	2016
42	IS 8252:第 16 部:1979	航空機部品の環境試験—第 16 部：衝撃	試験方法	2016
43	IS 8252:第 18 部:1986	航空機部品の環境試験—第 18 部：磁界特性	試験方法	2016

44	IS 8252:第 21 部:1986	航空機部品の環境試験—第 21 部：爆発耐性	試験方法	2016
45	IS 8396:1977	航空貨物底部サンドイッチ板	製品仕様	2016
46	IS 8589:2011	航空貨物部品—インターラインパレット用ネット	製品仕様	2011
47	IS 8705:1978	航空機用インバータ	製品仕様	2016
48	IS 8706:1978	航空機の交流電源供給のための地上電源の安全機能	安全基準	2016
49	IS 8762:1978	大型航空機の底部デッキ用のハーフサイズ型認定コンテナの一般要求事項および試験	その他	2016
50	IS 8834:1978	航空機用汎用プッシュプル型三極サーキットブレーカーの製品寸法	製品寸法	2016
51	IS 8852:1978	航空機用汎用プッシュプル型単極サーキットブレーカーの製品寸法	製品寸法	2016
52	IS 8946:1978	航空機用回転電気機械の一般要求事項	その他	2016
53	IS 8980:1978	航空機用汎用プッシュプル型単極サーキットブレーカー	製品仕様	2016
54	IS 8981:1978	航空機用特別低電圧および低電圧スプリングリターン型ノンラッチスイッチ	製品仕様	2016
55	IS 9086:2003	宇宙航行体—汎用型頭部アルミニウム合金リベット	製品仕様	2013
56	IS 9087:2000	航空機—100°沈頭アルミニウム合金リベット	製品仕様	2016
57	IS 9088:1979	航空機用汎用型頭部ニッケル合金リベット	製品仕様	2016
58	IS 9089:2004	航空機—アルミニウムおよび展伸アルミニウム合金リベット—一般要求事項	製品仕様	2013
59	IS 9093:1979	航空機用 100°沈頭ニッケル合金リベット	製品仕様	2016
60	IS 9156:1979	航空機用直流発電機	製品仕様	2016
61	IS 9174:1979	航空機用単孔取付型レバー操作スイッチの製品寸法	製品寸法	2016

62	IS 9196:1979	航空機用回転形および線形アクチュエーター（交流および直流）	製品仕様	2016
63	IS 9204:1979	航空機の整備、維持管理、地上操作および安全上の問題点の表示	その他	2016
64	IS 9624:1980	航空機の客席および寝台の設計基準	製品寸法	2016
65	IS/ISO 9666:1993	航空機—自走式洗面所車両—機能要件	その他	2011
66	IS 9671:1980	航空機の騒音測定のための聴感補正（D-補正）	試験方法	2016
67	IS/ISO 9678:1991	航空機—自走式飲用水車両—機能要件	その他	2011
68	IS 10041:1981	航空会社技術業務用語集	用語法	2016
69	IS 10195:1982	絶縁航空貨物コンテナに関する一般要求事項	その他	2014
70	IS 10196:1982	航空機による遺体および遺灰の輸送に関するガイドライン	実施規則	2013
71	IS 10237:1982	航空機用直流電動機	製品仕様	2016
72	IS 10240:1982	航空機用電子機器の一般要求事項	その他	2016
73	IS 10241:第1部:1982	航空機用電線ケーブル—第1部：一般要求事項および試験	試験方法	2016
74	IS 10241:第2部:1982	航空機用電線ケーブル—第1部：Prenタイプ電線ケーブル	製品仕様	2016
75	IS 10241:第3部:1987	航空機用電線ケーブル—第1部：Nyvinタイプ電線ケーブル	製品仕様	2014
76	IS 10494:第1部:2012	航空機地上設備—基本要件 第1部：一般設計要件	その他	2012
77	IS 10494:第2部:2011	航空機地上設備—基本要件 第2部：安全性要件	安全基準	2011
78	IS 10515:1983	航空機用メインデッキコンテナ・パレットローダーの一般要求事項	製品仕様	2014
79	IS 10610:1983	航空機与圧室の地上試験接続	その他	2016

80	IS 10628:1983	宇宙航行体におけるボルト・ナットに関する一般要求事項	製品仕様	2016
81	IS 10682:1983	航空機シートベルト、膝式	製品仕様	2016
82	IS 10869:第1部:1984	イグルー—第1部：非構造型イグルー	製品仕様	2014
83	IS 10869:第2部:1984	イグルー—第2部：構造型イグルー組立品	製品仕様	2014
84	IS 10965:1984	航空機タイヤチューブ用バルブ	製品仕様	2016
85	IS 10966:1984	航空機タイヤチューブ用バルブのバルブシステム製品寸法	製品寸法	2010
86	IS 10980:第1部:2014	航空宇宙用メートルねじ (MJ) 第1部 一般要求事項	その他	
87	IS 10980:第2部:2014	航空宇宙用メートルねじ (MJ) 第2部 ボルトおよびナットの限界寸法	製品寸法	
88	IS 10980:第3部:2014	航空宇宙用メートルねじ (MJ) 第3部 流体システム用器具の限界寸法	製品寸法	
89	IS 10992:第1部:2003	航空機用タイヤおよびリム—第1部： 仕様書	製品仕様	2013
90	IS 10992:第2部:2003	航空機用タイヤおよびリム—第2部： タイヤの試験方法	製品仕様	2013
91	IS 11165:1985	航空機用シートレールおよびピン	製品仕様	2016
92	IS 11167:2011	航空機地上設備底部デッキローダー— 機能要件	製品仕様	2011
93	IS 11436:1985	航空貨物ユニット積載装置の地上操作 および輸送システムに関する一般要求 事項	その他	2016
94	IS 11437:1985	航空貨物ユニット積載装置との互換性 に関する地上設備の要件	製品仕様	2016
95	IS 11438:1985	航空貨物ユニット積載装置輸送車両 (UTV) の機能要件	製品仕様	2016
96	IS 11499:1996	航空貨物および航空地上貨物パレット および試験	製品仕様	2016

97	IS 11517:1985	航空貨物および航空地上貨物パレットの試験方法	試験方法	2011
98	IS 11553:2011	航空貨物設備—航空地上貨物パレット用ネット	製品仕様	2011
99	IS 11554:1986	航空地上貨物パレット用ネットの試験方法	試験方法	2016
100	IS 11642:第1部:1986	アルミニウム製六角形ハニカムコア—第1部：一般要求事項	その他	2011
101	IS 11642:第2部:1986	アルミニウム製六角形ハニカムコア—第2部：試験方法	試験方法	2011
102	IS 11644:1999	宇宙航行体用ボルトおよびねじの形状および位置の耐久性	製品寸法	2016
103	IS 11649:第1部:1986	民間航空機の床材用アルミニウム製ハニカムサンドイッチ板—第1部：一般設計要件	製品仕様	2011
104	IS 11649:第2部:1986	民間航空機の床材用アルミニウム製ハニカムサンドイッチ板—第2部：試験方法	試験方法	2011
105	IS 11680:1986	六角形スロット付き（ゆるみ止め溝付き）ナット（MJシリーズ）	製品仕様	2011
106	IS 11715:第1部:2011	宇宙航行体—食付き部および不完全ねじ 第1部 ロールおねじ	その他	2011
107	IS 11715:第2部:2012	宇宙航行体—食付き部および不完全ねじ 第2部 めねじ	その他	2012
108	IS 11903:1986	航空機用タイヤチューブバルブ蓋	製品仕様	2011
109	IS 12043:第1部:1987	航空機用コネクター第1部：一般要求事項	その他	2014
110	IS 12043:第2部:1987	航空機用コネクター第1部：試験	試験方法	2014
111	IS 12044:1987	航空機用機械操作スイッチ	製品仕様	2014
112	IS 12462:1988	航空貨物コンテナおよび特大貨物の吊搬用自走式構台の機能要件	製品仕様	2013

113	IS 12524:1988	メインデッキの荷物コンテナ積載装置の一般要求事項	その他	2014
114	IS 12545:1988	航空貨物の積載量の計算方法	実施規則	2014
115	IS 12546:1988	航空貨物コンテナ積載装置の一般安全要件	安全基準	2014
116	IS 12559:1989	自走式コンベアベルト積載装置の一般要求事項	その他	2014
117	IS 12603:1988	次世代広胴型航空機による航空貨物システムおよび機内客室（複合輸送）の一般要求事項	その他	2014
118	IS 12678:1989	宇宙航行体—地上設備—オペレーター向け図示記号	実施規則	2014
119	IS 12842:1989	固定器具—航空機用ネット組立部品	製品仕様	2014
120	IS 12863:1989	ユニット積載装置（ULD）による航空貨物処理システムの図示記号の標準化	実施規則	2014
121	IS 13153:1991	宇宙航行体—平座金六角ナット（MJシリーズ）—強度クラス 1100MPa—最大作動温度 235°C	その他	2011
122	IS 13259:1992	航空機牽引車—性能要求	その他	2013
123	IS 13269:1991	航空機—単穴および3穴取付型（クラス3）レバー操作用手動スイッチ—製品寸法	製品寸法	2011
124	IS 13283:1991	宇宙航行体—戻り止め六角ナット（MJシリーズ）—強度クラス 1100MPa—最大作動温度 425°C	その他	2011
125	IS 13296:1992	航空機—レバー操作用手動スイッチ（クラス3）の性能要求	その他	2011
126	IS 13309:1992	航空機—レバー操作用手動スイッチ（クラス1および2）の性能要求	その他	2011
127	IS 13835:第1部:2011	航空機—地上電源接続装置 第1部：設計、性能および試験要件	その他	2011



128	IS 13835:第2部:2012	航空機—地上電源接続装置 第2部:製品寸法	製品寸法	
129	IS 13908:1993	航空機—ユニット積載装置—貨物の積載および固定—ガイドライン	実施規則	2014
130	IS 13932:1994	航空機—電線ケーブル—識別表示	その他	2016
131	IS 14388:1996	航空機—底部デッキ用ターンテーブルコンテナドローリ—機能要件	その他	2011
132	IS 14389:1996	航空貨物—パレットドローリ—機能要件	その他	2011
133	IS 14431:1997	空港乗客バス—機能要件	その他	2014
134	IS 14432:1997	航空機—階段昇降機—機能要件	その他	2014
135	IS 14547:1998	航空機—電線ケーブルおよびケーブルハーネス—用語法	用語法	2013
136	IS 14548:1998	航空機—スタンバイ磁気コンパス	製品仕様	2013
137	IS 14576:1998	航空機—大型航空機のための自走式旅客搭乗階段—機能要件	その他	2013
138	IS 14751:1999	ガスタービン—用語集	用語法	2016
139	IS 14790:2000	航空機—大型航空機のための配膳車—機能要件	その他	2016
140	IS 14798:2000	宇宙航行体—座ぐり穴つき戻り止め固定1 ラグアンカーナット、強度クラス 1100MPa/235°C	その他	2016
141	IS 14799:2000	宇宙航行体—皮膜付きまたは皮膜のない MJ ねじおよび座ぐり穴つき戻り止め浮動2 ラグアンカーボルトおよびナット、強度クラス 1100MPa/235°C、1100MPa/315°C および 1100MPa/425°C	製品仕様	2016
142	IS 14824:2000	宇宙航行体—皮膜付きまたは皮膜のない MJ ねじおよび座ぐり穴つき戻り止め固定1 ラグアンカーボルトおよびナット、強度クラス 1100MPa/235°C	製品仕様	2016

143	IS 15192:2002	宇宙航行体—ナット—形状および位置による耐性	その他	2013
144	IS 15293:2003	宇宙航行体—最大作動温度 425°C 以下の戻り止めナット—調達仕様書	製品仕様	2013
145	IS 15308:2003	宇宙航行体—皮膜付きまたは皮膜のない金属材料製密閉式 MJ ねじつき戻り止め差込み工具—製品寸法	製品寸法	2013
146	IS 15428:2004	航空機用ラジアル・重層タイヤの更生	製品仕様	2016
147	IS 15437:2003	宇宙航行体—強度クラス 1100Mpa 以下の 100°普通皿、内部オフセット十字リブ付き、普通シャンクのショートまたはミディアム長皮膜付きまたは皮膜のない金属材料製 MJ ねじ—製品寸法	製品仕様	2014
148	IS 15469:2012	宇宙航行体—強度クラス 1100Mpa 以下の皮膜付きまたは皮膜のない金属材料製標準フランジ付き 12 ポイントヘッド／標準シャンクのショートまたはミディアム長 MJ ねじボルト—製品寸法	製品仕様	
149	IS 15471:2012	宇宙航行体—最大作動温度 425°C 以上の戻り止めナット—調達仕様書	製品仕様	
150	IS 16000:2004	宇宙航行体における品質マネジメントシステム—要求事項	システム標準	2016

出典：BIS

## 6.6 環境基準

中央公害規制委員会（CPCB）が標準を策定した各産業は以下に挙げるとおりである。

番号	産業
11	炭化カルシウムプラント
12	カーボンブラック産業
13	セメント産業
14	セラミック産業
15	塩素アルカリ（苛性ソーダ）
16	コークス炉

17	銅、鉛、亜鉛溶錬工場
18	炭鉱のための環境基準
19	洗炭場
20	乳業
21	溶銑炉
22	ディーゼル発電機
23	自動車車両：環境基準
24	染料および染料中間体産業
25	食用油およびバナスパチ産業
26	電気めっき産業
27	発酵食品産業（蒸留酒製造所、モルト・ビール製造所）
28	肥料産業
29	製粉産業
30	食品・果物加工産業
31	鑄造工場
32	環境汚染物質の処分に関する一般基準
33	ガラス産業
34	医療廃棄物
35	総合鉄鋼工場
36	無機化学産業
37	ジュート加工産業
38	石灰窯
39	大規模パルプ・製紙産業
40	皮革産業
41	人工繊維産業
42	天然ゴム加工産業
43	硝酸工場
44	騒音
45	石油精製
46	石油掘削・天然ガス抽出産業

47	有機化学製品製造業
48	塗料産業
49	殺虫剤産業
50	製薬産業
51	石油化学
52	と畜場、精肉・海産物産業
53	小規模パルプ・製紙産業
54	小規模産業
55	砕石工場
56	製糖産業
57	硫酸工場
58	合成ゴム
59	石灰産業
60	でんぷん産業
61	軟質コークス産業
62	皮なめし工場
63a	火力発電所
63b	火力発電所（天然ガス・ナフサ燃焼型）
63c	火力発電所：コンデンサ冷却水廃棄温度の制限
64	沿岸水域・河口の水質基準
65	レーヨン産業：排出標準
66	固定ディーゼル発電機（DG）の騒音公害規制のための標準・ガイドライン
67	デリー首都圏における承認済み燃料
68	新型発電機（19キロワット以下）の排出標準
69	爆竹に関する騒音基準

出典：[エンバイロケア社](#)

## インド標準に関する報告書

2017年3月作成

---

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）知的財産・イノベーション部貿易制度課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-5543